

第2章 初動対応（地震発生後 24 時間の活動）

第1節 災害対策本部会議開催前の状況

1 概要

地震発生とともに災害対策本部を設置し、行政庁舎5階総務部危機対策課及び消防課執務室に災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）を開設し、速やかに各市町村への津波警報の連絡、自衛隊への災害派遣要請、庁内の各部局連絡員会議を開催した。

なお、本部事務局各グループの初動対応については、第3章第1節に以後の対応を含めて記述する。

2 主な対応内容

14時50分、危機対策課危機対策企画専門監から陸上自衛隊第22普通科連隊（多賀城駐屯地）に対し、電話にて災害派遣準備について連絡した。

14時52分には陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課へ電話にて情報収集のための偵察を依頼した。これに対し、自衛隊では震度7を観測した栗原市へ偵察を出すこと、被害状況を把握するためヘリコプターを運航させること、県庁へ連絡員を派遣したことの回答を得る。

14時58分、14時49分に緊急地震速報用ラジオから大津波警報が発表されたことを覚知したため、全市町村に対し衛星無線FAXにて手書きによる避難指示を一斉送信した。

15時01分、知事（以下「本部長」）が本部事務局へ来室し、本部長から自衛隊への災害派遣要請が指示された。

15時02分、陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課へ電話にて災害派遣要請した。

15時10分、行政庁舎5階危機管理センターにて災害対策本部連絡員会議を開催し、各部局に対し15時30分に行政庁舎4階庁議室にて災害対策本部会議を開始する旨伝達した。

15時14分、気象庁より、津波予想10m以上と発表されたことから、全市町村あて衛星無線FAXにて避難指示を一斉送信した。

15時17分、自衛隊の連絡要員（先遣隊）が県庁に到着した。



地震発生後の行政庁舎5階・
災害対策本部事務局執務室
（3月11日 15時24分）

第2節 災害対策本部会議開催以降の状況

1 第1回災害対策本部会議の開催及び主な対応

15時30分、行政庁舎4階庁議室にて第1回の災害対策本部会議を開催した。本会議では、本部長から「津波で大変な被害が出ている。情報の収集、人命救助に全力を挙げていく。」旨の方針が伝えられるとともに、本部事務局長（危機管理監）より現在までの対応状況について報告が行われた。

行政庁舎5階本部事務局執務室が各関係機関の要員等で混雑してきたので、行政庁舎2階講堂への本部事務局移設が指示される。

全庁を挙げて被害情報等の収集に全力を挙げるが、NTT回線等の一般回線が障害により通信不能であったほか、防災行政無線については、津波被害により県機関では気仙沼合同庁舎、石巻合同庁舎、南三陸合同庁舎等が使用不能となり、市町では、庁舎建物が全壊した女川町、南三陸町が使用不能、大崎市、山元町では防災行政無線が機能していたものの、庁舎建物の損壊が大きかったことから使用することができなかった。また、いずれの被災地でも現場が相当混乱していたことから、被災情報の全体把握が極めて困難な状況であった。宮城県総合防災情報システム（MIDORI）による市町村等から被害状況の報告についても、防災行政無線の状況と同様に、庁舎建物が津波により全壊した女川町、南三陸町では使用不能になったほか、それ以外の市町村においても現場が混乱していたことが原因で報告が行えない状況が続いた。被災状況については、自衛隊等からの情報提供により被害の収集が行われた。



第1回災害対策本部会議（3月11日15時36分 行政庁舎4階庁議室）

15時36分、国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請。

16時00分、本部長臨時記者会見。

16時20分、東北方面総監部の連絡要員（約40人）により、行政庁舎2階第二入札室に「自衛隊県庁連絡調整所」が開設される。以後、自衛隊が入手した被害等の情報について逐次情報提供を受ける。

2 第2回災害対策本部会議の開催及び主な対応

17時00分、第2回災害対策本部会議を開催。本会議では、各本部員等から被害状況及び対応状況の報告を行うとともに、本部長からは「各部長の判断により、各分野専門の対策チームを編成の上、対応に当たってほしい。」旨の方針が伝えられる。

17時を過ぎたころから、市町村、地方機関、一般からの被害報告や避難者情報が多数寄せられはじめる。

18時00分、本部事務局を行政庁舎2階講堂へ移設完了。本部事務局の移設は、平成20年岩手・宮城内陸地震における課題を踏まえ、行政庁舎2階講堂にあらかじめ、電話配線、電気配線等の環境整備を行っていたことから、おおむね2時間程度で作業を終えることができた。

3 第3回災害対策本部会議の開催及び政府調査団への状況報告

19時30分、第3回災害対策本部会議を開催。本会議では、各本部員等から被害状況及びこれまでの対応状況の報告があり、本部長からは引き続き被害情報の収集に努めるよう指示があった。また、到着した政府調査団に対し、本部長から説明の上、今後の対応については追って災害対策本部会議で指示する旨の方針が伝えられた。

20時50分、行政庁舎2階講堂において、本部長から政府調査団に対し状況報告。

4 第4回災害対策本部会議の開催

22時30分、第4回災害対策本部会議を開催。本会議から政府調査団が同席した。政府調査団東祥三内閣府副大臣（当時）からは、「適切な情報を官邸に報告する」「被災地以外の自衛隊、消防、警察をどう対応させるかを伝えている」「毛布、水、食料の要請を行った」「明日へりで現地視察を行う」旨の報告があった。また、本部事務局からは、仙台市宮城野区のJX日鉱日石エネルギー株式会社（仙台製油所）のLPG設備から出火・爆発したこと、自衛隊、海上保安庁、長野県、愛知県、札幌市等のヘリコプター30機による救助を明朝から行うこと、各医療機関で発電機用のA重油が不足していることなどを報告した。これに対し本部長からは医療機関へのA重油対応に向け関係機関との調整を行うよう指示が出された。

5 第5回災害対策本部会議の開催及び知事ら関係者による現地視察

3月12日5時00分、第5回災害対策本部会議を開催。本会議では、政府調査団、東祥三内閣府副大臣から「本日午前6時に現地対策本部を設置」「ヘリによる現地視察の実施」「A重油対応について、県からの要望に的確に対応するため体制を整えている」「緊急消防援助隊、東京都等の応援が911人、消防車219台が気仙沼市、石巻市及び名取市の沿岸部へ入る」「菅総理大臣（当時）が本日、宮城県及び福島県を視察する」旨の報告があった。本部長からは、「遺体の安置対策について、経済商工観光部より各

地方振興事務所へ依頼し、受付担当を手配すること」「医師の派遣について保健福祉部で調整すること」「引き続き自衛隊には人命救助に全力を挙げてほしいこと」「遺体安置所について、関係市町及び関係消防本部へ連絡すること」の指示があった。

6時00分、東祥三内閣府副大臣、市村浩一郎国土交通大臣政務官（当時）、本部長ら関係者が現地調査を行うため、出発。陸上自衛隊霞目駐屯地（仙台市）より自衛隊ヘリコプターに搭乗し、6時55分から8時50分の間、県内沿岸部を北上し、岩手県釜石市まで調査を行い、石巻市、気仙沼市の被害が甚大であることを確認した。

6 第6回災害対策本部会議の開催

10時30分、第6回災害対策本部会議を開催。本会議では、東祥三内閣府副大臣から「2時間程度空から被災地を視察した。全力を尽くして人命救助に努めなければならない」「金融庁が預金対応の引き出しの早急対応について通知を行った」「緊急消防援助隊の配置について、富山県、長野県等から387隊1,341人の隊員が応援にかけつける予定」の指示・報告があった。本部長からは「上空から確認すると塩竈市の被害が他地域と比較し、幾分低いので緊急消防援助隊の応援の調整をすること」「東松島市、気仙沼市の学校関係の情報が入っていない。対応を考えること」「高台以外は全壊の状況である。市町に対し県から人を派遣しないと機能しないので、各部でどういった職員を派遣できるのか検討すること」「片山（総務）大臣（当時）から各都道府県には応援の用意があるとの連絡があった。各都道府県に対し個別に要請すると混乱が生じるので、全国知事会を通じて、何が必要かを要請したい旨を伝えたところ、大臣からは早急に対応する旨の回答があった。時間がない状況なので企画総務課が窓口となり、13時までに各部局で（応援要請の）リストを提出すること。特に土木部は専門人材が必要になるはずである」の指示が出された。

7 第7回災害対策本部会議の開催

15時00分、第7回災害対策本部会議を開催。本会議から東北電力株式会社が加わった。地震発生から24時間が経過した。本会議での報告内容及び指示は次のとおりであった。

【東内閣府副大臣】

- ・ 本日、福島県、宮城県を菅総理が上空から視察。自衛隊派遣を2万人から5万人に対応することとした。
- ・ 被災者の食料、水、ストーブの調達、A重油（の調達）に関しても全力で取り組んでいる。

【本部長】

- ・ A重油は、明日の同時刻まで病院への供給が対応できていないでは人命に関わるので、病院局と本部事務局長（危機管理監）との間で十分に調整の上、対応すること。
- ・ 大津波警報が解除されていない状況であるが、二次災害に注意しながら人命救助優先で対応すること。
- ・ 必要な予算については予備費、補正予算で対応していくので、この旨、地方機関にも徹底すること。

3月15日の議会閉会日に予備費の追加提案を行う方針。財政課から所要額の照会があるので速やかに対応すること。

- ・ 避難者からの要望すべてに応えることは難しい状況であるが、特に医薬品や妊婦の方への対応を優

先すること。

- ・ 新潟県知事から食料の供給について、国から県、県から市町村、市町村から避難所という対応だと混乱するため、食料支援の要請を行う場合には、どこに、何人ということを伝え、直接配送してもらうの方が良いとのこと。また、自衛隊の体制が整えば、温かい食事を提供してもらい、その方が被災者の元気が出るとの助言を得たので、必要な対応について願います。
- ・ 避難所の避難者数について、夜間に確認するのと、朝に確認するのとでは数が大きく違うので、朝、家に帰った人が夜に避難所に戻ってくるので、夜間の人数を報告願いたい。
- ・ 今後の48時間が勝負なので、行方不明者の救出を優先に対応すること。

本部会議は報道機関へ全面公開で開催していたことから、報道機関に対し本部長から次のとおり協力要請を行った。

「国及び都道府県からの支援はあります。その調整は大変であります。全国からのボランティアの方々の受入れについて、宿泊場所、食事の問題まだ整っていませんので、準備が整うまでもうしばらくお待ちいただきたい。支援物資については配付するのに大変な労力を要しますので、義援金での対応をお願いしたい。マスコミの方々には（この点について）よろしく（報道いただけるよう）お願いしたい。」

第3節 災害対策本部各部及び関係機関の初動対応

1 人命救助活動

(1) 警察

ア 災害警備体制の確立

a 災害警備本部の設置

3月11日14時46分、地震発生と同時に「非常体制」を発令し、警察本部長を長とする「宮城県警察災害警備本部」を設置するとともに、県下24全警察署においても、「署災害警備本部」を設置し、県下3,900人の災害警備体制を確立した。

b 関係部隊の編成

災害警備本部では、総括班、実施班、情報班のほか、検視班、交通対策班等を編成するとともに、各班直轄部隊を編成し、被災情報の収集、被災者の救出及び緊急交通路の確保等を実施した。

c 広域緊急援助隊の援助要求

地震発生直後の被災情報を警察庁及び東北管区警察局に速報するとともに、広域緊急援助隊の派遣の調整を要請した。その後、警察法に基づく援助の要求を行い、直ちに広域緊急援助隊の本県への派遣が決定した。

d 現地統括官制度の運用

被災地を4ブロックに分割し、それぞれ所属長級の警視による現地統括官を配置し、被災状況の把握と支援部隊への任務付与、他関係機関との連絡調整等を実施した。

イ 被災情報の収集

a 災害警備本部

災害警備本部では、一般加入電話等一部有線が不通となる中、警察無線及び衛星電話等による県内全域の被災情報を収集したほか、現場警察官からの情報を一元的に集約し、被災情報の把握及び対応に当たった。

i 県警ヘリコプターによる被災情報の収集

飛行中であつた「まつしま」と緊急出動した「あおば」の2機の県警ヘリコプターにより、被害実態の調査など、沿岸部を中心とした被災情報の収集を行った。

ii 110番受理

他の有線が不通となり、他機関への通報等も110番入電することとなった影響もあり、地震発生直後から通報が激増した。通信指令室では、全受理台を使用し、110番受理及び関係警察署への通信指令に当たったが、受理台の滞留状態は24時間続いた。

iii 道路状況の調査

県内全域で発生した停電の影響により滅灯した信号機や陥没、地割れした道路の調査を行い、交通にかかる被災情報の収集に当たった。

b 署災害警備本部

警察署では、交番・駐在所のパトカーのほか、バイクを活用し、地震発生直後の被災情報の収集に当たったが、続発する余震や津波による道路冠水及びがれきの散乱等により、情報収集は困難を極め、沿岸部を中心とした被災情報の把握には相当の時間を要した。

ウ 被災者等の避難誘導

a 沿岸警察署管内の避難誘導

大津波警報発令直後から沿岸警察署管内において、パトカーによる広報活動を実施し、住民の避難誘導を行った。パトカーによる広報で、初めて避難を始める住民がいるなど効果が見られた反面、沿岸部で避難誘導中の警察官が津波被害に遭い、殉職する結果となった。

b 県警ヘリコプターによる避難誘導

飛行中であった「まつしま」と緊急出動した「あおば」の2機の県警ヘリコプターは、沿岸部において外部スピーカーを活用した避難広報に当たった。

エ 被災者の救出及び救護

a 県警ヘリコプター・機動隊レンジャー部隊による救出活動

地震発生後、県警ヘリコプターを出動させ、名取市閉上大橋周辺で6人を救助したのをはじめ、東松島市野蒜地区で津波による流出家屋から9人を救助する等の活動に従事した。

b 機動隊、管区機動隊及び第二機動隊等による救出活動

津波被害が甚大な沿岸9警察署に本県の機動隊、管区機動隊及び第二機動隊のほか、警視庁をはじめ他都県から特別派遣された広域緊急援助隊が被災地に入り、被災者の救出活動に当たった。

オ 緊急交通路の確保

東日本大震災の発生に伴い、災害対策基本法第76条第1項に基づき、3月12日11時から東北道（福島県境～岩手県境までの103.4km）において第一次緊急交通路の指定を実施するとともに、緊急通行車両確認標章の交付を行った。

カ 行方不明者対策（相談ダイヤルの開設）

大津波による被災地域が県内沿岸部全域に及び、また、停電等により県内全域における通信手段が途絶し、家族、知人等に対する安否確認が多数寄せられたことから、3月12日9時に警察本部に「行方不明者相談ダイヤル」を開設し、24時間体制で県民に対する全国及び海外からの行方不明者相談に対応した。

キ 遺体の収容及び死者の検視

関係機関と連携を図りながら、救出・救助活動等の中で発見した多数の遺体を検視場所（遺体安置所）に収容し、検視を行った。

(2) 消防

ア 陸上部隊

a 各消防機関の活動概要

宮城県内では地震発生後24時間において、県内市町村の消防機関（以下「地元消防本部」という。）並びに消防団（以下「消防団」という。）、宮城県広域消防相互応援協定の規定に基づく応援消防部隊（以下「県内広域消防応援隊」という。）及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）等が活動した。

各消防機関において、地震発生から12日までの間に延べ30,406人の隊員が出動し、4,094人を救助した。

- ・ 地元消防本部及び消防団

地震発生と同時に県内12の地元消防本部（単独市消防機関5機関、一部事務組合7機関）は活動を開始し初動期の3月11日に2,665人、翌12日に2,542人、延べ5,207人の隊員が活動し他の消防関係機関と共同し救助活動を行った。

沿岸部を管轄する七つの消防本部は各種災害対応を実施、特に救助救急活動が行われ、併せて人命検索、地域住民の避難誘導及び広報活動等が実施された。内陸部を管轄する五つの消防本部においては、管内の各種災害対応と平行して沿岸消防本部に対する宮城県広域消防相互応援協定に基づく活動が開始された。また、県内の各消防団においては3月11日に11,728人、翌12日に11,892人、延べ23,620人の消防団員が出動し献身的な救助活動を行った。

沿岸部の15の消防団においては、人命検索活動の他、防潮堤の閉鎖、避難誘導・支援、広報活動及び被害状況の調査等が実施されており、内陸部の20の消防団においては被害状況の調査、巡回警戒、安否確認及び避難所の支援等が実施された。

- ・ 県内広域消防応援隊

今回の震災では、被害が沿岸部を中心に県内全域に及んだこと、また、代表消防機関である仙台市消防局の管内においても甚大な被害が発生したことから、各ブロックにおいて活動を実施した。

大崎ブロックでは大崎地域広域行政事務組合消防本部、栗原市消防本部及び登米市消防本部から気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部に対し、塩釜ブロックでは黒川地域行政事務組合消防本部が塩釜地区消防事務組合消防本部に対し、仙南ブロックでは仙南地域広域行政事務組合消防本部から名取市消防本部、岩沼市消防本部及び亶理地区行政事務組合消防本部に対して県内広域消防応援隊を編成及び被災地へ派遣を行い、救助活動、人命検索及び後方支援活動を実施した。

- ・ 緊急消防援助隊

3月11日15時30分、仙台市消防局から宮城県に対し緊急消防援助隊の応援要請がなされた。宮城県では大地震の揺れと津波による甚大な被害が予想されることから、15時36分消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行うとともに、行政庁舎5階、災害対策本部事務局内に宮城県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置した。代表消防機関（仙台市消防局）の派遣職員、総務省消防庁の派遣職員、指揮支援部隊〔札幌市消防局（当初は東京消防庁が代行）〕が順次到着し調整本部機能を構築した。その後、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、名取市消防本部、岩沼市消防本部、亶理地区行政事務組合消防本部からそれぞれ派遣要請があり、調整本部が沿岸部を管轄する全7消防本部における消防応援部隊の受援・活動調整に当たった。

同日15時40分、法制化以来初めてとなる消防庁長官による出動指示が発出された。現地では、富山県隊が、3月12日5時30分に名取市に到着し消防応援活動を開始、その後、順次、各都道府県隊が到着し3月12日までに指揮支援部隊を含め1都1道1府6県の部隊、延べ363隊、1,506人が人命救助、人命検索及び救急出動等の活動を開始した。

b 検証

《評価できる対応》

【地元消防本部関係】

- ・ 自主参集が迅速だったため、初動警防体制が早期に確立できた。

【消防団関係】

- ・ 大規模災害を想定した訓練及び研修を定期的実施していたことにより、早期に参集し、救援活動等を実施できた。
- ・ 津波に対する訓練を行っていたため、ある程度円滑に避難誘導できた。
- ・ 地元根付く消防団により、避難行動や炊き出し等の活動における混乱を最小限にすることができた。

【県内広域消防応援隊関係】

- ・ 被災地に対して、先行調査隊を派遣し情報収集したことにより、活動方針の決定及び円滑な支援体制の準備に有効であった。
- ・ 代表消防機関（仙台市消防局）が被災したことに伴い、早期に各ブロック内での応援体制へ切り替え対応したことにより、県内応援体制に混乱が生じなかった。
- ・ 被害が甚大だった自治体において、隣接消防本部が受援や救援活動に関する各機関との調整役を担い、活動初動期に有効に機能した。

【緊急消防援助隊関係】

- ・ 緊急消防援助隊の応援要請については、地震発生直後の混乱の中ではあったが、計画どおり総務省消防庁への応援要請を行うことができた。
- ・ 早期に代表消防機関（仙台市消防局）派遣職員が調整本部に到着し、その後到着した指揮支援部隊及び総務省消防庁派遣職員とともに円滑に調整することができた。
- ・ 総務省消防庁の派遣職員が調整本部へ到着後は、国への情報提供・報告等がスムーズに行えた。
- ・ 調整本部等の設置及びレイアウト等は、防災訓練等で訓練・検証しており円滑に確立できた。
- ・ 気仙沼市への進出ルートに係る道路状況の把握について隣接県（岩手県）担当者を通じて行った。

《見直しを要する点又は課題》

【全般事項】

- ・ 津波による冠水地区における人命救助又は物資等を運搬するに当たり、運搬資機材（アルミボート等）の保有数が不足し活動に支障を来した。
- ・ 通信障害等により通信・連絡手段に苦慮し、情報収集が困難であった。
- ・ 被災状況の把握を早期に行うことができなかった。

【地元消防本部関係】

- ・ 通信途絶時における構成市町村及び関係機関との情報連絡が困難であった。
- ・ 交通手段が途絶した場合の職員の配備計画に課題。
- ・ ライフライン途絶時における警防体制の確立に課題。

【消防団関係】

- ・ 固定電話及び携帯電話等が不通であったため、情報連絡体制の確保が困難であった。
- ・ 避難誘導及び水門閉鎖等消防団活動の再検証が必要。
- ・ 車両に受令機が取り付けられている部隊からは、現場情報等の入手が困難であった。無線の配備が必要。
- ・ 居住地以外で勤務している消防団員の場合、参集に時間を要した地区もある。

【緊急消防援助隊関係】

- ・ 宮城県から総務省消防庁へ緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡に苦慮し、時間を要した。
輻輳^{ふくそう}しない確実な連絡手段の構築が必要。
 - ・ 総務省消防庁への緊急消防援助隊の応援要請に当たっては、必要となる部隊種別、規模、必要資機材等が不詳のまま要請となった。現実的に、今回の規模の災害では応援要請時点において必要な情報把握は極めて困難である。
 - ・ 緊急消防援助隊の進出状況を把握する動態情報システムが、調整本部の設置場所の関係から使用できなかった。
 - ・ 道路状況について、通行止め箇所が複数発生し、通行の可否の把握に困難が伴った。
 - ・ 緊急消防援助隊の進出ルートについて、県土木部道路課、東日本高速道路株式会社、国土交通省東北地方整備局等から情報を収集し地図に示したが十分とは言えなかった。
 - ・ 消防庁長官の指示による出動であったが、受援側、応援側双方に認識の違いがあり一部混乱が生じた。初期段階において、消防庁長官の「求め」によるものか、「指示」によるものかの周知が必要。
- c 地震発生後 24 時間の動き

【3月11日】

15時30分 仙台市消防局から宮城県に緊急消防援助隊の応援要請

15時31分 宮城県（危機管理監判断）から総務省消防庁に緊急消防援助隊の応援を電話要請するも不通

15時36分 同応援要請完了。宮城県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を行政庁舎5階総務部消防課内に設置

15時40分 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動を指示

16時03分 総務省消防庁から指揮支援部隊長として札幌市消防局派遣される旨連絡

16時10分 代表消防機関（仙台市消防局）の派遣職員が調整本部に到着

18時00分 調整本部を県庁2階講堂に移設

21時00分 総務省消防庁の派遣職員、指揮支援部隊長代行（東京消防庁）が調整本部に到着

【3月12日】

03時13分 指揮支援隊（新潟市消防局）が石巻地区広域行政事務組合消防本部に到着以降、各指揮支援隊が順次到着

05時30分 富山県隊が活動拠点（名取市箱塚グラウンド）に到着し、活動開始以降、各都道府県隊が被災地に順次到着し、活動開始

07時35分 指揮支援部隊長（札幌市消防局）が調整本部に到着

表 1 地震発生から 3 月 12 日までの各消防機関の活動状況（緊急消防援助隊調整グループ調べ）

	地元消防本部		消防団		県内広域 消防応援隊	緊急消防 援助隊	合計
	沿岸	内陸	沿岸	内陸			
出動人員 (人)	5,207		23,620		73	1,506	30,406
	3,810	1,397	12,150	11,470			
救助者数 (人)	4,094(沿岸部4,083 内陸部11)						
火災出動件数 (件)	41		—		0	3	44
	35	6	—	—			
救急搬送人員 (人)	1,083		—		4	106	1,193
	815	268	—	—			

イ 航空部隊

a 緊急消防援助隊の航空部隊の活動概要

消防組織法第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の航空部隊（以下「航空部隊」という。）は、震災発生から 12 日までの間に 14 都県の航空部隊（機体数 15 機）述べ 132 人が集結し、674 人を救助した。（表 1・2 参照）

・ ヘリコプターの運用調整

地震発生直後、宮城県災害対策本部に「ヘリコプター運用調整班」を設置し、航空部隊その他の災害対応ヘリの運用調整を開始した。

・ 集結場所と活動の拠点

応援航空隊が集結し、駐機及び活動拠点となる場所（以下「ヘリベース」という。）が必要となったが、受援計画に示していた「仙台市消防ヘリポート」や「仙台空港」は被災し使用不能となっていたため、急きょ、隣県の山形、福島、花巻空港を集結場所とするとともに、11 日の夜間に到着する機体は県内唯一の飛行場である陸上自衛隊「霞目駐屯地」に受入れを依頼した。

・ 災害対応

今回の災害は津波により沿岸部の広い地域が水没し、道路が寸断されたことにより、航空機の活動要請が多く求められ、特に初動期にあっては孤立した建物、地域からのつり上げによる救出事案が非常に多かった。

各市町村からヘリコプター運用調整班に入る要請内容も搜索・救助がほとんどであり、個人からの通報も含めて 12 日までの 2 日間で、115 件もの要請があった。

ヘリコプターの数が災害規模に対して圧倒的に不足していることから、各航空部隊にあっては、集結完了と同時に指定したエリアの沿岸部へ向かい、搜索と救助を繰り返すこととなった。

b 検証

《評価できる対応》

【ヘリコプターの運用調整】

- ・ 毎年実施していた総合防災訓練図上訓練によりヘリコプター運用調整班の設置はスムーズに

できた。

- ・ 津波による通信網の断絶により災害情報が極端に不足していたが、早期にヘリコプターでの情報収集を指示した。
- ・ 11日に到着した総務省消防庁派遣職員及び東京消防庁指揮支援隊の協力、調整により「県外ヘリベース」や「航空燃料の確保」等航空部隊の受援体制を早期に構築できた。
- ・ 緊急消防援助隊指揮支援部隊（札幌市消防局）の協力により、陸上部隊との連携及び調整がスムーズであった。

【集結場所と活動の拠点】

- ・ 山形県防災航空隊の協力により、発災当日からヘリベースを「山形空港」とすることができた。
- ・ 「霞目駐屯地」では、燃料補給や駐機、離発着の誘導等、陸上自衛隊の全面的な支援を受けた。

【災害対応】

- ・ 調整班が活動依頼を行った場所の周辺に、更に別の要救助者が存在していることが多くあったため、各航空隊の判断により救助活動が展開され、多くを救出した。

《見直しを要する点又は課題》

【ヘリコプターの運用調整】

- ・ 宮城県防災航空隊の基地が津波により孤立し、災害対策本部への隊員参集が遅れた。
- ・ 航空及び消防無線機器が全て流失し、通信体制の構築が遅れた。
- ・ 市町村や個人からの救助要請件数が非常に多く、要請を処理する人員も現場に出動するヘリも絶対数が不足していた。
- ・ 通信網の断絶により沿岸部の消防本部と連絡が取れず、被害の甚大な場所ほど情報が少ないので要請地域に偏りが生じた。

【集結場所と活動の拠点】

- ・ 巨大津波の発生により宮城県内の航空基地は「霞目駐屯地」1か所を残し、すべて使用不能となるとともに、防災ヘリコプターを含む航空機の多くが流失する事態となった。

【災害対応】

- ・ 夜間運航の可否により、集結時間に差が生じた。
- ・ 初動期は県外からの出動及び給油であったため現場までの距離が長くなり活動効率が悪かった。
- ・ 数百人規模の救出要請等があり、ヘリコプターによる救助活動に限界があることを感じた。
- ・ 消防防災機との無線通信は、県庁に設置した航空無線のみで行ったが、初動期においては混信することが多く、救助活動中の機体にとって非効率であり安全面においても課題が残った。

c 地震発生後 24 時間の動き

【3月11日】

14時46分 災害対策本部に「ヘリコプター運用調整班」を設置。

15時00分 仙台市消防航空隊が仙台市内で救助活動開始

15時53分 仙台消防ヘリポートに津波襲来。

20時05分 東京消防庁指揮支援隊がヘリにて陸上自衛隊霞目駐屯地到着

20時46分 山形空港をヘリベースに決定し関係機関に連絡

【3月12日】

06時28分 最先着隊の愛知・山梨県防災航空隊が亘理地区にて救助活動開始

07時05分 札幌市指揮支援部隊がヘリにて陸上自衛隊霞目駐屯地到着

表1 初動期（3月11日から12日）における応援航空部隊

航空部隊	札幌市・山形県・栃木県・東京都（3機）・山梨県・長野県・愛知県・和歌山県・鳥取県 岡山県・広島県・山口県・熊本県
出動人員	132人

表2 初動期における消防防災ヘリ活動実績

月日	活動機体数	火災	救急	救助	搜索	調査	人員	物資
3月11日	3機	0件	0件	4件	0件	0件	3件	0件
		0人	0人	23人	0人	0人	29人	0人
3月12日	16機	1件	4件	73件	2件	2件	8件	3件
		0人	12人	650人	2人	0人	30人	0人
計		1件	4件	77件	2件	2件	11件	3件
		0人	12人	673人	2人	0人	59人	0人

※活動機体数には仙台市消防航空隊の機体も含まれる。

（3）自衛隊

防衛省・自衛隊は、14時50分に防衛省災害対策本部を設置、15時30分から第1回防衛省災害対策本部会議を開催、18時00分に大規模災害派遣、19時30分に原子力災害派遣を陸・海・空自衛隊に命じ人命救助活動、応急救援活動、原子力緊急事態対処活動を開始し、3月12日15時00分ごろまでに、人員約2万人、航空機約190機、艦艇約45隻を派遣（移動部隊を含む。）した。

東北方面隊は、発災直後から、関係自治体へ連絡幹部を派遣するとともに、地上、航空部隊に対する情報収集活動、人命救助活動を開始した。11日16時30分ごろに宮城県庁（行政庁舎2階第二入札室）に連絡調整所を開設し、県災害対策本部との情報共有及び派遣活動の円滑化のための体制を確立した。

11日18時00分ごろの大規模震災災害派遣命令に基づき、他方面隊からの増援を受け活動を継続した。

ア 陸上自衛隊

a 東北方面隊

i 3月11日14時46分、宮城沖地震対処計画を発動

- ・ 関係自治体への連絡幹部等の派遣

- ・ 情報収集部隊（地上・航空偵察）部隊の派遣
3月11日15時01分、ヘリコプター映像伝送装置により映像配信を開始
- ・ 東北方面隊による災害派遣活動を開始
- ii 3月11日20時25分、原子力災害派遣に関する命令
- iii 3月11日22時20分、増援部隊の運用に関する命令（各方面隊の部隊運用に関する命令）
- b 増援部隊
 - ・ 北部方面隊
第2師団を岩手県、北部方面施設隊を宮城県へ派遣
 - ・ 東部方面隊
第12旅団を福島県へ派遣
 - ・ 中部方面隊
第10師団を宮城県、第4施設団を岩手県へ派遣
 - ・ 西部方面隊
第4師団を宮城県、第5施設団を福島県へ派遣
- イ 海上自衛隊
 - a 横須賀地方隊
 - i 3月11日16時14分、災害派遣計画（R Y）を発動

（注）R Y：Rescue YOKOSUKA
 - ・ 関係自治体への連絡幹部等の派遣
 - ・ 航空機を主体とする情報収集活動
 - ii 3月12日7時42分、R Y部隊編成（艦艇31隻）（3月12日までに20隻を現場海域に派遣）
 - iii 3月12日13時58分、R Y部隊再編成（艦艇45隻）
 - b 大湊地方隊
 - i 3月11日15時10分、災害派遣準備第1配備
 - ii 3月11日16時7分、海災R-O計画を発動
 - iii 3月12日2時4分、発出勢力、部隊編成、任務を付与
 - c その他の部隊
大規模震災災害派遣命令に基づき逐次艦艇・航空機を派遣
- ウ 航空自衛隊
 - a 各基地による活動
 - ・ 関係自治体等への連絡幹部の派遣
 - ・ 航空機を主体とする情報収集活動及び捜索・救助活動
 - b 3月11日18時00分ごろの大規模震災災害派遣命令に基づき、航空総隊司令官は、空災部隊を編成し、災害派遣活動を開始
- エ 各自衛隊の情報収集活動
 - a 東北方面隊（3月12日15時00分ごろまで）
 - i 地上偵察：41コ組，1個小隊
（岩手県：15組，宮城県20コ組，1個小隊，福島県：6コ組）

ii 航空偵察

- ・ ヘリコプター映像伝装置による情報収集
延べ21機（東北方面隊，中部方面隊）
- ・ 目視により偵察
延べ20機

b 海上自衛隊（3月11日15時45分ごろまで）

回転翼及び固定翼機をもって，青森県から千葉県までの海上及び沿岸部の情報収集

- ・ 15時00分，SH-60J対潜哨戒ヘリコプター（大湊航空基地）
- ・ 15時08分，P-3C哨戒機（八戸航空基地）※監視任務中
- ・ 15時08分，SH-60J対潜哨戒ヘリコプター2機（大湊航空基地）
- ・ 15時19分，SH-60K対潜哨戒ヘリコプター（館山航空基地）
- ・ 15時19分，P-3C哨戒機（八戸航空基地）
- ・ 15時35分，P-3C哨戒機（厚木航空基地）

c 航空自衛隊（3月13日ごろまで）

回転翼及び固定翼機をもって，東北地方及び関東地方の海上及び沿岸部の情報収集

- ・ 北部航空方面隊：18ソーティ（F-15，F-2，T-4）
- ・ 中部航空方面隊：9ソーティ（F-15，T-4）
- ・ 航空支援集団：96ソーティ（U-125，UH-60，CH-47）
- ・ 偵察航空隊等：20ソーティ（RF-4，E-2C，E-767）

オ 連絡幹部等派遣状況（東北地方分）

a 東北方面隊

青森県	青森県庁，14市町村
秋田県	秋田県庁，3市
岩手県	岩手県庁，31市町村
宮城県	宮城県庁，24市町
福島県	福島県庁，10市町

b 海上自衛隊

青森県	2市町
岩手県	岩手県庁
宮城県	宮城県庁
福島県	福島県庁，1町

c 航空自衛隊

青森県	青森県庁，5市町
秋田県	秋田県庁，1市
岩手県	岩手県庁
宮城県	宮城県庁
福島県	福島県庁

カ 宮城県庁の連絡調整所の開設・運営

- ・ 11日16時30分に、「自衛隊宮城県庁連絡調整所」を災害対策本部事務局の近傍（行政庁舎2階第二入札室）に、東北方面総監部及び第6師団司令部の要員（約40人）をもって開設した。また、県災害対策本部事務局に連絡班（10人）を配置して、県職員との活動業務の調整を実施した。
- ・ 県の災害対策本部会議に所長等（総監部行政副長，6師団副師団長）が参加して、本部長（知事）意図の理解，各機関との情報共有，自衛隊の活動状況の報告を行い，派遣活動の円滑化を図った。

（4）第二管区海上保安本部

ア 人命救助活動

14時50分，第二管区海上保安本部東北地方太平洋沖地震災害対策本部設置。宮城海上保安部に第二管区海上保安本部東北地方太平洋沖地震災害宮城現地対策本部設置。

地震発生直後から巡視船艇・航空機により救助活動を行うとともに，沿岸域被害状況調査を実施した。

地震発生後24時間の救助実績等は以下のとおり，宮城県内において241人を救助した。

【3月11日】

仙台市消防ヘリポート孤立者13人，ヘリにより救助

【3月12日】

仙台市荒浜小学校孤立者21人，ヘリにより救助

石巻湾内にて航行不能の「第三クニ丸」からヘリにより負傷者1人をつり上げ救助

塩釜市桂島の傷病者6人，ヘリにより救助

石巻市ヤマニシ造船建造中の船舶「トリパン」から乗船者81人（海上保安庁71人，自衛隊10人），「サイダージョイ」から乗船者31人をヘリによりつり上げ救助

雄勝湾内漂流船乗組員2人，ヘリによりつり上げ救助

石巻港内の孤立者62人，巡視船いすず搭載ゴムボート等により救助（一部の孤立者の救助は自衛隊と連携）

石巻港外の「ブルーライナー」の病人1人，監視取締艇により救助

石巻港内絡索船から乗組員2人，巡視艇しまかぜにより救助

気仙沼港口付近ビル屋上孤立者30人，ヘリによりつり上げ救助

気仙沼保安署避難の負傷者1人，ヘリによりつり上げ救助

なお，11日は地震発生により津波警報（大津波）が発表されたことから，港湾関係者に対し電話，FAXによる注意喚起，庁舎周辺住民の避難誘導を行うとともに，在泊船舶に対して無線及びNAVTEXにより地震津波情報の航行警報を発出した。

イ 被災者の一時受入れ

- ・ 第二管区海上保安本部では，庁舎付近住民495人を庁舎内に受入れ，毛布・非常用食料等の提供を行った。
- ・ 第二管区海上保安本部情報通信管理センターでは，歌津送信所（宮城県南三陸町）付近住民178人を送信所に受け入れた。

2 県庁行政庁舎内の帰宅困難者への対策

県庁行政庁舎内（以下「県庁舎」という。）の帰宅困難者等への対策として、総務部管財課では、宮城県消防計画に基づき次の対策を行った。

地震発生直後、県庁周辺は停電していたが、県庁舎は停電直後に非常用自家発電装置が起動し最低限の電源が確保され、照明が点灯していたためか、夕方から夜にかけて帰宅困難者が 1,000 人以上県庁舎に避難してきた。このため、1 階のロビー、みやぎ広報室とカフェラウンジ、パスポートセンター、2 階の廊下と食堂を開放し帰宅困難者の受入れを行った。

県庁舎は、地震の影響により暖房が停止しており、夕方から冷え込んできたため、帰宅困難者の防寒対策として 1 階のロビーに新聞紙や段ボールを敷くとともに、2 階の廊下や開放した部屋には椅子を配置し、日本赤十字社宮城県支部等にて災害救助物資として備蓄していた毛布 880 枚や山形県から届いた毛布 100 枚を職員で配付した。

21 時から 22 時ころ、宮城交通株式会社が来庁し、帰宅困難者向けにバスを特別運行することと申出を管財課で受けたことから、本部事務局に対応の判断を仰いだが、本部事務局は災害対応で混乱しており調整できなかったため、管財課でバスの運行に関する庁内放送等を行った。しかし、行き先が仙台市内など近郊であったため、利用者は少数であった。

深夜に山形県からアルファ米が届いたことから、各部局職員の応援の下、翌朝（12 日）5 時からおにぎり作りを行い、庁内帰宅困難者への朝食として水と一緒に約 1 千食を配給するとともに、携帯電話の電源確保のため 1 階廊下にテーブルタップを配置した。また、昼には配給を求める近隣の県民も多く来庁したことから、12 日の早朝に本部事務局に届いたパンなど（約 5 千個）を、各部局からの職員の応援により、庁内帰宅困難者及び県民へ正面玄関外側で配給した。

県庁舎内の帰宅困難者には、3 月 16 日夕方まで食事等の提供を行い、随時指定避難所等への移動をお願いし、19 日正午に開放スペースをすべて閉鎖した。

なお、庁内帰宅困難者へ提供した食事等の残りを（少量ではあるが）、県庁舎内の職員へ 12 日夕方、13 日朝・昼の計 3 回提供した。

今回、県庁舎に帰宅困難者を初めて受け入れたが、帰宅困難者による窃盗事件が発生したため、110 番通報して警察官による事情聴取が行われたり、報道機関の盗撮まがいの撮影等への苦情や体調不良者への対応などの課題が顕在化し、事前の準備や早期の指定避難所への誘導等が必要と思われる。

《帰宅困難者への情報提供》

帰宅困難者や外部から県内外への移動手段（道路、鉄道、バス、空路など）やルート等に関する問合せが県庁舎に殺到したため、総務部管財課、企画部総合交通対策課（現：震災復興・企画部総合交通対策課）、経済商工観光部観光課及び土木部道路課からの情報のほか、国、山形県、交通機関等関係機関のホームページ等から収集した情報を県庁舎 1 階ロビーに掲示し、情報提供を行った。

ロビーへは出納局、観光課等の職員（3 から 5 人程度）を配置し、問合せに対応した（3 月 12 日から同月 15 日ごろまで）。県民のみならず、県外、海外からの観光客や出張等で来県されていた方など大勢の方が訪れ、利用していた。また、ロビーに来た来庁者への対応マニュアル（Q&A）を作成し、担当者が交代しても対応できるようにした。

掲 示 物：ホワイトボード 3 台、壁面などを活用し掲示

掲示内容：バス及び航空機等の交通機関の利用可能状況、連絡先

東京・大阪や青森方面への移動可能経路図
県内主要道路の通行状況 など

県庁行政庁舎内の帰宅困難者への対策の検証

◆帰宅困難者対応については事前の計画が不十分であり、今後は周辺地域を含めた対応が必要である

＜計画とマニュアル＞

帰宅困難者への対応については平成 22 年 11 月に改定した宮城県消防計画に記述はされていたが、数行程度で、具体的な対応内容や手順等については定められておらず、対応訓練も実施していなかった。そのような状況の中、最大 1,000 人以上の避難者に対して、帰宅困難者向けのバスの運行や食事の配給、関係各課からの情報提供等が実施されたことは、柔軟な対応と評価できる。

一方で、避難者や報道機関に守ってもらいたいルールへの提示が十分にできなかったこともあり、避難者同士、あるいは避難者と報道機関の間でのトラブルが発生した。想定を遙かに超えた県庁勤務者以外の帰宅困難者が県庁に避難してきたことが大きな理由であるが、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の災害経験を踏まえれば、庁舎内の帰宅困難者に対する日頃の準備が必要であり、事前の準備不足により帰宅困難者への対応が後手に回った点は反省点であろう。

さらに帰宅困難者は県庁以外の場所に数多く存在したはずであるが、宮城県の事前計画がないため十分に対応できていなかった。今後は、県庁だけでなく、帰宅困難者が多数発生する可能性がある地域の公共施設・民間施設とも連携を図りながら、災害時のスペースの開放や、情報や食料等の提供方法について検討することが求められる。

3 救援物資対策

(1) 宮城県生活協同組合連合会を通じた応急生活物資等の調達及び供給

環境生活部消費生活・文化課では、宮城県生活協同組合連合会（以下「県生協連」）との間で「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結していたことから、地震発生直後に電話及びFAXにて県生協連と連絡を取ったが、相手方から回答がなかった。このため、17時過ぎに、県生協連の事務所（仙台市青葉区柏木一丁目）まで出向いたが、不在であったため帰庁した。19時ごろ、県生協連の職員1人が来庁したことから、市町村から食料、飲料水、毛布など応急生活物資供給の支援要請があった場合に備え、協定に基づく応急生活物資の調達・供給を円滑かつ迅速に行うための連携方法等を確認した。

通信網の障害により、一般電話回線による連絡が困難な状況であったことから、互いに衛星携帯電話を所持するなど県生協連等との円滑な連絡体制を構築するとともに、応急生活物資の主要な供給元となる「みやぎ生活協同組合」の窓口担当者及び県担当者を相互に確認した。また、行政庁舎2階講堂に設置された本部事務局に県生協連職員1人を配置し、被災市町村の支援要請に対して迅速に対応できる連絡体制を整えた。

(2) コンビニエンスストア各社を通じた食料品等の調達及び供給

農林水産部食産業振興課では、地震発生直後に「災害時における物資の調達等に関する協定」を締

結しているコンビニエンスストア4社と連絡を取り、食料品等物資の調達に向けた対応を執った。しかしながら、通信網の障害により電話はほとんどつながらない状況であったため、電子メールで連絡を取ったところ、11日中に3社から返信を得ることができた。連絡の取れた3社とは、調達可能物資について確認を行うとともに、調達可能物資の配送等に係る調整を行った。

（3）米の調達及び供給

農林水産部農産園芸環境課では、市町村からの米、乾パンの要請があった場合に備え、21時05分、農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課へ連絡し、政府備蓄米についての在庫状況や、今後の供給について確認を取った。

これに対し同省からは、県内の政府備蓄米は、名取市及び石巻市に保管していたが、いずれの倉庫も津波の被害を受け、県内からは供給できないということであった。また、県内の精米所等も被災を受けていることから、供給は玄米ではなく精米を県外から確保し、県からの要請があり次第対応していきたい旨の回答を得た。また、乾パンについては備蓄がなく対応できないとの回答であった。

これを受けて、県では、地震発生直後において精米を供給しても避難所等の炊飯の設備が整わないと利用できないことから、当面、各市町等の状況をみながら、本部事務局等の情報収集を行い、精米の要望があった場合に直ちに供給できるよう準備を行っていくこととした。

（4）緊急物資の輸送対策

経済商工観光部商工経営支援課では、社団法人宮城県トラック協会と締結している「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、同協会に対し輸送手段の確保を要請するべく、電話にて連絡したものの通信網の障害により連絡が取れなかったが、12日午前中に同協会専務理事の来課を受け、協定に基づく生活救援物資等緊急物資の輸送について要請を行った。同協会による緊急輸送は3月13日から開始された。

4 医療救護対策

（1）医療班（県DMAT調整本部）の立ち上げ

ア 災害医療コーディネーターの参集

県では、度重なる震災対応の経験から、地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した際に必要となる医療を、迅速かつ的確に提供することによって被害の軽減を図るため、災害医療に精通し、かつ、県内の医療の現状について熟知している医師を今回の震災以前より、宮城県災害医療コーディネーターとして委嘱し、出務を要請できる体制を構築していた。

今回の震災に際しては、各災害医療コーディネーターは県からの出務要請を待つことなく自発的に待機し災害対策本部が設置される県に参集していた。

＜災害医療コーディネーターの参集状況＞

15時00分ごろ MCA無線が地震により落下し、故障が疑われた。

15時15分 大崎市民病院大庭医師（仙台市泉区在住）から自宅で待機している旨連絡
（この後、約1時間半後に大庭医師登庁）

15時30分ごろ 社団法人宮城県医師会登米医師が登庁

15時40分ごろ MCA無線の通信確立 災害時優先携帯電話の確保

16時45分 東北大学病院山内医師（DMAT医師：後に3月11日付けでコーディネーター

として委嘱）が登庁

DMA T 現地調整本部を医療整備課内に設置

17 時 00 分ごろ 県庁行政庁舎 2 階の災害対策本部医療班席に移動し、本格的に活動開始

上記の参集状況で示したように、発災後約 2 時間程度で災害医療コーディネーターを中心とした、初動期における調整体制が確立することができた。

イ 医療班の体制

災害対策本部における医療班（県 DMA T 調整本部）は、3 人の災害医療コーディネーターに医師である医療政策専門監及び保健福祉部医療整備課職員 2 人から 3 人が事務補助として加わり、災害対策本部内の調整及び MCA 無線や災害時優先携帯電話等による各医療機関との通信記録を逐一記録する体制を組んだ。

このほか、医療整備課では、看護班が今後、想定される保健師派遣の受入れに向けた調整を始めていたほか、各医療機関の被害状況の把握を試みるチーム、各医療機関から寄せられる要望事項の取りまとめとその後の状況確認を行うチームを編制、大きく 3 つのチームで初動期の情報収集・整理に取り組んでいた。

(2) 被害状況及び医療機関の対応状況の把握

ア E M I S（広域災害医療情報システム）による災害拠点病院の情報収集

発災直後、災害発生時の関係者への一斉連絡、被災地内外の医療機関の患者受入情報の集約・提供を行う E M I S（広域災害医療情報システム）を活用すべく、接続及び災害モードへの移行を試みたが、30 分ほど、接続が不調な状況が続いた。

15 時 25 分ごろようやく接続及び災害モードへの移行が可能となったものの、半数以上の災害拠点病院において情報の更新ができない状況であったことから、医療班より MCA 無線等によって個別に呼びかけを行い、リアルタイムの状況を把握、災害対策本部の医療班において代行入力に当たった。

イ MCA 無線・電話による被災状況の収集

発災以降、逐次開催される災害対策本部会議へ、災害拠点病院を始め医療機関の受診状況等の情報を提供するために、MCA 無線及び電話を使った情報収集を行った。

発災直後から電話はつながりにくい状況が続いたものの、完全に不通というわけではなかったことから、医療整備課職員が分担し、定期的に電話をかけることで、少しずつではあるが情報が集積された。また、病院側からの物資等の支援要請等の電話が、本部事務局や医療整備課に入った際に状況を確認するなどして、医療機関の被災状況・受診の可否についての情報を収集していった。

こうして収集された医療機関の被災情報のうち、災害拠点病院の状況については、定時の災害対策本部会議の際の資料として第 2 回災害対策本部会議より提供を開始した。また、その他の医療機関について収集した情報は、第 5 回災害対策本部会議から資料提供を開始したほか、地震発生から 2 日後の 3 月 13 日の午後には、県のホームページを通じて県民への情報提供を行った。

仙台市役所では 3 月 12 日午前 7 時よりホームページに、市内の受診可能病院の情報を掲載した。

<災害拠点病院との通信確立状況>

3 月 11 日

15 時 30 分 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター・大崎市民病院・栗原市立栗原中

央病院

15時47分 登米市立登米市民病院

16時00分 東北厚生年金病院

16時10分 みやぎ県南中核病院

16時30分 東北大学病院

17時05分 仙台市立病院

18時10分 石巻赤十字病院

22時ごろまでに14病院中、気仙沼市立病院と財団法人宮城厚生協会坂総合病院を除く12病院の状況を確認

3月12日

2時30分 気仙沼市立病院と衛星携帯電話により通信が確立

14時30分 財団法人宮城厚生協会坂総合病院と連絡が取れ、地震発生後、ほぼ1日をかけてすべての災害拠点病院と通信が可能となった。

ウ 軽微な患者の受診抑制の呼びかけ

3月12日の早朝、東北大学病院から、稼働している限られた病院への患者の集中を避けるため、重傷度の高い患者を除く外来診療を当面休診とする旨、報道機関への情報提供の要請があり、12日の午前7時に宮城県政記者クラブへ投げ込みを行った。

これ以降、各災害拠点病院等の状況を踏まえ、必要時には、逐次、受診者集中等を避けるため、報道機関への情報提供を実施した。

(3) 各医療機関からの支援要請への対応

MCA無線や衛星携帯電話等で通信が確立できた災害拠点病院をはじめ、各医療機関からは、その後、自家発電機用燃料である重油の供給要請を中心に食糧・医薬品・医療資材の供給要請が相次いだ。

特に、人工呼吸器による呼吸管理等が必要な患者のために、電源の確保が最優先事項となっており、発災当日の夜は、重油確保に向けての連絡調整が重要となっていた。最終的に自衛隊が保有する重油の提供を各病院が受けることとなったが、その際には、給油口の規格及び重油の規格について確認が必要であった。

<各病院からの主な物資供給要望>

・自家発電用等の燃料

3月11日

19時25分 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターからあと2時間で燃料切れとの連絡

21時04分 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院から翌朝7:00までに16,000ℓが必要との要請

21時35分 栗原市立栗原中央病院から燃料切れとの連絡

23時20分 社団法人全国社会保険協会連合会仙台社会保険病院から電源車の要請

23時30分 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターから燃料20,000ℓ及び電源車提供の要請

3月12日

0時40分 社会医療法人康陽会中嶋病院から軽油の提供要請

- 1時50分 気仙沼市立病院から重油の提供要請
- 1時51分 東北大学病院から灯油25,000ℓできるだけ早く確保したい旨要請
- 2時2分 大崎市民病院からあと24時間で燃料切れとの連絡
- 2時26分 （厚生労働省経由）財団法人広南会広南病院から翌朝午前7時で燃料切れとの連絡
- 2時35分 気仙沼市立病院の重油必要数は2,000ℓとの報告
- 3時10分 医療法人社団仙石病院から朝で燃料切れとの連絡
- 7時14分 仙台赤十字病院から重油が必要との要請

・酸素ガス等医療用ガス

3月11日

- 18時25分 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院から提供要請
- 20時45分 公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院から提供要請
- 20時48分 社団法人仙台市医師会（在宅で酸素ボンベを使用する患者が、公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院・東北大学病院に殺到している旨連絡）

3月12日

- 1時38分 東北大学病院から酸素ボンベ最低50本必要との要請
- 4時39分 東北厚生年金病院から足りなくなりそうな旨連絡

・毛布・食糧等

3月12日

- 1時30分時点での医療班からのMCA無線による聞き取り状況
 - 東北厚生年金病院 毛布300枚（避難者用）
 - 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター 毛布100枚（搬送患者用）
 - 大崎市民病院 毛布300枚（入院患者防寒用）
 - 東北大学病院 毛布200枚（帰宅困難患者用）・シーツ200枚
 - 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 毛布100枚
- 4時56分 石巻市立病院 毛布3,000枚
- 12時51分 東北厚生年金病院 給水車が欲しい（人工透析用）

(4) DMAT（災害派遣医療チーム）派遣調整及び搬送体制の確立

発災約1時間後に厚生労働省指導課より全国のDMATへの出動要請があり、各地からDMATが参集することとなったが、本格的な参集は、震災の翌朝以降となり、2日目から3日目にかけては各地から多数のDMATチームが到着した。

しかしながら、この段階においては、被害が甚大であった沿岸地域の医療機関の状況については、主な拠点病院からの情報しか集まっておらず、交通事情や避難所の状況などDMATが展開の可能性・必要性を判断できる地域がごく限られていたため、DMATチームの多くが参集拠点や広域搬送拠点で待機せざるを得ない状況が生じた。

その後、被災地域の医療機関や避難所に係る情報を受け、被災病院の支援活動など3日目の朝以降に活動が本格化した。

<DMAT派遣関係の経過>

3月11日

15時55分 厚生労働省指導課よりDMAT出動要請 参集拠点は独立行政法人国立病院機構
仙台医療センター

17時20分 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターより広域搬送体制確保の要請

17時50分 独立行政法人国立病院機構災害医療センターより本部要員が移動

18時35分 仙台市内は陸上自衛隊霞目駐屯地，県北は石巻赤十字病院を搬送拠点に決定

19時25分 山形DMATが独立行政法人国立病院機構仙台医療センターに到着

20時45分 東北・北海道各県の広域搬送コーディネーターを確保

22時00分 MCA無線が陸上自衛隊霞目駐屯地に到着

3月12日

2時50分 陸上自衛隊霞目駐屯地にSCU（広域医療搬送拠点）展開着手

6時39分 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター医師が霞の目SCUに到着

7時25分 霞目SCUにおいて，DMATによる活動を開始，患者のへり搬送が本格化

11時30分 DMAT本部より本部要員が県庁到着

(5) 医薬品・医療用ガス等の確保

保健福祉部薬務課では，地震発生後，16時過ぎから各保健所に被災状況把握を指示したが，気仙沼保健所，塩釜保健所，同所黒川及び岩沼支所には連絡が取れなかった。また，登米保健所に対し，宮城県赤十字血液センター迫出張所の状況を確認依頼したところ，物的被害は無いが，人の手配が取れず配送は困難である旨が判明した。そのほか，災害時における協定を締結していた関係団体（社団法人宮城県薬剤師会，宮城県医薬品卸組合，一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部，東北医療機器協会宮城県支部，宮城県毒劇物協会等）にも連絡を取ったが，電話やFAX，電子メールもつながらず，被害状況が確認できなかった。

21時ごろ，災害対策本部事務局へ仙台オープン病院から医療用酸素ガスの供給要請が入り，薬務課に対し調達を要請された。さらに，災害対策本部事務局からほかの医療機関でも不足する可能性があるため，再度，医療用酸素を調達するよう要請された。そこで，薬務課より厚生労働省医政局経済課（以下「経済課」）に対し，医療用酸素の供給を電子メールにて依頼した。また，宮城県赤十字血液センターと連絡がつながり，血液製剤の製造がストップしていることが判明し，厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」）に対し上記状況を電子メールにて報告した。

翌12日2時30分ごろ，経済課に対し医療用酸素の供給について確認したところ，一般社団法人日本産業・医療ガス協会に対し，医療用酸素の供給について要請した旨，災害対策本部事務局の衛星携帯電話で確認した。

12日6時30分過ぎ，保健福祉部医療整備課経由で，石巻赤十字病院から破傷風トキソイドを確保するよう要請を受けたため，経済課あて破傷風トキソイドの供給を要請した。

12日8時過ぎ，宮城県医薬品卸組合の事務局がある株式会社バイタルネット仙台支店（以下，「バイタルネット」）の状況を確認するため，公用車で現場に向かった。確認したところ，停電で固定電話が使えないため，電話による各医療機関からの医薬品の注文受付ができず，バイタルネットの社員が各病院に赴いて薬品等の注文を聞きに回っていることが分かった。その後，県内の医薬品卸売販売業

の倉庫として最大規模であるバイタルネットの名取物流センターが無事であることが判明した。そこで、医薬品の供給依頼に迅速に対応するため、医薬品卸組合に対し、薬務課へ同組合の職員を派遣するよう要請した。

12日8時30分過ぎ、経済課から破傷風トキソイド100本を福島県内の卸売販売業者で確保したとの連絡が電子メールで入った。

12日11時ごろ、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部から、県内のガス製造業者11業者のうち4業者のガス製品は被災により全滅したとの連絡を受けた。

経済課からは、医療用酸素ガスの必要量及び配送場所について確認を求められた。また、血液対策課からは、電子メールにて宮城県赤十字血液センターの商用電源が回復したとの連絡が入った。

12日午前中までに災害対策本部事務局を通じ、女川町立病院等から医薬品供給依頼を受けたものについては、医薬品供給先と連絡が取れないことから対応に時間を要した。

12日午後には、全国知事会に対し、医薬品の安定供給と搬送手段の確保を要望した。

5 住宅対策

土木部住宅課、建築宅地課及び建築安全推進室では、地震の発生後、大規模災害応急対策マニュアルに基づき、県営住宅の被害状況及び市町村の被害状況の確認を行ったが、市町村と連絡が取れず、被害状況の把握が困難であった。

大地震による揺れと津波により、住宅に関して甚大な被害が予想されることから、応急仮設住宅について、保健福祉部保健福祉総務課、住宅課及び建築宅地課の3課で打合せを実施し、住宅対策に関する担当課の確認や災害協定・覚書の内容を確認した。また、見なし仮設住宅として使用する民間賃貸住宅についても、相当数を確保する必要があるとの判断から、3月12日8時2分、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会宮城県本部に対し、民間賃貸住宅の空き室情報の提供について要請を行った。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の必要性を判断するため、家屋及び宅地の被害状況及び被災範囲の情報収集を実施（栗原市などでは、11日から建築物の応急危険度判定を開始。）するとともに、応急危険度判定用の物品の確認及び判定作業の準備を開始した。

津波により被災した地域については、被災市街地の復興の妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、被災市街地における建築制限（建築基準法第84条）の適用及び仮設建築物に対する制限の緩和の区域指定（建築基準法第85条第1項）の検討を行った。

6 水道への対策

水道への対策として、環境生活部食と暮らしの安全推進課では次の対応を行った。

【15時ごろ】

地震発生直後から社団法人日本水道協会宮城県支部（石巻地方広域水道企業団）に連絡を取ることで、各水道事業体における水道施設の被害状況、給水に支障が生じている場合の給水支援の状況を把握しようとしたが、一般電話回線が通信不能となっていたことから電話、ファクシミリが繋がらず、被災状況、断水状況の把握はできなかった。このため、各保健所を通じて各水道事業体の被災状況等を把握しようと防災行政無線も使用したが、連絡は取れなかった。16時33分、仙南保健所と電話がつながり、

柴田町で全戸断水し、角田市の小田地区で断水が発生していること、白石市及び大河原町にそれぞれ6件の漏水箇所があることの情報を得た。16時45分には一度だけ石巻保健所と電話がつながったが、同保健所が入る合同庁舎内の1階部分まで津波が達しているとのことで、その後同所とは連絡が取れなくなった。また、17時22分には登米保健所から登米市では、浄水場は運転中であるものの、配水池の水位が急激に低下しているため、いずれ断水することを同市に確認した旨の電話が入った。

【17時55分】

企業局から16時ごろに情報を得た仙南・仙塩広域水道用水供給事業において緊急遮断弁により給水停止している状況に加え、仙南保健所等から入手した情報を17時30分現在の被害状況として厚生労働省健康局水道課に第1報として電子メールを送信した。全保健所に送信した被害状況の報告を求めたファクシミリが仙南保健所を除いて、エラーとなっていることがファクシミリ複合機から排出された送信結果レポートで判明した。

【18時39分】

全保健所に対し、電子メールを送信し、各保健所で把握している水道施設の被害状況の報告を依頼した。仙南保健所から追加の連絡があるとともに、栗原保健所から栗原市の御駒堂浄水場、新山浄水場は稼働しているものの、簡易水道事業はすべて断水していることの連絡が入る。

【21時ごろ】

企業局水道経営管理室から企業局の3浄水場いずれについても、現時点で浄水が行われ、各浄水場において給水車への供給が可能であることの連絡を受けた。直ちに、この情報を災害対策本部内の自衛隊他関係機関に伝達した。また、仙南保健所から丸森町の各所で断水していることの連絡がある。また、その後、七ヶ宿町では断水箇所がないことの連絡がある。

【22時6分】

各水道事業体に対し、電子メールを送信し、水道施設に係る具体の被害状況について適宜、最新の状況を報告すること、また、避難所において給水車等の給水支援が必要な箇所があれば、避難所の名称、所在地、連絡先を連絡されるよう依頼した。

【12日0時30分】

社団法人日本水道協会東北支部（仙台市水道局）に電話がつながり、同支部の衛星携帯番号を聞き取りするとともに、同支部には県内の12事業体から加圧ポンプ付き給水車45台、可搬式車両140台の要請を受けていることを確認した。東北支部としては、東北各県の状況を踏まえて配備する旨の回答を得た。

【1時ごろ】

厚生労働省健康局水道課とは地震発生後から電話が不通となっていたため、本県の水道施設の被害状況を伝えることができなかったが、行政庁舎5階総務部危機対策課内の中央防災無線を使用することにより、情報交換することが可能となった。また、東日本電信電話株式会社から衛星携帯電話1台を借り受け、これを用いて日本水道協会宮城県支部と連絡が取れた。岩沼市、山元町、角田市、岩沼市及び村田町では11日18時30分の時点で全戸断水し、多数の給水車の支援を求めていること、丸森町、七ヶ宿町及び白石市において漏水や一部地区の断水があること、名取市及び松島町では数時間後には浄水池や配水池の水がなくなり、断水が見込まれることなどの情報を得ることができた。12日未明時点で、計168台の給水車の支援要請を受けているとのことであった。

なお、衛星携帯電話の電波状態が悪く、これらの情報は庁舎の外から約1時間かけて聞き取りした。

【2時59分】

日本水道協会宮城県支部から得た内容を第2報（午前1時現在）として厚生労働省健康局水道課に電子メールで送信した。

【3時26分】

仙台市水道局に電話がつながり、市営の浄水場（茂庭、国見、中原及び福岡）はすべて運転中であること、大規模ではないものの多数の漏水箇所が発生していることを確認した。また、県の広域水道からの受水が行われていないため、高台の地区など広域水道から受水した水のみを水源とする地区については、いずれ断水となる見込みとの情報が寄せられた。同市では、12日朝から基幹となる水道管から順次修繕を行う予定であるとのことであった。

【4時53分】

県内では多くの箇所で停電するなど、各事業体において電子メールが受信されているかどうかの確認ができなかったため、水道施設の被害状況を報告するよう各事業体に対し電子メールの送信を繰り返した（6時25分にも送信）。

【7時45分】

公営企業管理者と牛乳集配業者間において、災害発生時に牛乳集配車を給水車として応急給水に利用することについて協定書の締結を交わしており、この協定に基づいて、ミルクローリー3台が使用できることの連絡を受ける。

【9時ごろ】

社団法人日本水道協会本部（東京都）から中部地方支部（名古屋市）が東北支部分の役割を担うことに決まったことの連絡が入る。直ちに、東北地方支部に対し、そのことを連絡した。

【10時15分】

仙台市水道局から、県広域水道を受水する八木山地区他高台地区において断水、減水があること、市内18か所で給水場所を設けること、これらの情報を7時発表したことの連絡が入る。

【10時30分】

名取市において、市内全域にわたって断水していること、高館浄水場は稼働していること、公民館にてパック詰めした水を配っていること、給水車2台が出動していることを電話で確認した。

【10時38分】

12日4時現在の被害状況を厚生労働省健康局水道課に電子メールで送信した。

【11時9分】

塩竈市において市内全域が断水していること、梅の宮浄水場に着水していないこと、水道部庁舎が一部浸水し、今後は浄水場にて業務を実施すること、また、8時の時点において8か所で給水を開始していることを同市から電話にて確認した。また、色麻町において、町内はほぼ断水となっていることを確認した。

【13時】

厚生労働省健康局水道課から社団法人日本水道協会の各地方支部から東北ブロックに対して192台の給水車の手配が付いたこと、宮城県の配車は、東北支部が行うことの連絡が入る。

【14 時】

社団法人日本水道協会宮城県支部から中部地方支部の 12 台の給水車が宮城県に手配されることが決定したことの連絡が入る。また、東北支部から本部の技術職員数名が県内に到着し、明日も第 2 陣の応援があることの連絡が入る。

【15 時 11 分】

13 時現在の被害状況を厚生労働省健康局水道課に電子メールで送信した。

【その他】

上記対応以外にも、県災害対策本部を通じて、避難所や医療機関及び市町村災害対策本部などから給水車の手配、ペットボトル等の供給要請などの対応要請があった。要請内容は、その都度、社団法人日本水道協会や各水道事業体に伝達するとともに、対応結果を確認して対応漏れのないよう注意を払った。

7 下水道施設対策

- ・ 中南部下水道事務所・仙塩浄化センター（多賀城市）では、15 時 55 分に津波が襲来し、職員は事務所 3 階へ避難した。仙塩浄化センターの処理施設は津波の影響により、電気、機械設備が水没したり、土砂や災害廃棄物が堆積したことにより全停止状態となる。その後、事務所に隣接する J X 日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所（仙台市）の火災による避難指示に従い、11 日 22 時 30 分、七ヶ浜町立向洋中学校へ職員は避難した。

3 月 12 日 8 時、避難所の七ヶ浜町立向洋中学校から仙塩浄化センターへ被害調査に向かう。13 時、隣接する J X 日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所の LPG タンクが爆発する可能性があり、多賀城市及び七ヶ浜町からの避難指示により、被害調査を中止し、今度は七ヶ浜町中央公民館に避難した。

このほか、中南部下水道事務所管内施設の状況は次のとおりであった。

阿武隈川下流域下水道・県南浄化センター（岩沼市）及び沿岸の一部の中継ポンプ場が、地震・津波により稼働停止。鳴瀬川流域下水道・鹿島台浄化センター（大崎市鹿島台）、吉田川流域下水道・大和浄化センター（大和町）及び残りの中継ポンプ場は、停電のため自家発電にて稼働。

- ・ 東部下水道事務所・石巻浄化センター（石巻市）では、15 時 00 分、停電により、各浄化センターの非常用自家発電機を稼働したが、燃料の在庫が石巻浄化センターで 32 時間、迫川流域下水道・石越浄化センター（登米市）で 30 時間しかないことから、燃料の供給について土木部下水道課を通して本部事務局へ依頼。

16 時 04 分、津波により石巻東部浄化センター（石巻市）にいる指定管理者が管理棟 3 階へ避難。処理施設は津波の影響により、機械・電気設備が水没したほか、土砂や災害廃棄物が堆積したことにより全停止状態となる。

16 時 30 分、石巻浄化センターにいる職員及び指定管理者が沈砂池ポンプ棟 2 階へ避難。

18 時 30 分、石巻浄化センターの終沈汚泥掻寄機かきよせが故障のため一次放流を開始。

12 日 5 時 50 分、3 班体制（職員及び指定管理者）で、北上川下流域下水道及び迫川下流域下水道の管路パトロールを実施。

14 時 20 分、津波で 1 階部が水没した石巻東部浄化センターの人員救出を石巻市に依頼。

8 広域水道・工業用水道対策

(1) 被害状況の確認及び情報収集

企業局水道経営管理室では、安否確認システムや防災行政無線により、被害状況確認のため、大崎広域水道事務所（加美町）、仙南・仙塩広域水道事務所（白石市）及び仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所（仙台市）から頻りに情報収集を行った。大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所とは防災行政無線での連絡が可能であったが、防災行政無線が整備されていない仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所とは一般公衆用回線での連絡となり、輻輳^{ふくそう}により接続困難な状態が継続した。

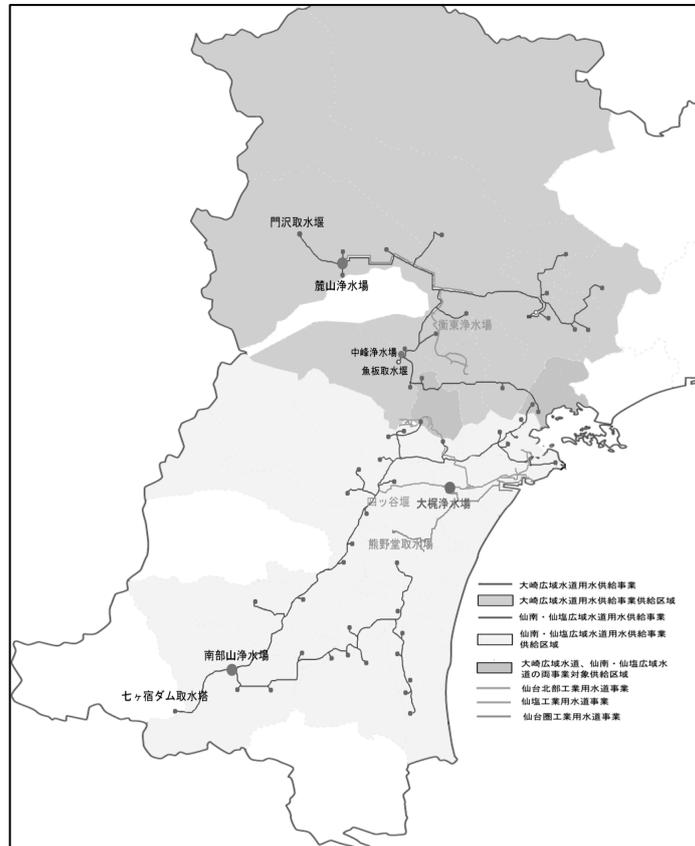
関係機関（社団法人日本水道協会宮城県支部、受水市町村等）との連携を円滑に進めるため、問合せ窓口を明確にし、室内中央に設置のホワイトボードに貼付け、職員の情報共有を図った。

各広域水道の水処理機能は喪失しなかったため、浄水場での給水車への飲料水供給が可能である旨、3月11日21時50分に環境生活部食と暮らしの安全推進課に、3月12日1時に本部事務局に対し情報を提供した。

3月12日10時55分、中峰浄水場（大和町）における自衛隊給水車への補給について承諾した。地震発生直後から各広域水道事務所の浄水場、制御室等で停電が発生したため、自家発電装置により施設の運転を継続することとなったが、電力の復旧までに相当の時間が要することが想定され、自家発電装置の燃料の不足が懸念されたため、3月12日11時、本部事務局にA重油7,000ℓ〔麓山浄水場（加美町）2,500ℓ、中峰浄水場500ℓ、南部山浄水場（白石市）4,000ℓ〕の調達を要請した。

なお、燃料到着前の3月15日には復電し、燃料枯渇による施設の停止は回避できた。

企業局事業概要図



(2) 各広域水道事務所の対応

ア 大崎広域水道事務所

a 大崎広域水道用水供給事業

地震発生直後から、麓山浄水場の送水流量が通常流量の $2,500\text{m}^3/\text{h}$ 程度を大きく上回り、計測のフルスケール $5,000\text{m}^3/\text{h}$ を振り切った状態で、送水管漏水監視警報が鳴動したため、大規模漏水による二次災害防止の観点から、直ちに送水停止作業にかかるとともに、受水 10 市町村への連絡を行い、15 時 20 分までには送水を停止し、麓山浄水場第一調整池の流出弁開度を 5% まで絞った。

一方中峰浄水場では、大和町への送水は支障が無く、取水・導水・浄水施設等の被害状況確認を行いながら、通常どおりの運転を継続した。

当時は職員 20 人中 12 人が出張中など不在であったため、職員の参集に時間を要し、事務所の初動態勢が即整わなかったこと及び電話回線の輻輳^{ふくそう}によりつながりにくい状態になったため、受水市町村との連絡が円滑にできなかった。

i 被害状況の確認及び情報収集、発信

地震発生直後から、被害状況確認のため、職員、施設運転及び設備点検業務委託業者及び緊急復旧工事等指定業者が、浄水場を始め取水・導水・送水の各施設点検に出動し、現場の状況を確認して、20 時までには一巡を終えた。また、被害に関する外部からの情報は、地震から約 1 時間を経過した 15 時 58 分から入り、17 時 10 分までの間に、管内受水市町村から合計 5 件の情報を得た。

なお、被害状況の現場調査は、全域的な停電により、漆黒の闇と化した環境のもと、夜間に入り困難となり、継続は断念した。

当事務所から水道経営管理室へ情報発信した内容等は次のとおり。

15 時 05 分 第一幹線漏水報告あり、上流部で止水。麓山第一調整池流出弁を閉める。

15 時 35 分 職員安否未確認 4 人

16 時 10 分 栗原市及び松島町以外は、送水停止連絡済み
土手前水管橋漏水、YKK 前漏水、高倉水管橋付近漏水

16 時 30 分 職員安否未確認 1 人

16 時 40 分 麓山浄水場停電、自家発冷却水漏れにより発電不能

18 時 23 分 麓山浄水場自家発電機 復旧

20 時 30 分 全ての市町村に送水停止した旨連絡完了

以降、浄水場の水処理等運転状況及び送水再開の状況等については随時水道経営管理室へ連絡した。また、20 時 40 分に水道経営管理室から、麓山及び中峰浄水場において緊急給水可能の旨、食と暮らしの安全推進課ホームページに登載して構わないかとの問合せがあり承諾したほか、22 時 15 分にも水道経営管理室から、緊急給水で中峰浄水場に直接連絡しても構わないか問合せがあり承諾した（麓山浄水場よりも、中峰浄水場に水を取りに行きたいとの問合せが多くあった。）。

ii 事務所内の体制

地震発生時に出張先にいた職員も 21 時ごろまでには事務所に戻り、職員を各々漏水復旧工

事（工務班）、断・通水作業班（施設管理班）、連絡調整・燃料確保等（総務班ほか）に編成し、事務所全体による送水復旧に向け対応を始めた。

iii 浄水場水処理等の運転

麓山浄水場では、漏水の発生に伴い、第一調整池水位が一時低下した状況であった。また、送水停止措置により、水処理運転も休止するべく操作を開始したが、自家発電設備等場内の運転用水確保のため、16時40分から水処理施設の二系列のうち、第二系列の運転を再開した。

iv 送水復旧作業

麓山浄水場からの送水は一時全面停止としたが、送水管路の状況確認が進み、送水可能となった管路から送水再開の作業を行った。

20時01分 中新田受水へ送水開始

20時34分 麓山浄水場第一調整池水位 1.3m

20時56分 小野田高区送水開始

21時55分 古川第一受水送水の作業開始（第3幹線は閉止中）

3月12日0時46分 古川第一受水弁開け始め（送水再開）

1時39分 中峰浄水場24時間運転準備完了

v 復旧工事

3月12日7時から漸次、緊急復旧工事等指定業者及び近隣の復旧工事協力業者との工事依頼打合せを実施し、直ちに復旧作業に着手するよう指示した。

3月12日14時までに連絡確保できた業者数は、緊急復旧工事等指定業者3社、協力依頼業者3社の計6社。

b 仙台北部工業用水道事業

地震発生直後から、仙台北部工業用水に係る麓山浄水場工業用水配水池の配水流量が通常流量の800m³/h程度を大きく上回った流量を計測する状況となる中、15時56分に配水を停止することを決定し、受水企業への連絡を始めた。約1時間後の17時には通常流量レベルまで配水流量を絞り、19時過ぎまでに配水停止作業を完了した。

仙台北部工業用水道事業に係る事務所内の体制は、大崎広域水道用水供給事業と同様に対応することとなった。

イ 仙南・仙塩広域水道事務所

a 広域水道対策

【3月11日】

- ・ 地震発生時は、出張等で不在の職員が多く、在室中の8人と施設維持管理業務委託業者により「仙南・仙塩広域水道事務所 災害・事故等初動対応マニュアル」を基に、地震発生直後の施設・設備等の点検、中央監視室における流量計等の監視・制御、管路点検、漏水情報等の収集など初動対応を行った。
- ・ 職員20人のうち出張中の8人と休暇取得中の4人の安否確認を行い、夕刻までには、登庁不可能であった2人を除く18人が災害対応に従事（4人は交代要員として一時帰宅）し、5人が翌朝まで漏水事故現場に張り付き、残りの職員9人は情報収集、業者への指示など事務所の総力を挙げて応急対策に臨んだ。

- ・ 地震発生直後、停電となったため、直ちに浄水場内の施設・設備を点検し、ボイラー室の配管水漏れ、水処理薬品の噴き出し、沈殿池の傾斜板破損などの被害があったが、停電と同時に自家発電装置が起動した。
- ・ 15 時 20 分、東北自動車道白石インター付近での漏水情報があり、職員が現場に急行し漏水現場を確認した。特に、白石インター付近の漏水は、直径 2,400mm の大口径管が離脱し復旧に長時間を要し、高区の最上流部であったことから最優先で復旧する必要があった。
- ・ 業務委託により管路パトロール業者は、震度 5 以上の地震発生で自動的に施設の点検パトロールを行うことになっており、それぞれの担当区域毎にパトロールを実施したが、道路渋滞や電話の不通により被災状況を把握するまで時間を要した。また、七ヶ浜町などは津波被害のため現地に立ち入ることもできなかった。
- ・ 逐次、現地情報が入るようになり、阿武隈水管橋、中谷地制御室、岩沼分岐、名取受水など順次状況が報告された。ほかにも岩切トンネルや松森水管橋の情報などが報告されてきたが、時間の経過とともに電話による連絡が困難になった（送水施設で 10 か所の漏水発生、高区調整池、低区調整池、制御室では緊急遮断弁を全閉、全区間で送水停止状態）。
- ・ 漏水情報が各所からあり、大口径管離脱や漏水の同時多発など、地震による漏水事故が、これまでに例のない大規模かつ深刻な事態であったことから、直ちに緊急復旧工事指定業者 4 社に緊急出動を要請した。また、七ヶ宿ダム導水口の点検確認・弁操作や漏水箇所の確認、明朝からの充水作業のため管路パトロールなど限られた人員の中、委託管理業者と共に 24 時間体制で巡回点検を行った。
- ・ 中央監視室モニターにおいては、各制御室の流量計圧力の異常低下などを確認、漏水事故が同時多発したものと判断し、15 時 50 分に浄水場緊急遮断弁を全閉（送水停止）するとともに受水各市町に対し電話により緊急連絡を行った。七ヶ浜町を除く 16 市町と連絡が取れた。
- ・ これらの作業と並行しながら、各制御室の遮断弁を順次全閉する操作と高区調整池及び低区調整池の流出弁閉、流入弁閉の操作を行ったが、停電により無電源で動作する制御室が 21 か所中 7 か所のみだったため、中央監視室における制御機能が正常に作動しなかった箇所（現地で弁閉）が多く、漏水箇所に隣接した農地等への大量漏水や土砂流出など二次的な被害を及ぼした。
- ・ 受水各市町に対する送水停止後、市町の給水車への給水要請が予想されたため、急きよ、配水池の芝生散布用蛇口から給水できるよう応急措置を行い、給水車の受入体制を整えた。
- ・ 19 時 45 分にマニュアルに基づく緊急対応により、原水を着水井でオーバーフローさせ、水処理を停止させた。
- ・ 21 時 50 分に食と暮らしの安全推進課に飲料水供給可能を連絡し、市町村の水道担当課へ連絡を依頼した。
- ・ 23 時 30 分に翌日の復旧作業ミーティングを実施した。

【3月12日】

- ・ 24 時間体制で対策に従事する職員の食糧についても、食堂やコンビニ、スーパーなどの閉鎖が相次いだことから、職員が食材を持ち寄り事務所内で炊き出しを行った。
- ・ 6 時から現地調査を再開、低区系の充水準備、漏水箇所の漏水復旧作業、無線中継所の点検、

重油等の調達などに奔走した。

- ・ 10時55分、自衛隊への給水車補給を了承
 - ・ 13時から村田町給水車への給水を開始した。以後、社団法人日本水道協会、自衛隊、大河原町災害対策本部等へ4月14日まで延べ582.8 m³を給水した。
 - ・ 停電の長期化が懸念される状況下にあつて、浄水を継続するため自家発電用燃料を継続的（燃料タンクは2日分程度の容量であるため）に調達する必要があるが生じた。燃料流通が途絶える中、販売店の特別の配慮と尽力により数日分の所要量を確保することができた。
 - ・ 緊急車両の燃料についても、販売店と交渉し優先的に給油を受けることとした。
 - ・ 漏水復旧に必要な仮設資材（鋼矢板）が、資材センターの津波被災により調達困難になったが、建設業協会の協力で施工可能な業者を捜し出すことができた。
 - ・ 白石深谷(1)漏水箇所の掘削開始
 - ・ 松森漏水箇所の排水作業に着手
- b 工業用水道対策

【3月11日】

- ・ 地震発生直後、停電となったが自家発電装置が起動し電源が確保された。中央管理室モニターで配水量の異常増加が示され、漏水が発生したものと判断した。漏水箇所を特定するため送水を継続し、速やかに職員パトロール2班を編成し、仙塩管路パトロールを開始するとともに管理委託業者へ場内外設備施設の点検調査を依頼した。

なお、沿岸域において大津波が発生したことから、職員の安全確保のため多賀城、塩釜及び仙台港方面への立ち入り禁止を指示した。

- ・ 工業用水を使用しているユーザー企業に対し、漏水対応のために受水停止依頼を速やかにi-FAXで送信したが、停電及び電話回線不通で受信確認は出来なかった。
- ・ 情報に関してはテレビ報道のほか優先電話により関係機関から漏水等の被災情報を逐次収集できたが、情報発信は通話不能のため宮城県電子県庁共通基盤システムにより電子メールで対応した。
- ・ 勤務者以外の職員安否確認は、1人は職場に参集、海外渡航中の1人は未確認（3月13日確認）。

なお、夜間には職員を順次一時帰宅させて家族等の安否確認と食料等の持参調達を行った。

- ・ 被災状況は、各種設備施設では運転に支障となる被災なし。パトロール等で発見した管路漏水1か所、空気弁漏水3か所及びユーザー給水管漏水1か所、全5か所について弁操作等により漏水止め作業を実施した。

【3月12日】

- ・ 早朝より前日津波で調査出来なかった多賀城塩釜地区パトロール及び仙台港を含む仙台圏パトロールに着手。漏水箇所の確認と弁操作による漏水止め作業を逐次行い、管理事務所の中央

管理室モニターからの送水量の減少状況を確認しながら調査を継続し、12時過ぎに国道45号多賀城市境の仙塩管路仕切弁閉塞時に送水量ゼロとなり、給水停止措置を施した。

- ・ 前日、配水管漏水が確認され供給が困難となった泉地区ユーザーに断水情報を発信し、使用停止を依頼した。
- ・ 漏水復旧工事の必要が生じたことから、緊急指定業者2社に緊急出動の要請を行うとともに復旧工事に着手した。
- ・ 午後より、外部通報及び管路点検委託業者からの漏水等の情報を受け内容を整理し、3班体制で仙台圏管路の未確認区間を含めた確認調査及び漏水止め作業に着手し、18時熊野堂取水場点検を最後にすべての管路、施設及び設備の目視点検調査業務を完了した。
- ・ 被災状況は、各種設備施設では運転に支障となる被災なし。パトロール等で発見した管路漏水4か所、空気弁漏水9か所（うち水管橋3か所）は弁操作等により漏水止め作業を実施した。

9 東北電力株式会社における電気施設対策

(1) 非常災害対策本部の初動対応

ア 第二非常体制の発令と非常災害対策本部の設置

東北電力株式会社（以下、「当社」という）では、3月11日14時46分に三陸沖を震源とする最大震度7、マグニチュード9.0の巨大地震の発生と同時に、社内基準に基づき、全事業所が防災体制の最高レベルである第二非常体制を発令し、災害対応体制を立ち上げた。

当社宮城支店（仙台市青葉区中央）（以下、「当支店」という）は、入居ビルの防災センターより屋外退避指示が出され、建物内部に被害が発生したため、当社本店ビル（仙台市青葉区本町）に移動して非常災害対策本部を設置した。

当社では、全事業所が各々非常災害対策本部会議において、従業員等の安否状況、設備被害状況、供給支障の状況と復旧方針、自治体及び関係機関等から寄せられる要請事項への対応について確認、検討を行い、供給支障の解消に向け企業グループ一体となり停電復旧に取り組んだ。

イ 巨大地震による広域停電の発生と津波による甚大な設備被害の発生

地震発生直後に当社管内の青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県及び福島県の6県全域にわたり延べ約486万戸が停電した。宮城県内では、地震直後の14時50分に最大の約142万戸が停電し、これまでに経験のない大停電となった。また、気仙沼市から山元町までの県内太平洋沿岸部の広い地域で、変電所や鉄塔、電柱や電線等の電力供給設備が地震発生後の大津波により押し流された。

ウ 従業員等の安否確認と沿岸部事業所の津波被害

当社では震度6弱以上の地震が県内または隣接他県で発生した場合には、従業員は家族を含めて安否報告を行うことにしており、当支店では、電子メールによる報告ルールを定めている。

今回の震災では、地震直後に送信された電子メールでの安否報告は比較的スムーズに受信することができたが、大津波警報が発表された14時49分以降は、時間の経過とともに、送信した電子メールが、受信できない状況となり、固定電話や携帯電話も、ほとんどつながらない状況になった。また、沿岸部の気仙沼営業所と石巻営業所では、大津波による被災が懸念され、携帯電話等での通

信を何度も繰り返し試みたが長時間にわたり連絡がとれない状況が続いた。後に衛星電話や携帯電話での通信ができ、バッテリーの消耗を極力避けるため、短時間の通話であったが、従業員等の安否状況、営業所からの避難状況、営業所建物の津波被害について確認することができた。

3月12日6時00分現在の当支店管内における従業員の安否状況は、無事が1,458人、安否不明が14人であった。

エ 応急用電源車による送電要請への対応

発災当日の深夜帯に差し掛かる頃になると、自治体等の行政機関や医療機関より、発電機の燃料切れへの対応として応急用電源車の設置要請が相次いだ。

応急用電源車による緊急対応は、応急用電源車台数や発電容量、運転用燃料の入手などの制約があるため、電気主任技術者の立会いや使用負荷の制限、応急用電源車の取付け・取外し時の停電などの説明に努めた。また、宮城県災害対策本部（以下、「県災害対策本部」という）等から応急用電源車の緊急対応を要請された病院等の重要施設については、可能な限り優先し復旧に当たった。

なお、応急用電源車対応の要請があった主な施設は、宮城県庁、仙台市青葉区役所、気仙沼市役所、栗原市役所、名取市役所、地方独立行政法人宮城県立こども病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、スペルマン病院、東北労災病院、広南病院などであった。

オ 燃料確保への対応

発災直後からの停電によりガソリンスタンドのポンプが停止したため燃料調達が困難になった。当社では、復旧車両や応急用電源車、非常災害対策本部の電源発電機への燃料調達のため、近隣のガソリンスタンドに協力をお願いし給油の確保に努めたが、徐々に燃料不足の深刻さが増していった。3月13日の正午過ぎには、仙台市青葉区のガソリンスタンドで給油を待つ一般の車両が長蛇の列を作っていた。

カ 被害状況の把握

停電と通信回線の不通等により、電力設備の遠方監視・制御が困難な状況であった。揺れの大きな余震が頻繁に起きていたため、津波による二次災害の恐れがない地域を中心に設備の保安巡視で被害概要の把握に努めた。

キ 自治体連絡員の派遣

県災害対策本部に連絡員を派遣した。連絡員は、停電状況と復旧の見通しならびに原子力発電所の状況等についての情報提供、自治体、関係機関等からの問合せと要請事項等に関する窓口として迅速な対応に努めた。

3月11日から3月23日までの連絡員は、日中2人、夜間1人で24時間体制の対応を行い、その後の3月24日から4月23日までの期間は、問合せや要請事項等が減少してきたことから、日中のみ1人体制として、夜間は非常災害対策本部に直接連絡を得ることとした。夜間の連絡先として既存の固定電話をホットラインとして使用した。また、県災害対策本部の連絡員席には、連絡先電話番号を掲示し緊急連絡に備えた。

ク 宮城県災害対策本部会議への当社出席

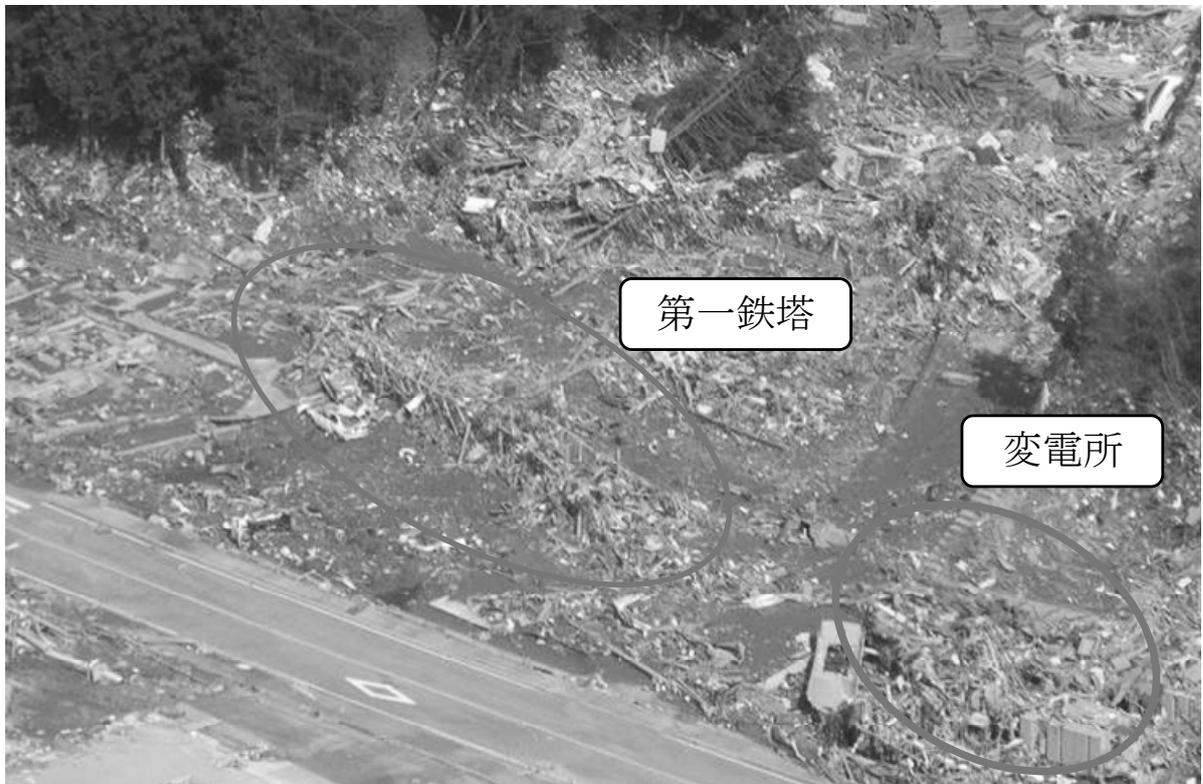
3月12日に県知事より県災害対策本部会議への出席要請があり、当支店から非常災害対策本部長または副本部長と配電部門、本店からは原子力部門が出席し、停電状況、女川原子力発電所の状況、復旧の見通しと方針等について報告した。

この県災害対策本部会議に出席することで、自治体や関係機関からの諸要請や停電復旧に必要な依頼事項等について、定期的に調整できる機会となった。

（2）発変電部門の初動対応

地震発生時、各事業所から水力発電所、変電所における被害の有無を確認するため出動をし、変電所に社員等がいた場合はその場所を巡視した。この際、道路渋滞により目的地までの到着に時間を要した。地震による設備の被害は、これまでの宮城県沖地震を想定した耐震対策により設備の被害は限定的であった。

今回の地震では津波被害が発生し、7か所の変電所が機能を停止した。現地への入所は道路の被災や余震による津波への警戒が続く中、通行規制や立ち入り禁止などにより困難を極めたが、13日にヘリコプターによる上空からの被災状況の把握を行うことにより復旧対応を進めることができた。



津波による変電設備被害（宮城県南三陸町）

（3）送電部門の初動対応

送電設備の巡視は、電気事故が発生した線路のほかに、震度5弱以上を観測した地域にある設備を対象とし、自治体等の行政機関や医療機関への供給線路及び女川原子力発電所の電源線路を優先して行った。

その結果、3月11日中に宮城県庁への送電を再開するに至った。

その後、夜間も平地の巡視を継続し、公衆安全と設備保安が確保できることを確認しながら、順次送電を開始した。

ヘリコプターによる巡視は、当社ヘリポートのある仙台空港が津波被害を受けたことから運航体制が整った3月12日の早朝からとなった。ヘリコプターを活用することにより設備巡視の速度は格段に向上した。



津波による送電設備被害（宮城県多賀城市）

（4）配電部門の初動対応

ア 停電の状況

地震発生直後に宮城県内の全お客さまに当たる約1,424千戸が停電となった。また、発電・送電・変電・配電の各電気設備及び当社事業所が地震と津波により甚大な被害を受けた。

停電の復旧にあたっては、「感電・火災は発生させない」ことを復旧方針とし、各営業所が復旧計

画を作成のうえ配電設備やお客さま設備の点検を実施し、健全性が確認できた個所から送電した。また、病院など重要施設に対しては応急電源車により電力を供給した。その結果、3月12日22時までに約141千戸に送電し停電戸数は約1,283千戸となった。

地震発生直後の各営業所の停電状況を図1に示す。



図1 地震発生直後の宮城県内の停電状況

イ 応援隊の受入れ状況

地震発生直後の各県の停電状況に基づき、本店が新潟支店へ宮城支店管内への応援隊の派遣を要請した。3月12日0時00分、新潟支店の応援隊が到着し、12日は829人の応援隊が宮城県内での復旧作業を実施した。

10 電話施設対策

(1) 東日本電信電話株式会社宮城支店

ア 災害対策本部の設置と自前電源による通信サービスの維持

地震発生直後にNTT東日本本社及び宮城支店に災害対策本部を設置し、災害の状況と通信設備への影響について情報収集を開始した。また、被災地の通信の確保のため、直ちに全国のポータブル衛星車・移動電源車を出動させるとともに、発電用燃料・必要物資の手配を実施した。合わせて可搬型ポータブル衛星通信装置を、翌朝、ヘリコプターで保守要員とともに空輸し、ポータブル衛星通信装置による特設公衆電話の設置作業に着手した。移動電源車の全国からの支援についても、翌早朝には第一陣が仙台に到着、また、発電用燃料についても、首都圏・新潟・関西からの輸送を開始し、第一陣については翌日午前には仙台へ到着した。また、設備復旧に関わるNTTグループ、通信建設会社等の全国からの人員の集結を開始した。

発災とほぼ同時に宮城県全域で停電となり、県内の全通信ビル（164ビル）で商用電源が停止したが、通信ビルに設置しているバッテリーや自家発電装置のほか、移動電源車による給電、タンクローリーによる給油により自前電源を確保し、電気通信サービスの提供を維持した。

地震の揺れによる通信設備への直接的な被害は避けられたものの、その後に襲った津波により、沿岸部の通信ビルが全壊・浸水等の被害を受けるとともに、沿岸部の中継伝送路の流出・切断により、当該エリアにおける電気通信サービスが中断した。

イ 被災自治体及び避難所の通信手段の提供を開始

宮城県災害対策本部に派遣した連絡員により各関連機関と情報共有を図りつつ、被災自治体、病院等の重要回線の復旧を優先し、「災害対策基本法」が定める指定公共機関として被災者の通信孤立の防止に努め、被災自治体への衛星携帯電話の貸与、避難所等へのポータブル衛星等による特設公衆電話の準備を進めた。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供と通信規制の解除

一方、地震発生直後より全国から被災地への通話及び被災地の県内通話が増加し、電話のつながりにくい状況が発生したため、公衆電話や優先電話を除き通信規制を行い、防災関係機関などの重要通信の確保に努めるとともに、安否情報の確認手段として、災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用ブロードバンド伝言板（web171）の運用を開始した。通信規制については、当日深夜 24 時までに順次解除した。

なお、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（web171）については、8月29日まで運用を継続し、災害用伝言ダイヤル（171）で約 348 万件、災害用ブロードバンド伝言板（web171）で約 33 万件の利用があった。これは過去最多の利用があった新潟県中越地震時の約 10 倍に当たる。

エ 公衆電話の無料化の実施

また、発災直後にまず東北 6 県でNTTグループとして初めてとなる公衆電話の無料開放を行い、その後、東日本全域に無料開放のエリアを拡大した。公衆電話の無料化については、宮城・岩手・福島の 3 県では 4 月 15 日午前 0 時まで、それ以外の東日本エリアでは 3 月 19 日の午前 0 時まで運用を継続した。

オ お客様対応窓口の増強

故障申告等，急増するお客さまからの問合せに対し，当日 17 時には，東京，札幌のコールセンター拠点の対応者を増強し，全国対応することにより体制を強化した。また，公的な重要回線を有する機関等へ社員を派遣し，通信の運用状況の確認を開始した。

特設公衆電話の設置

ポータブル衛星車の出動による避難所等への特設公衆電話の設置



自衛隊の協力のもと，ヘリコプターで孤立した避難所に衛星携帯電話・可搬型ポータブル衛星電話を運搬



NTT東日本が提供した安否確認ツール

災害用伝言ダイヤル (171)	災害用ブロードバンド伝言板 (web171)
ダイヤル「171」	https://www.web171.jp
音声による伝言（安否）登録	Webによる伝言（安否）登録 【テキスト・音声・画像】
伝言蓄積数：最大10伝言 保存時間：48時間	伝言蓄積数：最大10伝言 保存時間：48時間
利用件数：約348万件 (H23.3.11～H23.8.29) ※新潟中越地震の約10倍	利用件数：約33万件 (H23.3.11～H23.8.29) ※岩手・宮城内陸地震の約30倍
参考)過去の最大利用実績 新潟中越地震 (H17.10.23) :約35万件	参考)過去の最大利用実績 岩手・宮城内陸地震 (H20.6.14) :約1.3万件

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社

地震発生直後、本社及び東北支社に災害対策本部を設置するとともに、24時間密接に連携できる体制を構築し、被災状況の把握、復旧への取り組みを開始した。

14時55分、災害伝言板運用開始。各ノードビル及び基地局、ドコモショップの被災状況の確認を実施した。

東北管内での基地局の被害は、地震発生時の通信ケーブルの断及び電源の停止により、3月12日に最大で4,900局がサービス中断した。3月11日より3月12日にサービス中断局が多くなったのは、停電により蓄電池（バッテリー）で運用していたが、長時間停電により蓄電池が枯渇したことによる。また、津波による水没・損壊の基地局も多数あった。

地震発生直後、通信量が増加しつながりにくい状況が発生したことから、音声通話で東北と関東地方を中心に発信規制を実施し、3月17日に解除した。パケット通信では地震直後に一時的に宮城県で発信規制を実施したが、同日に解除した。

ドコモショップについては、地震発生直後、東北地方の82%の店舗が臨時休業を余儀なくされたが、早期の営業再開に努めた結果、建物が大きく損壊した店舗及び福島原発の非難エリアとなっている店舗を除き営業を開始し、8月26日時点での休業は6店舗となった。

【津波による被害状況：松島野蒜地区】



【津波による被害状況：石巻地区】



【津波による被害状況：気仙沼地区】



【ドコモショップ被害状況】



(3) KDDI株式会社東北総支社

ア 地震発生直後の状況

地震発生後即座に、全国で災害用伝言板サービスの運用を開始し、a u携帯電話をご利用中の方の安否情報確認ができるようにした。15時時点で、a u携帯電話のEメール着信通知ができない状況となった。

ネットワークの監視に関して全国の状況を統制する本部側では、設備運用状況の確認をしながら、急激な呼量増加に対する通信規制を実施した（地震発生時の通信規制は、最大95%となる）。

震災発生後、停電の長時間化により、停止した基地局数は震災翌日の12日、東北6県合計で最大1,933局に達した。

イ 災害対策本部立ち上げ

15時10分に、通信設備の情報収集・復旧を指揮する「運用対策本部」を東京都新宿に設置した。

15時43分に、社長を本部長とする「災害対策本部」を東京都飯田橋に設置及び、「現地対策本部」を仙台市に設置した。震災後約1時間で、早期復旧に向けた指揮体制を確立させた。

ウ 情報収集フェーズ

地震発生から約1時間後、基幹ネットワークの通信ケーブルが寸断し、北海道、東北地区での通信が困難な状況となった。16時頃から被災地の詳細情報の把握に全力で対応し始めた。20時40分時点では、a u携帯電話、固定電話、インターネットサービス各種が東北地区・北海道地区でつながりにくい状況であった。3月12日時点で、停波したa u無線基地局数は、1,933局であった。

エ 復旧に向けた全社一丸の対応（初動対応）

未曾有の災害であり広範囲に影響が出ていることから、全社一丸となって早期に復旧をすることが必要であるとの判断をした。まずは、全国のネットワークセンターに対して、車載型基地局・移動電源車の出動指示を出し、16時50分には、被災地へ向けて出動を開始した。並行して、全国の協力会社に対し応援要請を行い、物的・人的・情報資源を最大限活用できる体制を早期に構築した。

復旧作業をするために必要な体制作りや道具等の手配を行った。

- a 作業をする社員の連絡用に、イリジウム衛星電話を揃えた。
- b 各ネットワークセンターの自家発用発電機用の燃料を発注した。
- c 復旧対応を早期に行うための体制を早期に確立した。

19時30分に、基幹ネットワークの早期復旧のため、暫定措置として迂回による救済を最優先で行うこととし、円滑に迂回措置ができるよう固定通信回線を提供するグループ会社へ応援要員を派遣した。

厳しい状況ながらも復旧できる体制が構築できたので、最重要である基幹ネットワークの復旧に向けて、切断箇所の確認と接続復旧作業を昼夜問わずに行い、翌12日6時29分には、国内固定通信の迂回措置の完了により、沿岸部を中心とした被災地を除く地域にて、a u携帯電話サービスが一部復旧した。その後も順次迂回措置によりインターネット及び固定電話サービスが復旧していった。

オ 各被災地の復旧に向けた体制構築

12日基幹ネットワークの迂回処置が完了したことから、甚大な被害が出ている沿岸部を中心とした復旧活動へ対応を開始した。

- ・ 仙台各ネットワークセンター内の損傷状況の確認
- ・ 全国から到着予定の車載型基地局・移動電源車を向かわせる地域・設置場所の検討
- ・ 復旧活動の長期化に向けた要員体制の検討
- ・ 社員への食料確保と提供 等

（4）ソフトバンクモバイル株式会社

東日本大震災直後、東京の本社において災害対策本部を設置し、通信サービスへの影響や被災地の店舗の状況、社員の安否の確認などを行った。

お客さま向けには、地震発生から 9 分後の 3 月 11 日 14 時 55 分に災害用伝言板を立ち上げた。加えて、急激なトラフィック増加が確認できたほぼ同じタイミングで、ネットワーク設備のダウンを回避するために通信規制を段階的に行った。具体的には、被災地エリアのソフトバンク携帯からの音声発信について、最大 70%の規制を 3 月 12 日未明まで実施し、全国のソフトバンク携帯から被災地エリアの固定電話向けの音声発信について、最大 70%の規制を 3 月 11 日まで、30%から 50%の規制を、断続的に 3 月 14 日まで実施した。

なお、データ通信については通信規制を実施しなかった。また、広範囲に及んだ地震と津波の影響により、携帯電話基地局及び周辺設備の損壊や流出、伝送路の切断、停電などが発生し、甚大な被害を受けた。携帯電話基地局には停電時のための非常用バッテリーを搭載しているが、広範囲かつ長期間に及ぶ停電のため、徐々にバッテリー枯渇による携帯電話基地局への影響が広がった。結果、3 月 12 日午前中には 3,786 局の携帯電話基地局に影響が及んだ。ただ、ソフトバンクグループの東北内の基幹ルートの伝送路は震災による被害を受けなかった。携帯電話基地局を監視・集約しているネットワークセンターも、震災による一部損壊や停電等の被害を受けたが、非常用発電機を含む発電関係への影響はなく、ネットワークセンター内の設備は稼動し続けていた。

ネットワークセンターを含む、伝送路の拠点となる集約中継局や光中継局の重要拠点は、非常用発電機にて稼動していたが、長期間の停電を考慮すると、発電機の燃料枯渇による停止を阻止することが重要な課題であった。特に、ネットワークセンターのような大量に燃料を必要とする設備の燃料調達に困難を極めたため、宮城県庁の災害対策本部を通じての協力依頼や、独自ルートでの燃料調達に奔走した。特に重要な拠点であった 2 か所のネットワークセンターは、東北電力に対する早期復電対応を要請し、それぞれ 3 月 13 日深夜と 3 月 14 日午前に、電力供給が回復した。

携帯電話基地局においては、広い範囲のエリアをカバーする局や、重要な拠点をカバーするような局を優先的に復旧させた。宮城県庁の災害対策本部をカバーする基地局は、当初非常用バッテリーにて稼動していたが、給電を維持するため 3 月 12 日未明に移動電源車による電力供給に切り替えた。

ソフトバンクモバイルは、3 月 11 日 20 時過ぎに宮城県庁の災害対策本部に参加し、最初に県庁内の携帯電話の電波と利用状況の確認を実施。本部内では震災によるライフライン等の被災状況の確認、重油等の燃料調達交渉、臨時基地局にて救済が必要な避難所等の要望箇所の確認、携帯電話端末貸出し要請や緊急車両の通行許可の調整等を実施した。また、震災当日に、通信サービス復旧活動のサポートのため、社員が東京から被災地に向かったほか、3 月 12 日午前 8 時には、避難所などにおいて電波の発信をして携帯電話をご利用いただくため、移動基地局車が東京から被災地へ出発。また、被災地支援施策についても震災発生直後から検討を始め、同日午前 5 時から随時、「ソフトバンク Wi-Fi

スポット」の無料開放などの施策を実施した。

11 ガス施設対策

3月11日14時46分の地震発生後、直ちに「仙台市ガス局災害対策本部」（本部長はガス事業管理者）を設置した。

仙台市ガス局では、都市ガスの供給エリアを大きく11ブロックに分割して管理している。15時25分には保安規程に基づき、地震計の測定値（SI）が60カイン以上を記録した3ブロック（約7万戸）のガス供給を緊急停止したが、この時点で他のブロックには都市ガスの供給を継続していた。しかしながら、この緊急停止から約1時間後の16時36分には、全供給区域（約36万戸）の都市ガスを停止した。大津波がガスを製造している港工場に到達し、ほぼすべての設備が冠水、電気設備が使用できなくなってしまったためである。想定されていた宮城県沖地震に備えて津波対策を実施していたが、それを超える規模の津波が押寄せ、工場の1階部分は完全に水没した。

地震発生後、職員はガス供給設備や事務棟の被害状況の調査、連絡の取れない職員の安否確認を急ぐとともに、各地からもたらされるガス漏れの通報等に対応した。関係工事会社とも協力し、ガス漏れ箇所の応急処置をするなどしたため、火災などの大規模な二次被害の発生は防止できた。

3月11日の地震当日のガスもれ通報は計120件であったが、地震に強いとされるポリエチレン管（PE管）や中圧管のガス漏れは無かった。そのため、全面供給停止中ではあっても、常用防災兼用ガスコージェネレーションシステムを設置しており、中圧供給となる市内4箇所の災害拠点病院等には、球形ガスホルダーに残っていたガスを使用し、供給を継続した。

16時42分には都市ガスの全面供給停止を記者発表し、報道各社や国等の関係機関にファクシミリ送信を行った。

12 交通対策

（1）全般

地震発生直後から、県管理道路の通行規制情報を収集するとともに被災状況の調査を行い、17時にはホームページなどを通じて緊急輸送道路の通行規制情報の提供を行った。主な対応内容については次のとおりである。

11日14時46分、委託契約に基づく道路管理者と災害時応援協定に基づく社団法人宮城県建設業協会が道路パトロールなどの初動対応を開始した。

11日14時50分、道路情報表示板「大津波警報」7基表示、2基は断線不通。

11日15時00分、仙台土木事務所、気仙沼土木事務所は大津波警報による道路通行規制、東部土木事務所は連絡不通。

11日15時40分、東部土木事務所は大津波警報による道路通行規制。

11日16時20分、第1回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 道路情報表示板「大津波警報」表示（2基不可）
- ・ 大河原土木事務所・・・主要地方道白石柴田線通行止め
- ・ 仙台土木事務所・・・主要地方道岩沼蔵王線，一般県道名取村田線，一般県道升沢吉岡線，一般県道半田山下線通行規制

- ・ 北部土木事務所・・・一般国道346号新涌谷大橋段差30cm通行規制
- ・ 北部土木事務所栗原地域事務所・・・調査中
- ・ 東部土木事務所登米地域事務所・・・一般国道398号錦橋，米谷大橋通行止め，一般国道346号山吉田橋通行止め
- ・ 東部土木事務所・・・・・・・・・・事務所前津波20cm
- ・ 気仙沼土木事務所・・・・・・・・・・連絡不通

11日18時30分，第2回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 17路線全面通行止め，片側交互通行。
- ・ 国土交通省，警察本部から一般国道47号，48号，113号及び286号を緊急輸送道路として確保する連絡を受理。

11日21時30分，第3回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 30か所全面通行止め，12か所片側交互通行。
- ・ 国土交通省，警察本部より山形自動車道を緊急輸送道路として確保するため，一般車両通行止めとする旨の連絡あり。

11日21時47分，幹線道路段差解消対応のため，応急資機材の調達について社団法人宮城県建設業協会へ要請。

12日1時45分，社団法人宮城県建設業協会の仙南，大崎，栗原，登米の各支部に対し，沿岸部への応援を要請。

12日4時30分，第4回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 41路線，57か所について規制中。うち全面通行止め36か所，片側交互通行21か所。

12日10時00分，第5回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 41路線62か所について規制中うち全面通行止め39か所。

12日14時30分，第6回土木部災害対策本部会議。以下について報告・確認した。

- ・ 60路線86か所について規制中，うち全面通行止め35か所。

(2) 地域別

ア 大河原土木事務所

- ・ 管理委託業者及び職員によるパトロールを実施
- ・ 社団法人宮城県建設業協会仙南支部などの協力を得て，道路規制措置（バリケードなど）と応急処置（小規模な段差補修，穴埋めなど）を実施
- ・ 全面通行規制19か所，片側交互通行 多数

イ 仙台土木事務所

- ・ 道路パトロール（職員）編成班及び道路・河川管理委託業者によるパトロールの実施，被害状況の確認，交通規制及び応急復旧対応を実施
- ・ 津波注意報が解除になるまでは，海岸沿線に近づけないことから，できる範囲で被災報告を行うため主に山沿いの調査を優先して実施

ウ 北部土木事務所

- ・ 被災状況の情報収集と道路等被害箇所の通行規制実施（順次）。
- ・ 3月12日の夜明けを待って，職員及び管理業者による被災状況調査を実施（道路パトロール：

方面別に6班体制，河川パトロール：4班体制，崖地滑りパトロール：3班体制）。

- ・ 災害応援協定を締結している社団法人宮城県建設業協会大崎支部と社団法人宮城県測量設計業協会と応援内容打合せ。
- ・ 災害対策本部北部地方支部連絡員会議で要請のあった市町への食料支援のため，運搬車及び運転員の待機指示。

- ・ パトロール車などの燃料確保のための情報収集。

エ 北部土木事務所栗原地域事務所

- ・ 職員及び管理業務委託業者によるパトロールを実施し，通行規制の要否，被災状況の把握に努め，通行止め箇所等緊急を要するものについては業者に早期復旧を依頼した。また，栗原合同庁舎建物の被害損傷状況の目視調査を行い業務継続に備えるとともに，栗原市災害対策本部会議に出席し，災害情報の提供，調整，情報収集に努めた。
- ・ 緊急輸送道路及びそのほか管理施設の被害状況確認のため，職員（道路4班，河川2班），管理業務委託業者（道路2業者，河川1業者）によるパトロールを実施し，道路については，3路線3か所を全面通行止めとし，4路線4か所を片側交互通行とした。
- ・ 大規模災害時の応援に関する協定に基づき，社団法人宮城県建設業協会栗原支部及び社団法人宮城県測量設計業協会栗原支部へ応援協力を要請。
- ・ 21時30分，所内会議の結果，12日は全員登庁し，職員による道路パトロール開始を7時と決め，帰宅可能な職員には帰宅を指示。
- ・ 12日7時，職員によるパトロール（道路4班，河川3班）を開始。また，管理業務委託業者（道路2業者，河川1業者）によるパトロールを実施。その結果，道路の全面通行止めは2路線2か所，片側交互通行は8路線8か所となった。

オ 東部土木事務所

- ・ 道路管理者7社中5社と連絡が取れ，パトロール開始を確認した。
- ・ 大型土のうの確保を事業管理課に依頼。
- ・ 道路管理者から一般国道398号新北上大橋落橋などの情報を受理。
- ・ 16時ごろ，事務所が津波により浸水。
- ・ 18時過ぎには携帯電話が通信不能となり，その後は管理者と不通となる。
- ・ 自家発電機が浸水により使用不能のため，電源の確保を県庁へ依頼。
- ・ パトロールにより，一般県道石巻工業港矢本線・定川橋落橋，一般県道石巻女川線・日和大橋残存，主要地方道石巻河北線・開北橋残存，一般国道398号・内海橋は流出していないが，船舶・漂流物が堆積していることを確認。
- ・ 一般国道45号北上川大堰上流の法面崩壊などを確認。

カ 東部土木事務所登米地域事務所

- ・ 15時30分ごろ，大規模災害応急対策マニュアルに従い，道路及び河川管理者に連絡するとともに職員による緊急パトロールを実施。
- ・ 土木部業務継続計画（BCP）に基づき緊急輸送路の一次二次を中心にパトロールを実施。
- ・ 緊急パトロール班から一般国道398号錦橋の1径間ずれあり，警察により通行止めとなった旨を受理。

キ 気仙沼土木事務所

気仙沼合庁が被災し、土木事務所職員は外部との連絡が取れない状況となった。また、合庁周辺の道路は災害廃棄物に埋まり、寸断され、24 時間以内では避難や安否確認が精一杯の状況であった。

一方、道路管理業者については、6 社中 3 社が津波で被災し社屋、作業員詰所、パトロール車両、建設機械が流失し、1 社は社屋が残ったものの建設機械、パトロール車両が流失した。また、残り 2 社のうち、1 社は社員の安否確認や避難で 24 時間が経過し、もう 1 社（気仙沼大島）は何とか徒歩や二輪車でパトロールを実施した。

なお、地震直後、震度 6 以上で通行規制がかかる主要地方道気仙沼唐桑線気仙沼市東八幡前から唐桑町浦に担当の管理業者が配備、規制のため待機したが、津波や津波後の火災でパトロール要員は孤立し、パトロールは実施できなかった。

(3) 交通事業者等の被害状況の把握

企画部総合交通対策課（現：震災復興・企画部総合交通対策課）では、地震発生直後から交通事業者（鉄道、バス、離島航路）の被害状況等の把握及び公共交通機関の情報収集に努めたが、電話回線が不通となっていたため、一部を除き、交通事業者及び所在市町と連絡を取ることができず、状況確認に時間を要した。

13 情報提供対策

情報伝達の広域性と速報性が求められる災害発生時には、報道機関への情報提供が有効な手段となることから、総務部広報課では地震発生直後から積極的に報道対応を行った。

報道機関との「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、第 1 回の災害対策本部会議が終了した 16 時から、知事の臨時記者会見を実施した。余震や津波が継続している状況であったため、県民、特に被災が甚大な地域の住民に対して、余震等に関する注意と落ち着いた行動を取るよう呼びかけた。

なお、毎年の避難訓練時に報道機関への映像配信に関するテストを実施しており、地震発生直後から速やかに対応することができた。この訓練では、大規模災害が発生した場合、代表社（NHK）が撮影を行い各社に映像等を分配することとしていたが、1 回目の臨時記者会見においては、県政記者会に所属する全報道機関が対応可能であったため、記者会見室にて新聞社・通信社及びテレビ局を集める形での開催とした。また、16 時 30 分を皮切りに、翌 12 日 13 時 30 分までの間に合計 10 回、報道機関に対して、本部事務局から被害状況等に関するレクチャーを実施し、可能な限り速やかに情報の提供を行った。

こういった報道機関を通じた情報の提供のほか、緊急かつ重要な情報を迅速に伝えるため、県ホームページのトップページに地震情報枠を設置し被害状況等の情報提供を開始するとともに、知事の臨時記者会見の会見録を作成、掲載するなど、情報の一層の浸透を図った。

ホームページでは、被災した市町村の情報伝達を一部肩代わりして発信するといった市町村支援も実施した。一例としては、大崎市が北海道当別町の WEB サーバーを間借りして市民への情報を発信しているとの情報があったため、19 時 30 分に県のホームページに該当ページへのリンクを設置した。また、地震発生直後から県民の安否に関する問合せや、物資・救援を求める電話や電子メールが間断なく多数寄せられたため、24 時間体制で対応を行った。

なお、広報課に寄せられた電話等は、単に本部事務局に転送することなく、課内で内容、重要性等を

判断し、救援依頼などの最重要なものは紙に印刷して本部事務局に情報提供、それ以外のものは直接対応、あるいは担当課（室）に対応を依頼した。

14 仮設トイレの確保対策

環境生活部廃棄物対策課では、「災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定」を締結する公益社団法人宮城県生活環境事業協会及び宮城県環境整備事業協同組合の2団体に対し、協力要請のため電話にて連絡をしたものの通信障害により11日中には連絡が取れなかった。一方、必要数量の把握のため、市町村に対し連絡をするも、同じく電話等の通信障害により確認することがほとんど出来なかった。

15 埋火葬対策

環境生活部食と暮らしの安全推進課では、棺等の葬祭用品を速やかに各市町村に供給するため、宮城県葬祭業協同組合と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により、3月12日に同協同組合に対し協力を要請したほか、仙台市と対応を協議した。また、多数の死者が見込まれたことから警察本部の依頼により、12日未明から遺体安置所確保のための調整を開始した。

16 職員厚生対策

(1) 職員宿舎の被害状況把握

総務部職員厚生課では、地震発生直後から、所管の各職員宿舎の被害状況を把握するため、各地方振興事務所より情報収集を行った。

(2) 職員の健康管理

職員の診療等を行う行政庁舎3階職員健康相談室が、地震により、換気ダクトの落下、パーティションのずれ等の被害があったため使用を中止し、暫時行政庁舎1階みやぎ広報室の映写室において県民等の避難者や職員の健康相談及び簡易な診療を行った。発災時に、宮城県立循環器・呼吸器病センター代謝腫瘍科部長の佐竹宣明医師が仙台市内に居合わせたことから、12日9時まで映写室での診療の協力を得るとともに、12日9時以降は保健福祉部の協力を得て同様の運営を行った。

なお、日本赤十字社による臨時診療所が14日に行政庁舎玄関前に開設され、緊急の場合は職員も診療を受けられる状況になったことから、みやぎ広報室映写室における臨時的健康相談は終了とした。

17 災害救助法の適用

強い地震が体感されたため、災害救助法の適用について地震発生直後から検討に入ったが、大部分の通信手段が遮断され地方機関や市町村から思うように情報が集まらなかった。その中で、報道等により県内の被害が甚大になることが確実視されたため、災害救助法施行令第1条第1項第4号により災害救助法を17時に適用することにし、宮城県公報により告示を行った。

なお、各市町村に対する周知については、取り急ぎ防災無線ファクシミリにより文書を送信し、原本は、合同庁舎との情報交換や文書等のやり取りのため経済商工観光部が設置した「合同庁舎等との定期便」を利用し、各合同庁舎等経由で送付した。

第4節 災害対策本部各地方支部及び地域部の初動対応

本節では、宮城県災害対策本部要綱（以下「本部要綱」）に規定する地方支部・地域部を構成する地方機関^{*}の初動対応について記述する。

※地方支部・地域部構成地方機関は、地方振興事務所（地域事務所）、県税事務所（地域事務所）、保健福祉事務所（地域事務所）、原子力センター、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、王城寺原補償工事事務所、土木事務所（地域事務所）、地方ダム総合事務所、港湾事務所、教育事務所（地域事務所）、広域水道事務所である。ただし、土木事務所（地域事務所）及び広域水道事務所の初動対応については、本章第3節に記述している。

なお、本部要綱に規定する構成地方機関に限定しているため、すべての地方機関ではない。

1 大河原地方支部

(1) 大河原地方振興事務所〔所在地／柴田郡大河原町字南129-1（大河原合同庁舎内）〕

【3月11日】

15時00分、来庁者、庁舎管理関係委託事業者の安全確認及び職員の安否確認を開始した。来庁者及び庁舎管理関係委託事業者については、けが人等がないことを確認した。

職員については、在席職員全員が無事であることを確認したが、出張中、休暇取得中で連絡がつかない職員がおり、確認に時間を要した。最終的にすべての確認が完了したのは数日後であった。

時間の経過とともに、休暇取得中職員のうち登庁可能な職員が登庁した。また、管内出張中の職員が帰庁し、それぞれが確認した道路交通状況・被害状況等の報告を受けた。

15時10分、合同庁舎の被災状況の確認及び業務回復への取組を開始し、庁舎建物等及び駐車場敷地の被災状況を調査した結果、正面玄関付近構造物や連絡通路の接合部の破損、駐車場アスファルト亀裂、数箇所の液状化現象、地下給水管からの漏水等を確認し、危険防止等の応急措置を行った。また、停電となったため、合同庁舎内は、自家発電装置を稼働して給電した。電話交換機が非常用バッテリー給電に切り替わり、その運用時間を延伸するため、交換機2台のうち1台を停止し節電対策を行った。

15時40分、管内の被災状況〔人的被災、住宅等建物、商工関係、農地農業用施設、治山施設（工事施工中箇所）〕の情報収集及び現地調査等を開始した。夕方までの調査で、住宅家屋の一部損壊（屋根等）、店舗等建物の被害、道路の破損、県管理農業用施設の被害等を確認したが、日没となったことから、二次被害を避けるため翌日以降に再調査と更なる応急対応を行うこととした。

17時15分、災害対策本部大河原地方支部第1回地方支部会議を開催。第1回地方支部会議では、次の事項について報告・確認を行った。

- ・ 現時点で把握された被災状況の報告・確認等
- ・ 当面对処すべき事項の確認（職員配備・情報収集等）
- ・ 当日以降夜間、休日における職員配備計画（非常配備に準じて、災害対応業務を継続できる態勢とした）
- ・ 合同庁舎内における節電、節水等の周知
- ・ 管内市町の被害情報調査の実施（通信途絶状態のため、直接役場を訪問して情報収集を実施する事を確認し、その人員配備を合同庁舎内公所に要請）

19時30分、夜間配備体制への移行。夜間配備体制は、災害対策本部事務局（以下「本部事務局」）

との情報連絡、管内2市7町との連絡要員各2人と緊急支援物資の受入れ等を考慮し、大河原地方振興事務所として職員25人配備とした。

本部事務局とは、電話（防災行政無線）連絡可能で、合同庁舎内の被害情報報告や、その後の市町村用支援物資の配送計画、遺体安置所（旧角田女子高等学校）への職員派遣要請等について連絡を取り合った。一方、管内市町とは、役場設備の被災や電話回線の輻輳^{ふくそう}等により、通信不能となり、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）による情報収集も不可能となった。

【3月12日】

8時15分、管内2市7町との通信手段が途絶していたことから、被災状況（負傷者等、住家被害、電気・水道・ガス等ライフラインの被害、避難所箇所数、避難人数、必要な緊急支援物資）等の調査・確認を行うため、職員が直接役場を訪問して情報収集するべく公用車で出発。情報収集した結果を集計し、本部事務局へFAXで報告した（以後、3月末まで継続。）。

8時30分、前日に引き続き、大河原地方振興事務所が所管する農林業用施設等の被害状況調査を行った。また、施工中の工事箇所の現場被害状況について、請負事業者に調査して報告するよう指示を行った。

8時40分、亘理・山元地区の震災被害者の遺体安置所（旧角田女子高等学校）に遺体確認補助作業のため職員を派遣した（以後、6月17日まで継続。）。

12時00分、災害対策本部大河原地方支部第2回地方支部会議の開催。第2回地方支部会議では、次の事項について報告・確認を行った。

- ・ 現時点で把握された被災状況の報告・確認
- ・ 管内市町における避難所の状況報告とその対応としての支援物資配送を行うための職員、公用車の配置の確認
- ・ 道路交通規制状況の確認

12時35分、本部事務局からの緊急支援物資（パン4万個）を受入れ、管内市町の避難人数に応じて配分、可能な限り県公用車で地方支部職員が配送し、同時に残りは各市町の災害対策本部が車両手配して受領を行うよう連絡を行った（以後、3月21日まで管内市町及び山元町への配分・配送を継続。）。

(2) 大河原県税事務所〔所在地／柴田郡大河原町字南129-1（大河原合同庁舎内）〕

【3月11日】

14時55分、所内在室職員に負傷者がいないことを確認した（地震発生時に、来庁者はいなかった。）。

15時15分、出張中の職員の安全を確認した（2人が帰庁途中で地震に遭遇し、帰庁後確認。）。

15時30分、不在職員の安全を、安否確認システムメールにより確認した（休暇等取得職員2人、税務嘱託員週休1人）。

17時15分、災害対策本部大河原地方支部第1回地方支部会議が開催され、次の事項について報告・確認を行った。

- ・ 現時点で把握された被災状況の報告・確認等
- ・ 当面对処すべき事項の確認（職員配備・情報収集等）
- ・ 当日以降夜間、休日における職員配備計画（非常配備に準じて、災害対応業務を継続できる態勢

とした）

- ・ 合同庁舎内における節電、節水等の周知
- ・ 管内市町の被害情報調査の実施（通信途絶状態のため、直接役場を訪問して情報収集を実施する事を確認し、その人員配備を合同庁舎内公所に要請）

17時30分、当日の夜間配備を2人とした。

【3月12日】

8時30分、災害対策本部大河原地方支部（大河原地方振興事務所）から、亘理山元地区の震災被害者の遺体安置所（旧角田女子高等学校）への職員派遣要請があり、2人を派遣した（以後、4月7日まで継続。）。

12時00分、災害対策本部大河原地方支部第2回地方支部会議が開催され、次の事項について報告・確認が行われた。

- ・ 現時点で把握された被災状況の報告・確認
- ・ 管内市町における避難所の状況報告とその対応としての支援物資配送を行うための職員、公用車の配置の確認
- ・ 道路交通規制状況の確認

12時30分、遺体安置所派遣の2人のほかに、支援物資配送に従事する職員を2人配備することとした（以後、3月23日まで配備。）。

(3) 仙南保健福祉事務所〔所在地／柴田郡大河原町字南129-1（大河原合同庁舎内）〕

【3月11日】

15時00分、職員の安否確認

15時22分、所内職員のけが人等の有無を保健福祉部保健福祉総務課へ報告

15時30分、難病者（人工呼吸器装着者）の安否確認を行い、要救援者についてみやぎ県南中核病院に受入れ依頼し、救急車でみやぎ県南中核病院に搬送

15時50分、管内廃棄物処理施設被害状況及び竹の内最終処分場跡地被害状況の現地確認を行った

16時05分、柴田農林高等学校（大河原町）にAEDを搬送

16時20分、営業施設、水道施設被害状況調査

17時15分、第1回災害対策本部大河原地方支部会議に出席

18時00分、所内会議を開催し、被害状況、宿日直体制等の確認を行った。

19時45分、管内市町の被害情報収集（電話・防災行政無線不通で確認できない状況のため、市町を直接巡回）

20時20分、白石市、七ヶ宿町、大河原町及び川崎町へ被害情報の連絡依頼

21時45分、病院（柴田町）へ避難用品、簡易トイレ、水及び食料品を搬送

22時15分、管内市町の被害情報収集

23時50分、白石市から毛布、食料の要望があり、本部事務局へ連絡

【3月12日】

1時25分、本部事務局から照会のあった各市町の物資要望状況について回答

8時20分、遺体安置所（旧角田女子高等学校）における遺体確認補助作業のため職員4人を派遣（以

後、6月17日まで継続)

12時00分、第2回災害対策本部大河原地方支部会議に出席

13時00分、管内市町の情報収集に職員4人を派遣

(4) 大河原教育事務所〔所在地／柴田郡大河原町字南129-1（大河原合同庁舎内）〕

- ・ 所内職員の安否確認を行った。出張中の職員については、11日18時過ぎに無事を確認できた。
- ・ 管内市町教育委員会へ被害状況の確認を行った。
- ・ 庁舎内の被害状況、11日の対応（配備体制等）についての確認を行った。
- ・ 本庁関係課への被害状況報告（第1報）を行った。
- ・ 12日から亘理・山元地区震災被害者の遺体安置所（旧角田女子高等学校）へ職員を派遣した。

大河原地方支部の検証

◆休日や夜間の参集・配備体制については、検証が必要である〈県庁内部での調整〉

本災害は、平日昼間に発生したために、大河原地方支部の構成員の多くは在庁していた。しかし、大河原地方振興事務所では、居住地が事務所からは遠い職員も多い。今後、休日や夜間の参集・配備体制については、再確認が必要である。

◆防災行政無線電話の回線を衛星系へ切替える方法の周知が不足していた〈情報〉

地方支部で、被災市町への防災行政無線の電話が繋がらない場合があった。大河原地方支部では、管内の全2市7町との通信が途絶した。こうした事例には、電話（防災行政無線）の回線を、地上系から衛星系に切替えればつながった可能性もある。今後は、電話回線を防災行政無線衛星系へ切替方法を記載したマニュアルを本庁にて作成し、関係機関に配布するとともに、防災訓練などで試用しておくことが重要である。

2 仙台地方支部

(1) 仙台地方振興事務所（総務部、地方振興部、農業振興部、農業農村整備部、林業振興部）

[所在地／仙台市青葉区堤通雨宮町4-17（仙台合同庁舎内）]

ア 地方支部設置前後の状況

a 安否確認及び余震対策

安否確認については、庁舎内にいた職員及び来庁者の被害は同日中に確認できたが、出張中、休暇取得中の職員については、地震発生後、電話・電子メール等が繋がりにくく、また、その後の停電により、最終的には数日後に確認が取れた職員もいた。

執務室は、最低限の片付けを行い、薬品等危険物については、余震に備え安全を確保した。

b 庁舎被害状況確認・報告

15時ごろから合同庁舎及び周辺の被害確認を行った。その結果、商用電源の遮断、上下水道の断水、都市ガスの供給停止、一般回線電話・FAX・無線LANの機能停止が判明し、防災行政無線及び防災FAXのみ使用可能であった。

15時17分、本部事務局から防災FAXにて、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により被害報告について指示を得る。

15時21分、本部事務局に対し、防災FAXにて以下を報告。

庁舎被害：小

人的被害：なし（ただし、この時点では仙台地方振興事務所のみの情報）

MIDORI：使用不可

その後、防災行政無線により本部事務局及び総務部管財課へ庁舎被害報告を行った。

c 緊急通行車両確認証明書交付

18時ごろ、仙台土木事務所から事前届出車両の緊マーク交付の依頼があったため、仙台北警察署に交付依頼に出向いた。仙台北警察署交通課からは、大規模災害で、緊マーク交付が間に合わないで「緊急通行車両等事前届出済証」を緊マーク交付に変えて提示してほしいとの指導があった。

19時ごろ、仙台土木事務所に対し、仙台北警察署に対する確認内容を連絡した。

イ 地震発生から地方支部会議開催までの情報収集

a 地方支部内各事務所の被害状況

18時40分ごろから防災行政無線で確認をしたところ、仙台土木事務所には連絡が取れたが、それ以外の地方支部構成機関には電話回線の不通により連絡が取れなかった。

b 管内市町村の被害状況

19時40分ごろから防災行政無線で確認をしたが、塩竈市と山元町は不通であった。それ以外の市町村とは連絡が取れ、状況を聞き取り、本部事務局へ報告した。

MIDORIによる被害状況確認については、20時ごろ、無線LANの復旧とともに開始したが、その後の完全停電により再度使用不可となり、わずかな時間での報告を受信したのみであった。

c その他関係機関等の被害状況

土地改良区や施工事業者に対しては、職員個人の携帯電話により被害状況の確認をしたが、不通であった。また、出張中に被災した職員が帰庁した際に、その状況について聞き取りを行った。

ウ 仙台地方振興事務所各部の対応

所内各部においては、翌日実施する施工箇所の現場確認や農地・農業用施設の被害状況調査等の班体制及び調査方針（事業実施地区及び大規模災害時の点検対象施設、津波被災区域）の調整を行った。

エ 地方支部会議の開催

21時40分、第1回地方支部会議を開催した。地方支部に属する機関のうち、参集できたのは合同庁舎内の事務所のみであったが、地方支部に属さない県の機関も参集した。会議では以下の事項について報告・確認を行った。

a 参集機関

i 地方支部に属する構成機関

仙台地方振興事務所合同庁舎内各部（総務部、地方振興部、農業振興部、農業農村整備部、林業振興部）、仙台北県税事務所、仙台教育事務所

ii 地方支部に属さない機関

病害虫防除所，保健福祉部ねんりんピック推進室

b 被災状況の報告

i 各機関の職員安否確認状況

確認の取れた職員については，負傷者はいないが，連絡の取れない職員が複数名いる。

ii 管内市町村

塩竈市と山元町とは連絡が取れないこと。その他の市町村については，防災行政無線で聞き取った状況及び MIDORI による報告内容を周知。

iii 管内小中学校

塩竈市，七ヶ浜町及び山元町以外の教育委員会とは連絡が取れた。21 時 40 分現在では小中学校の人的被害の報告はない。

iv その他関係機関等（土地改良区，施工業者等）

連絡が取れず状況は不明であった。

c 市町村への職員派遣について

津波等の被害が確認できず，安全を確保できないことから，本部事務局の指示を待って，翌 12 日以降の対応とする事とした。

d 今後の配備体制について

次のいずれにも該当する職員については帰宅を認めた。

- ・ 安全が確保され，翌 12 日 8 時 30 分までに登庁が可能な者
- ・ 上記に該当する職員のうち，翌日に現場確認業務に従事する者

e 合同庁舎の停電の予告及び節水についての申合せ

- ・ 庁舎内自家発電機は 12 日 0 時ごろ燃料がなくなるため，それ以降停電となる。
- ・ 上水道の断水については，受水槽の水で対応しているので節水すること。

f その他

各機関において，翌 12 日から現場調査に対応する職員は，安全の確保を優先し，確認した被害状況は報告するよう依頼。

オ 地方支部会議開催後から翌日の対応

a 停電に対する対策

庁舎内自家発電機の燃料切れに伴う停電に備え，防災資機材として常備していた小型の自家発電機を設置し，防災 FAX 1 台を稼働させた。防災行政無線については，バッテリーが切れるまでの翌 12 日 10 時 30 分ごろまで使用可能であった。

b 物資搬入に関する第 1 報と受入

12 日 3 時 42 分，本部事務局から物資搬入について第 1 報があり，内容・数量等詳細は不明だが，今後，物資が配送されるので受入れ願うとのことであった。以降，随時，本部事務局から連絡が入り，実際に物資が搬入されたのは，13 日深夜であった。

物資については，合同庁舎建物内に保管スペースが無いことから，庁舎駐車場にテントを設置し受け入れた。

c 遺体安置所への職員派遣

12 日 3 時 40 分ごろ，本部事務局から遺体安置所への職員派遣について依頼があった。派遣場

所は、名取市増田体育館、岩沼市総合体育館、宮城県総合運動公園（以下「グランディ・21」）の3か所とされ、この段階では12日のみの派遣依頼であった。業務については、受付になるが詳細は現場の警察の指示に従ってほしいとのことであった。

このことにより、合同庁舎内職員に加え、農業・園芸総合研究所（名取市）及び産業技術総合センター（仙台市泉区）の職員を対象に派遣調整を行い、12日10時ごろから派遣を開始した。通信手段が、防災用携帯電話のみであったため、調整は大変困難であったが、農業・園芸総合研究所及び産業技術総合センターが派遣場所に近く、職員数も多いことから対応を依頼し、派遣することとした。また、派遣について、現場警察官に話が伝わっておらず、派遣された職員が到着した時点で業務が終了しているなどしたことが、さらに調整を困難にした。

なお、遺体安置所への職員派遣は、名取市遺体安置所（増田体育館、旧空港ボウル）へは4月4日まで、岩沼市総合体育館へは3月25日まで、グランディ・21へは5月10日まで継続した。

d 現地調査

12日早朝から、沿岸部の施工箇所等の現地調査（被害状況調査及び情報収集）を開始した。

e 市町村派遣職員

地震発生後、「被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」により指定職員が管内の市町へ赴いていたが、通信手段が無く、このことが把握できたのは電気が復旧した3月13日以降であった。

(2) 仙台地方振興事務所（水産漁港部）〔所在地／塩竈市新浜町一丁目9-1〕

【3月11日】

ア 安否確認及び余震対策

安否確認については、庁舎内にいた職員及び来庁者の無事を確認した。ほとんどの職員が執務室内におり、県庁へ出張中の職員1人については、防災行政無線での確認はできたが、休暇取得中の3人（うち1人が登庁）の職員については、地震発生直後、電話・電子メール等がつながりにくく、また、その後の停電により、安否確認が取れなかった。安否確認ができたのは翌日以降となった。執務室は、最低限の片付けを行い、薬品等危険物については、余震に備え安全を確保した。

イ 庁舎被害状況確認・報告

a 庁内及び周辺の被害確認

15時ごろから庁舎及び周辺の被害の確認を行った。その結果、施設の一部においてタイルの剥離や脱落、電源の遮断、水道の断水、一般回線電話・FAXの機能停止を確認し、LPガス、自家発電（停電用バックアップ電話）、防災行政無線及び防災FAXについては使用可能であった。

b 管内被災状況の確認

津波の浸水により現地調査が出来ないため、関係漁協、組合、さらに水産関係者に連絡し、被災状況と安否確認を行った。ただし、ほとんどが連絡の取れない状況であった。

※確認内容：生産施設（養殖、漁船等）、陸上施設（市場、漁港等）

c 地方支部への被害状況等報告

19時ごろに防災行政無線により、災害対策本部仙台地方支部へ安否確認状況、周辺住民の避難状況及び庁舎被害報告をした。

ウ 被災者対応

仙台地方振興事務所水産業漁港部は塩竈市の高台にあり、塩竈市新浜町地区の避難場所（塩竈市地域防災計画・平成20年1月策定に定める一時的、緊急的に避難する場所）に指定されており、ピーク時に約50人の避難者を受け入れた（主に庁舎2階会議室）。避難してきた住民の安全確保と物資確保のため、塩竈市災害対策本部と防災行政無線（自家発電による稼働）で連絡を取り、津波等を警戒しながら水や食料、防寒着（毛布等）の運搬を行った。

22時ごろ、避難住民の中に持病が悪化した住民がいたことから、緊急に搬送する事態が発生したが、救急車両が冠水等により水産漁港部に派遣出来ないとのことであったので、潮位の状態を見極めながら公用車により塩釜市立病院へ搬送した。

エ 庁舎の停電及び節水についての申合せ

庁舎内の通信用（電話回線）バッテリーは、容量が小さいため、必要最小限にとどめること。水道水については、断水が続いているため、トイレは職員で海水を運搬し、大型のポリタンクに保管して使用すること。飲料水については、工業用水を沸かして使用することにした。

オ その他

庁舎周辺の被災箇所の確認において、12日から現場に行く職員は、安全の確保を優先し、確認した被害状況を報告するよう指示した。

【3月12日】

ア 現地調査

早朝から、塩釜漁港周辺の被災箇所等の現地調査（被害状況調査及び情報収集）を開始した。

イ 職員の登庁報告

6時00分、登庁職員数を仙台地方振興事務所総務部へ報告。

8時00分、登庁職員数を仙台地方振興事務所総務部へ報告。

10時00分、登庁職員数を仙台地方振興事務所総務部及び農林水産部水産業振興課へ報告。

12時00分、登庁職員数を農林水産部水産業振興課へ報告。

14時00分、登庁職員数を農林水産部水産業振興課へ報告。

16時00分、登庁職員数を仙台地方振興事務所総務部及び農林水産部水産業振興課へ報告。

ウ 地区住民等の避難状況

6時15分現在30人。

※避難住民の増加に伴い、7時に部内職員を連絡班、津波監視班、市民対応班、庁舎班の4班に編成し対応することとした。

7時30分現在31人。

以上の情報を塩竈市災害対策本部へ連絡（同時に食料、毛布等の供給要請）。

11時30分現在16人。

16時00分現在12人。

結果的には、14日9時までに全避難者は自宅又は塩竈市の指定する避難所へ移動した。

エ 停電に対する対策

庁舎内の電気については、停電が続いており、また、庁舎内の通信用（電話回線）バッテリー切れも発生したため、防災無線用バッテリーを電源として照明灯に使用することとしたが、これも容

量が小さいため、必要最小限にとどめ通信回線を優先することにした。

オ 今後の配備体制

13日以降の当面の配備体制について、3班編成からなる夜間配備体制を決定した。また、ガソリン不足や交通機関が不通であったことから、通勤方法について調整を行い、グループに分けて自家用車の相乗りを行うことを決定した。

(3) 仙台南県税事務所〔所在地／仙台市太白区長町七丁目 22-20〕

ア 来庁者及び職員的安全確保

地震の揺れが強く長いことから、事務所正面の駐車場に來客者及び職員全員が避難した。また、強い余震が多く、事務所内は危険であることから、職員全員は、防寒着を着用し駐車場、公用車及び自家用車で待機した。

イ 被害状況

事務所内は、キャビネットの転倒、パソコンの落下、書類の散乱で足の踏み場が無い状態になり、窓ガラスも1枚が破損した。電気（復旧は3月15日）及びガスは停止し、水道は事務所内の水道管が損傷し、建物の外にある1か所のみが使用可能であった。人的被害としては、仙台市太白区役所に確定申告業務支援として派遣していた臨時職員が、天井の落下により首筋に軽傷を負った。

ウ 情報収集

公用車のナビをワンセグのテレビとして利用し、また、携帯ラジオから災害の情報を得るものの、電話は全くと言っていいほどつながらず、主務課（総務部税務課。以下同じ。）との連絡もできない状況にあった。

エ 応急処理等

事務所内の整理は、12日9時から実施することとし、事実上業務を継続できる状況ではないことから、遠距離通勤の職員及び津波被災地に自宅がある職員等は退庁させた。

ガラスが割れた窓は、段ボールで応急修理した。

トイレは、ポリバケツにくみ置きした水で流すことにした。

帰宅困難者1人が公用車内に泊まった。

12日は、執務室のキャビネット及び机の位置がかなり移動したので、まずそれらを整理し、次にパソコンの設置、書類の整理を行った。また、主務課職員が、当事務所と連絡が取れないため、被害状況調査に来たので、玄関ひさしの損傷、床沈下等を説明した。

(4) 仙台中央県税事務所〔所在地／仙台市青葉区上杉一丁目 2-3〕

【3月11日】

- ・ 來客者の安全を確保するとともに、不在職員を含む職員全員の安否確認を行った。
- ・ 事務所（扇町出張所を含む）建物及び備品等の被害状況の確認を行った。
- ・ 災害配備計画（非常配備3号）に基づき、24時間体制の配備に就いた。

【3月12日】

配備体制を継続するとともに、翌13日以降の遺体安置所受付業務、本部事務局支援及び支援物資受入れ等業務への職員派遣調整を行った。

(5) 仙台北県税事務所〔所在地／仙台市青葉区堤通雨宮町4-17（仙台合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生後、直ちに職員及び来所者の安全確認と事務所内の被害状況の確認を行った（被害はなし）。その後、非常配備による夜間・休日の事務所配備者、本部事務局から指示のあった支援物資の搬入搬出作業及び遺体検死補助業務に従事する職員の配置スケジュールを作成し、職員に周知後、当日の事務所配備者を10人とし、それ以外の職員は順次帰宅させた。

【3月12日】

増田体育館（名取市）での遺体検死補助業務に5人、支援物資の搬入搬出作業及び非常配備に14人が従事した。

(6) 塩釜県税事務所〔所在地／塩竈市錦町5-28〕

【3月11日】

15時、最初の揺れが収まった後、来庁者2人を帰宅させたほか、職員の負傷状況等を確認した。余震による危険を回避するため職員全員が駐車場に一時避難した。

15時10分、職員の家族の安否確認と産休中及び休職中の職員の安否確認を試みたが、停電によりパソコンが使用不能となり、一般電話及び携帯電話ともに通信不能のため手段がなく、確認できなかった。また、業務のため税務署に応援に出張していた臨時職員2人の安否確認もできなかった。

15時15分、総務部税務課へ職員の安否確認と被害状況の報告を試みたが、通信障害により報告することができなかった。

15時30分、停電のためテレビによる情報収集ができないことから、携帯電話のワンセグで情報収集を行う。

16時00分、夜間配備に備えて食料品と飲料水を近隣のコンビニで調達するとともに、11日の夜間配備と12日及び13日の配備職員を決定した。

16時10分、職員の子供の安否確認ができないこと、公共交通機関が運行不能であることから、女性職員を中心に配備職員以外の職員9人、非常勤職員1人及び臨時職員3人が自家用車に分乗して帰宅した。

17時15分、夜間配備職員5人を含めて10人が配備についた。

19時30分、夜間配備職員5人以外の職員5人が自家用車に分乗し帰宅した。

【3月12日】

8時30分、前日帰宅した職員のうち2人が登庁し配備についた。

10時、夜間配備職員5人が帰宅し、登庁した職員2人が引き続き配備についた。以後、交替で配備についた。

(7) 仙台保健福祉事務所〔所在地／塩竈市北浜四丁目8-15〕

地震発生直後から停電となり、地震及び被害状況に関する情報を得ることが困難であった。電話等も不通で本庁へ連絡することができなかった。塩竈市の防災行政無線の広報により地震による津波が想定されたので、次の対応を行った。

ア 職員への避難指示及び公用車の移動

所長から全職員に対し、指定避難所に避難するように指示。道路の渋滞状況に注意しながら公用車に職員が相乗りし高台へ移動した上で、指定避難所（塩竈市立杉の入小学校、塩竈市立第二小学校）に避難した。時間の経過とともに交通渋滞が激しくなり、半数の公用車については、移動を断念、結果的に公用車22台中、11台について被災を免れた。

イ 指定避難所における支援活動

避難所では、職員が各々が人に対する手当、ペット同伴の避難者に対する衛生指導、支援物資の分配支援を行った。避難所においては、地震・津波の情報が全く入らない状況下、翌日の朝まで避難することになった。

ウ 職員の一時帰宅（自宅待機）

翌12日も津波警報（大津波）が継続され、また、事務所周辺は津波により浸水し、立入禁止区域となっていること、また、避難所では寒さが厳しい環境下、毛布等の支援物資については、一般県民を優先させたことから、寒さや睡眠不足で職員の肉体的精神的疲労が顕著となったため、所長から一時帰宅（自宅待機）を指示した。

なお、事務所が浸水し、引き続き津波警報（大津波）が発表されていたこと、公用車の安全管理上の必要性及び交通事情を踏まえ、職員が公用車に分乗し、帰宅した。自宅待機を職員に指示するに当たっては、「津波注意報」となった時点で事務所に集合する方針を伝えたが、通信手段及び交通機関が不通であったこと、引き続き津波発生の可能性も懸念されるなど目まぐるしい状況変化もあり、結果的には、各職員の判断で事務所又は本庁へ登庁し、職員個々が事務所、主管課、主務課に分かれ災害対応を行った。

エ 本庁への連絡状況

11日22時ごろ、本庁と携帯電話で連絡が取れ、職員の安否状況を報告するとともに、事務所の被災状況については、津波警報発表中のために確認することができない旨報告を行った。その後、13日9時に津波警報から津波注意報となったことから、次長（総括担当）が、本庁へ登庁し、状況説明の後、事務所へ向かい被災状況を確認した。以後、通信手段の回復までの間、公用車により1日に1から2回事務所と県庁を往復し状況報告を行った。

(8) 亘理農業改良普及センター〔所在地／亘理町逢隈中泉字本木9〕

ア 職員の安否確認

地震発生後、事務室、実験室からの避難経路を確保し、屋外に避難。

15時00分、職員の安否確認。所属職員16人中（臨時職員2人含む）在席していた職員6人（臨時職員2人含む）が、全員無事に避難したことを確認。管内に出張中の職員3人は帰庁した段階で安否を確認。管外に出張中の職員2人、年休を取得していた職員3人及び育児休業・病休中の2人については安否が不明であった。

15時15分、電話等の通信遮断と停電を確認。その後、亘理町防災行政無線により津波警報を確認。

16時30分、通信手段が遮断され、室内の明かりを確保できないことから、職員については帰宅させることとし、帰宅途中での状況確認と家族の安否確認を指示。

21時00分、出張中及び年休等を取得し安否が確認できない職員7人については、次長が仙台合

同庁舎に赴き、安否確認システムや公衆電話等により安否を確認した。しかし、病休中の1人については24時間以内に安否が確認できず、後日の確認となった。

イ 庁舎の被害状況確認

屋外避難時に庁舎全体を確認。倒壊や壁の落下等大きな被害がないことを確認。余震の状況を見ながら庁舎1階の事務室、実験室、オープンラボ及びトイレの被害状況を確認。2階については、余震の恐れから未確認。

- ・ 事務室

書類の散乱は見られたものの、書棚等の転倒はなく大きな被害がないことを確認。電話、FAX、パソコンの通信回線が遮断され、外部との連絡が取れない状況になったことを確認。また、電気についても停電状況にあることを確認。

- ・ 実験室

実験器具が散乱し、ガラス器具類の破損を中心に大きな被害があることを確認。水漏れ、ガス漏れはないことを確認。

- ・ オープンラボ

長机等が移動し散乱が見られたものの、大きな被害がないことを確認。

- ・ トイレ、湯沸かし室

水漏れ、ガス漏れ等の被害がないものの、食器棚が転倒し、食器類が破損。

- ・ その他

公用車や車庫等の屋外施設に大きな被害がないことを確認。

ウ 農業関係被災状況調査

12日8時30分、登庁した職員2人により庁舎の被害状況等を再度確認する。また、災害対策本部仙台地方支部をはじめ、関係機関との連絡が取れない状況であること再確認。

仙台合同庁舎に登庁した職員2人は、公用車を借受け事務所に移動。到着後、既に登庁していた2人とともに、管内4市町全域の農業関係の被害状況を確認。特に、津波による被災状況の確認を行った。

市町及びJA等関係機関については、人命救助を最優先に活動していることから、農業関係の被害状況調査ができない状況にあることを確認。

エ 災害対策本部仙台地方支部からの指示に伴う活動

仙台合同庁舎に赴いた次長が、災害対策本部仙台地方支部との連絡調整を担い、地方支部の指示に伴う活動を開始。

(9) 王城寺原補償工事事務所〔所在地／大衡村大衡字平林63-1〕

ア 職員配備状況

地震発生時は、職員11人中、育児休業1人、年次休暇取得3人、出張中2人を除く5人が事務所内におり、その後出張中の2人と休暇取得中の2人が登庁し、計9人で事務所内外の点検及び被害情報の確認に当たった。

なお、夜間については、停電により情報収集が困難と判断し、21時に全職員が帰宅した。翌12日は、登庁可能な6人が8時30分に事務所に登庁し、事務所管理施設の被害状況調査等の災害対応

に従事した。12日の夜間も電気が復旧しないことから、17時15分に管理職2人を残し帰宅した。

イ 対応内容

【3月11日】

15時00分、倒れた書庫・下駄箱、ガラス片等を撤去し避難経路を確保。

15時15分、不在職員の安否確認を行ったが、固定電話・携帯電話ともに不通のため、安否の確認は難航した（電子メールによる安否確認システムでも確認できず。）。

16時から17時まで、出張中の2人が帰庁するとともに、休暇取得中の2人が事務所に登庁した。

17時から20時まで、事務所内外の建物被害調査・写真撮影及び書類等の片付けを行うとともに、関係機関との被害状況の確認及び情報収集を行った。災害用電話回線2台は3時間ほど利用できたが、その後不通となり、停電により電気機器等も使用不能となった。さらに、暖房器具がないことや暗闇での作業は危険と判断し、加えて家族の安否確認も必要なことから21時に全職員が帰宅した。

【3月12日】

8時30分、登庁可能な6人が出勤。

8時45分、電話不通により、大衡村総務課に電話機の借用を依頼し、了解を得る（以後3月17日の電話復旧まで電話機1台とファクシミリを借用し、大衡村役場から連絡を取った。）。

9時から16時まで、事務所管理施設等の被害状況調査を2班4人体制で実施した。

班	午前（9時から正午まで）	午後（1時から4時まで）
A班	大崎市三本木及び色麻町	大崎市三本木、色麻町及び大衡村
B班	色麻町、大和町及び大衡村	大崎市三本木、色麻町及び大衡村

※午後の調査で対応市町村は同じ標記となっているが、対象施設が異なるもの。

16時から17時まで、被害状況の取りまとめ及び報告を行った。

17時15分、管理職2人を除いて4人が帰宅。

(10) 仙台塩釜港湾事務所〔所在地／仙台市宮城野区港三丁目1-3〕

塩釜支所〔所在地／塩竈市新浜町一丁目9-1〕

ア 地震発生時

事務所がある仙台港国際ビジネスサポートセンター(愛称：アクセル。以下「アクセル」)の5階は揺れが激しく、天井も崩落して室内はほぼ壊滅状態となり、身の安全を確保するのが精一杯な状況であった。

防災行政無線や県庁とのネットワークシステム、NTT回線すべてが被災したため、職員26人のうち、塩釜支所職員5人、出張中の職員2人、休暇を取得している職員2人、計9人の安否確認ができず、土木部港湾課との連絡も不可能であった。その後、3月14日までに職員全員の安否の確認ができた。また、そのような状況の中での地震・津波の情報収集については、携帯ラジオで行った。

電気、水道、通信及びエレベーター等アクセル内の設備がすべて使用不能となり、5階は天井が崩落して建物本体も危険な状態であったため、職員全員、階段を使って屋外駐車場へ避難した。しかし、ラジオの報道によれば津波の高さが6mに及ぶという情報があり、アクセルの運営管理者である株式会社仙台港貿易促進センター（以下「センター」という。）の指示・誘導で、アクセルに隣

接する「夢メッセみやぎ」で開催されていたイベントの来場者（約700人）とともに、屋外駐車場からアクセルホール側の屋上に避難した。このころ、現場へ出張していた職員1人が、事務所へ帰庁した。

塩釜支所は、仙台地方振興事務所水産漁港部（塩竈市）の建物内にあり、高台にあるため被害は少なかったが、停電となった。しかし、水産漁港部の防災行政無線が使用可能であったため、土木部港湾課への安否確認の報告は可能であった。塩釜支所がある仙台地方振興事務所水産漁港部の建物は、一時避難所に指定されており、周辺住民及び事業所従業員が徒歩や車で避難してきたことから、仙台地方振興事務所水産漁港部職員とともに避難誘導に当たった。また、公用車のラジオで地震津波情報を収集した。

イ 15時30分ごろ

ラジオの報道によれば、津波の高さが10mに及ぶという情報があり、センターの指示によりアクセルホール屋上に避難していた来場者も含めて、アクセル業務棟4、5階へ避難した。翌12日の午後にはアクセルから退避するまで、5階の港湾事務所も一般県民の避難スペースとしてすべて開放して受け入れたため、事務所内がすし詰め状態となった。

塩釜支所では、引き続き住民の避難誘導を行いながら、公用車のラジオで地震津波情報を収集した。

ウ 16時ごろ

津波が襲来（アクセル近辺で津波の高さ約2m）し、屋外駐車場に駐車している公用車も自家用車もすべて流出した。アクセル1階にも車両やがれきが大量に流入し、敷地西側の緩衝緑地では、折り重なった被災車両から数か所で火災が発生した。

アクセル5階の港湾事務所内では、職員が避難してきた一般県民に雨具や防寒具等を提供したが、数が足りず、また、事務室内や廊下は、多くの避難者で足の踏み場もないくらい混雑し、混乱を来した。その後も大津波警報が出されていたため、職員及び港湾施設の管理業務委託業者も港内パトロールは不可能であった。

塩釜支所は、高台にあるため公用車や自家用車の津波による被害はなかったが、港内パトロールについては、同様に不可能であった。

エ 翌朝まで

センターと「夢メッセみやぎ」でのイベント主催者が、イベント用の食材や飲料水等を避難者へ配給した。アクセルは、津波発生時の緊急一時避難場所ではあるが、指定避難所ではないため、災害対応物資の備蓄はなかった。

塩釜支所も、災害対応物資の備蓄はなかったが、自家発電装置が使用可能だったので、電話が使用できるようになり、塩竈市へ災害対応物資を電話で要請した。塩竈市は、直接物資搬送ができないとのことで、仙台地方振興事務所水産漁港部職員とともに支所職員が公用車で塩竈市体育館やコンビニに向かい、救援物資や食料を確保し、避難者へ配給した。

オ 3月12日午前

職員3人で、アクセル周辺のみ徒歩による港内パトロールを実施した。貨物船1隻が企業岸壁に乗り上げているのを確認、その他港内には貨物船の停泊はなかった。港湾道路は、電柱や照明灯が倒壊し、被災した車両や荷役機械、倉庫からの流出物資等が散乱しており、車両は通行できない状

態であった。ふ頭や岸壁については、まだ水位が変動していたため、パトロールは不可能であった。そのような中、11日県庁へ出張していた職員1人が、自宅から自転車で登庁した。

「夢メッセみやぎ」でのイベント主催者が、避難者をマイクロバスでJR仙石線陸前高砂駅までピストン輸送を開始した。

塩釜支所では、仙台地方振興事務所水産漁港部職員とともに3班程度のシフト（支所は2人配備）を組み、一部職員が帰宅した。避難住民に対しては、指定避難所である塩竈市体育館に移動するか、自宅や職場に戻るか、又は県の事務所にそのまま留まるのか、いずれかを確認した。

カ 3月12日午後

マイクロバスによる避難者の退避が終了した後、津波や周辺の安全を確認しながら、港湾事務所職員もJR仙石線陸前高砂駅まで徒歩やマイクロバスで退避した。

その後、職員は、JR仙石線陸前高砂駅から土木部港湾課の公用車で業務代替機関である仙台土木事務所へ移動した。15時30分ごろ、仙台土木事務所に3人、塩釜支所に2人の職員を配置し、その他の職員は、帰宅した。以後、5月29日まで仙台土木事務所において業務を継続した。

塩釜支所では、職員による事務所周辺の巡回を行い、監督船「はじま」（当事務所所有）の無事を確認したが、マリゲート塩釜前まではがれきで通行不可能であった。

(11) 仙台地方ダム総合事務所〔所在地／仙台市泉区将監十丁目37-4〕

【3月11日】

14時46分、停電により自家発電が起動した。

14時50分、職員駐車場に避難。職員の安否を確認する。出張中の1人（15時20分帰庁）を除き無事を確認したほか、大倉ダム職員3人の安否を確認。

14時55分、庁舎の被害状況を調査。2階会議室及び更衣室の天井の破損や一部落下を確認した。その他、執務室の一部の窓、壁の破損、書類の散乱等を確認した。執務室は使用可能であった。

15時00分、ダムパトロール車両の被災の有無を確認し、ダムの地震時緊急点検の準備をした。

15時10分、点検のため各ダムへ職員を派遣した。大倉ダム1人、樽水ダム3人、南川ダム3人、七北田ダム2人、惣の関ダム3人がそれぞれ出発。停電による信号機停止もあるため、赤色灯を点灯して走行した。

15時30分、庁舎被害の詳細を確認。2階会議室及び更衣室は使用できない状態。執務室内は、随所にクラックが確認されたが使用は可能と判断。駐車場は一部地盤沈下及びクラックが見られたが当面は使用可と判断した。

執務室内の大まかな整理を行い各ダムからの報告の受入体制を執った。防災行政無線は使用可。N T T回線、インターネット通信不可。断水。自家発電は正常に稼働。備蓄の非常食及び飲料水の確認を行った。

16時00分、宮床ダムへ職員2人が出発し、本所には5人が配備した。

16時以降、各ダムからの点検報告を防災行政無線により受信。漏水の調査方法など必要な調査・対応を指示し、被災状況の全容把握を行った。また、土木部河川課と随時情報を共有し被災対応を行った。

土木部業務継続計画（BCP）に基づき災害対応優先チェックリストを送信した。

【3月12日】

5時00分、惣の関ダムから自家発電機燃料（軽油）の不足について報告があった。緊急的に本所から搬送することとした。また、各ダムの状況把握と燃料調達方法について検討し、土木部河川課へ燃料の調達を要請した。

14時30分、自家発電用燃料購入のため販売店へ向い、軽油900を確保した。

初動時における各ダムへの対応状況については次のとおりである。

ア 樽水ダム（名取市）

18時05分、樽水ダム到着（渋滞により大幅に時間を要した）。事務所建屋及び各室の点検開始、異常は認められなかった。自家発電稼働中。ダム施設及び設備の目視による一次点検を開始。

18時20分、一次点検異常ない旨報告。

20時25分、漏水量が増加していることが確認されたため報告。

22時06分、監査廊内排水ポンプ設備が漏電により停止したが、19時30分に復旧・排水開始した旨報告。

23時20分、漏水量は横ばいに推移。翌12日朝まで経過観察（毎時測定・報告）する旨報告。

12日6時30分、二次点検（計測による点検）開始。

7時30分、漏水量は多いが、11日の21時以降安定している旨報告（毎時測定継続）。

13時50分、委託事業者によるダム本体の沈下量、変位量の測定完了。

14時00分、最大沈下3cm、下流方向へ最大2cmの変位。ダム機能は異常なし。警報所、水位・雨量観測所は蓄電池により稼働中。寺野警報所は津波の浸水があったが機器に異常なし。漏水量は引き続き安定。事務所廊下に段差を確認した旨報告。

イ 大倉ダム（仙台市青葉区）

14時50分、ダム職員の安否を確認。停電により自家発電が稼働した。

15時00分、事務所建屋及び各室の点検を開始、異常は認められず。上水及びガスは使用可能。一次点検（目視による外観点検）開始。

15時21分、異常ない旨報告。

16時10分、漏水管からの漏水が停止した旨報告。

17時05分、仙台地方ダム総合事務所から職員が到着し、4人体制となる。

12日7時30分、二次点検（計測による点検）開始。

13時30分、二次点検終了。

14時38分、白沢水位観測所は法面崩落により使用不能。漏水量が過去最大を上回った値を観測したため経過観測する。ダム堤体の観測は終了したが、変位データは整理後報告することとした。

ウ 七北田ダム（仙台市泉区）

16時30分、七北田ダム到着。事務所建屋及び各室の点検開始、異常は認められず。自家発電稼働中。ダム施設、設備の一次点検を開始。

17時05分、ダム天端付近下流側にリップラップのずれがある旨報告。

18時19分、天端舗装部にクラックあり。漏水量は、地震後増加したが、その後減少しているので経過観察とした。ダム機能に支障ない旨報告。

18時28分、庁舎外観にひび割れ確認。防災行政無線は使用可。N T T回線及びインターネット通信不可。周辺道路崩壊ある旨報告。

12日7時00分、二次点検開始。

13時40分、二次点検終了。

14時22分、漏水量は安定しており経過観察（時間測定継続）とした。最大沈下量24cm、最大14cm上流に変位あり。また、ダム天端に最大5cmのクラックが23か所発生。経過観察とした旨報告。

エ 南川ダムの状況（大和町）

15時50分、南川ダム到着。事務所建屋及び各室の点検開始、異常は認められず。一次点検開始。

16時00分、庁舎使用可能。防災行政無線使用可。N T T回線及びネット通信は不可。上水使用可。停電により自家発電稼働中（約48時間対応可能）の旨報告。

16時13分、鞍部ダム漏水自動計測不能。南川ダム本体の漏水量は増加したが、その後安定した旨報告。

17時50分、二次点検開始。

17時53分、鞍部ダム取水ゲート運転不可。鞍部ダム舗装クラックあり。堤体観測を委託業者が開始。南川ダム放流警報装置、堤体観測装置は故障。鞍部ダム漏水量を経過観察。定期的に漏水量の手動計測、にぎり等の観察を開始した旨報告。

22時50分、漏水量は安定。にぎりあり。以後、時間計測し翌12日6時30分まで定時報告した。

12日9時10分、二次点検終了。

9時12分、鞍部ダム漏水量要監視（停電により自動計測不可のため手動計測）。停電による各警報所等の装置異常あり。自家発電用放流停止。ダム周辺道路にクラック発生及び橋脚に段差があるが車両は通行可。船、周辺道路から確認し、ダム湖周辺は異常ない旨報告。

13時10分、鞍部ダムで最大9cmの沈下と5cmの変位を観測。また、天端に2か所のクラックあり。漏水量が減少傾向にあるが継続観測する。各警報所等の装置は、通電が回復しないため動作できない旨報告。

オ 宮床ダム（大和町）

15時58分、宮床ダム到着。事務所建屋及び各室の点検開始、異常は認めず。

16時00分、庁舎使用可能。防災行政無線使用可。N T T回線及びインターネット通信は不可。上水使用可。自家発電稼働中。ダム施設、設備の点検開始。

16時30分、異常は認められない旨報告。

18時58分、ダム湖法面に小規模な崩れあり。自家発電の運転可能見込約1週間である旨報告。

12日7時00分、二次点検開始。

9時00分、漏水量の増加あり。継続観測（毎時観測）とした。

12時55分、漏水量の増加があったが、その後変化がないので継続観測とした。下流公園内道路にクラックあり。ダム機能に異常ない旨報告。

カ 惣の関ダム（利府町）

16時45分、渋滞を避けるため第二ダムを経由し、惣の関ダムに到着。ダム湖周辺道路に亀裂を発見。事務所建屋及び各室の点検開始、異常は認められず。自家発電稼働中。一時点検（目視によ

る外観点検）開始。

17時26分、ダム湖周辺道路に亀裂ある旨報告。

17時28分、庁舎使用可能。防災行政無線使用可。N T T回線及びインターネット通信は不可。上水使用可。以上を報告。

18時02分、I T V動作せず。漏水量は継続観測を行う旨報告。

12日6時00分、自家発電機の燃料の補充が必要となり、事務所から燃料を搬送した。

6時20分、二次点検を開始。

13時51分、堤体のパラペットの目地に亀裂あり。園路及び周辺道路に亀裂あり。漏水量は通常時と変化なし。ダム機能に異常なし。以上を報告。

(12) 仙台教育事務所〔所在地／仙台市青葉区堤通雨宮町4-17（仙台合同庁舎内）〕

【3月11日】

- ・ 執務室内の状況確認。
- ・ 職員及びその家族等の安否確認。
- ・ 執務室内の片付け。
- ・ 防災行政無線により管内各市町村の被害状況の情報収集を行ったが、塩竈市、山元町及び七ヶ浜町の各教育委員会については、通信不通のため確認できず。（18時以降）
- ・ 翌日の勤務について確認し、職場待機13人を除き帰宅。
- ・ 21時40分、災害対策本部仙台地方支部（以下「地方支部」）会議が開催される。

【3月12日】

- ・ 早朝、地方支部の指示により支援物資受入れのためのテントを設営。
- ・ 6時00分、防災行政無線により管内各市町村の被害状況の情報収集を行ったが、塩竈市、山元町及び七ヶ浜町の各教育委員会については、通信不通のため確認できず。
- ・ 以降は、3交替により24時間配備体制とし、地方支部活動、又は管内各市町村の被害状況の情報収集を行った。

仙台地方支部の検証

◆管轄地域が広域であるため、遠隔地の事務所からの参集が困難であり、災害対策本部地方支部会議を變則的に開催した〈県庁内部での調整〉

事前の計画では、災害対策本部地方支部会議は、仙台地方支部に属する各事務所から合同庁舎に集まって開催することになっていたが、被災直後に仙台合同庁舎から離れた事務所から合同庁舎に移動することは不可能であった。

その一方、災害対策本部地方支部会議には、合同庁舎に入居している地方支部に属さない県機関が参加した。これは災害後、災害対策本部の指示で実施した物資搬入等の活動への支援を得ることに役だった。

災害直後に遠隔地の事務所から地方支部に集まって会議をする計画自体に無理があったと考えられるため、今後は職員の通勤手段や参集に要する時間にも配慮して、会議を含めた情報共有の方法を検討し、実効性のある計画を策定すべきである。

◆庁舎の被災への対応が不十分であった<資源（物資）>

非常用発電機の燃料が不足したため、停電となった状況で、災害対応を行うことになった。補助的な防災用発電機があり、非常用発電機の燃料が切れた後も防災ファックス、防災無線を動かすことができたため、最低限の対応が実施できたが、今後は、庁舎が被災した場合でも最低限必要な対応ができるよう衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討すべきである。

◆市町村への情報連絡要員と連絡が取れず、有効に機能させられなかった<情報>

災害後に指定職員が情報連絡要員として市町村に赴いていたが、通信手段がないこともあって、状況を十分に把握することができなかった。情報連絡要員が把握すべき情報内容や情報収集方法について事前に明確に規定されていなかったこと、情報連絡要員の扱いについて事前に市町村と十分な調整ができていなかったことも課題となった。また、仙台地方振興事務所の管轄地域が広いため、山元町については大河原地方振興事務所にて対応することとなった。

市町村の情報把握と支援は、災害時の地方振興事務所の重要業務である。市町村への情報連絡要員が把握すべき情報内容や連絡手段、必要な設備（衛星携帯等）について、市町村とも調整しながら詳細に定めるとともに、災害時に職員の派遣が困難な遠隔地については、平時の管轄地域にこだわらず担当する事務所を事前に定めておくべきである。

◆本庁との情報の流れが錯そうし、混乱を招いた<県庁内部での調整>

計画どおり対応ができない事態で、仙台地方支部では、災害対策本部（事務局）から指示された物資関連業務、遺体の安置に関する業務に取り組んだ。しかし、物資対応については、輸送や配布のための車両、職員が不足し、フォークリフトのような搬入のための機械もなかったため、人海戦術での非効率な作業となった。さらに物資輸送についての災害対策本部からの指示に重複や矛盾があったため、混乱を招いた。遺体安置に関する業務についても、事前の指示内容と現場での業務が異なっていた。

災害時の情報の混乱については、ある程度は避けられないものである。しかしながら、今回は事前に業務の想定ができていなかったことが、混乱をもたらした大きな要因であった。さらに地方支部内の地方振興事務所各部・各事務所からの情報の流れが、主務課への縦割りの流れと、災害対策本部地方支部経由の流れと二重となる計画になっていた。今後の災害に備えて、地方支部が本当に実施すべき業務の選定と、地方振興事務所各部・各事務所と本庁間の情報の流れと役割分担を、明確に整理すべきである。

◆施設や職員が被災することへの備えが不十分だった<資源（物資、職員）>

被災によって仙台地方振興事務所の各組織でも多大な被害が発生した。例えば亘理農業改良普及センターでは、非常用発電機や災害用通信設備がなかったため、同センター次長が仙台合同庁舎に赴き安否確認システムを操作する必要があった。また、ガソリン不足等によって職員の通勤や被害調査に支障が生じた。このような状況が多く発生している。

今後は施設、設備の被災や職員の通勤への支障を具体的に想定した上で、各事務所において衛星携帯電話や簡易な自家発電装置など最低限の設備機器の備蓄を進めるとともに、職員を自宅から通勤できる範囲の事務所に一時的に応援配置するなど、実効性のある災害対応体制の検討が必要である。

◆当日夜に非常用発電機の燃料が切れてしまい、活動に支障が生じた＜資源（物資）＞

仙台中央県税事務所では、入居している建物（宮城県自治会館）や設備の被害は軽微だったが、非常用発電機が 11 日 21 時で燃料が切れてしまい、復電までの災害対応に支障が生じた。テナントとして入居しているビルであり、災害時の状況については確認していなかった。

今後は、非常用発電機の燃料備蓄の増強や、災害時には県庁あるいは仙台合同庁舎に一時的に移転して対応するなどの対応計画が求められる。

3 北部地方支部

(1) 北部地方振興事務所〔所在地／大崎市古川旭四丁目 1－1（大崎合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生後間もなく停電となり、庁舎内の非常灯が点灯し、約 45 秒後にディーゼル自家発電機が起動した。揺れが静まった頃合いを見て、庁舎外に一時避難する者もいたが、庁舎建物には大きな損壊がなく、耐震構造のため倒壊の恐れもないと判断し、すべての在庁者を庁舎外に避難誘導する指示は出さなかった。まず、在庁者のけが人の有無を確認したところ、けが人は発生していなかった。

地震発生当時、地方支部長、事務局長及び事務局次長等は公務出張中で不在となっていた（地震発生後 1 時間以内に地方支部長等が公務出張から帰庁し指揮を開始した）。副支部長を筆頭に庁舎の非常用電源の確保周知、庁舎の被害等状況、管内市町の被害状況、管内地方公所の被害状況、不在職員等の安否、所管工事現場等の被害状況、各種検査資機材の被害状況の確認、テレビ・ラジオ・インターネット・気象台防災気象情報メール等による情報収集を開始した。

16 時 00 分、第 1 回地方支部会議（連絡員も同席）を開催。遠方の単独公所構成員は、参集不可のため除いて開催。職員の安否確認をし、被害等の情報収集に努め、職員配備状況及び被災情報を共有していくことを確認。庁舎の状況として、停電状況及び防災行政無線等の通信状況を周知。今後、その都度、情報共有していくこととした。

庁舎内の全会議室を地方支部の災害対策用として占有し、各種対応に備えることとした。

21 時 40 分、災害救助法の適用判断のため、地方支部保健福祉班（北部保健福祉事務所）を通じて保健福祉部保健福祉総務課から避難状況の把握ができていない色麻町、加美町及び美里町の避難情報の提供依頼があり、現在の把握情報を報告。

【3月12日】

3 時 45 分、防災行政無線にて本部事務局から飲食料等の支援物資を地方支部単位で配送する旨の連絡を受信。各市町村から地方支部へ支援物資を受領に来てもらう方向で検討している。配給食料は要請されている時間までに量を確保できない可能性がある。物資の受入れと仕分け配給を地方支部にて対応してもらう予定である旨受理。これに対し、合同庁舎 1 階の大会議室を受入れと仕分け場所に指定した。

同時刻、防災行政無線にて本部事務局から東部地方支部への応援派遣の要請を指示する見込みなので、沿岸部への派遣者調整を至急対応準備するよう連絡受信。100 人規模で派遣要請する可能性あり。

4 時 15 分、第 1 回地方支部連絡員会議を開催。遠方の単独公所構成員は、参集不可のため除いて開催。東部地方支部管轄市町へ夜明けとともに 100 人規模で応援派遣の要請がなされる見込みがあるの

で、1 時間以内に各公所ごとに対応可能者数を地方支部事務局あて報告するよう申し合わせ。移動手段は別途検討しておくこととした。

連絡員会議へ参集できなかった公所にも防災行政無線等により応援派遣者の対応可能者数について報告を求めた。総勢 50 人程が報告されたが、後に派遣先が遺体安置所とされた宮城県総合運動公園（グランディ・21）へ変更となる。

6 時 10 分、本部事務局からの防災行政無線により大阪府からパン 20,000 個及び山梨県から 500ml ペットボトル水 17,000 本が支援物資として地方支部へ配送されることとなった旨受信。到着予定時間は不明。

10 時 50 分、本部事務局からの防災行政無線により農林水産部食産業振興課が調達したパン 40,000 個が仙台を出発したので、もうしばらくしたら到着する見込みとの情報を受信。

しかしながら、支援物資の第 1 便が到着したのは、13 日未明であった。

ア 庁舎非常用電源の確保周知

庁舎内各公所あて庁舎非常用電源系統の説明と電源統制について周知。非常用電源により防災行政無線、LAN 通信、電話交換機、ひかり電話を確保維持。自家発電機起動までの間、電力停止したことによりインターネット通信が瞬断し、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）が一時使用不能であったが、パソコンの再起動により復旧した。

11 日 15 時 55 分、電力会社管轄営業所に復電見通しを確認したが、復旧のめどが立たないとのことで、電力使用を必要最小限にとどめるよう庁舎内各公所に要請した。

イ 庁舎被害等状況把握

庁舎維持管理業務員及び警備員は庁舎建物内外の被害状況を確認。庁舎出入口は大きく地盤沈下したが、庁舎内は廊下ガラス数枚の破損が目につく程度の被害で収まった。庁舎各種設備等を点検した結果、自家発電機は正常に稼働中、都市ガス設備は緊急遮断弁が起動し停止中、上水道設備は被害が小さく断水もないことを確認。設備業務員に対し、毎時、自家発電機燃料の消費量を報告するよう指示するとともに、電話交換員をしばらく待機させるよう要請した。

宮城県総合防災情報システム（MIDORI）が一時入力不能になったため、おおむね 30 分以内の庁舎及び周辺の被害状況等を入力報告できず。11 日 15 時 20 分、防災行政無線にて本部事務局へ状況報告した。

19 時 20 分、総務部管財課へ庁舎被災現況等を報告。

近隣住民数人が指定避難所に避難せず、庁舎ロビー等に一時身を寄せた。一時的なものと判断し、氏名等の聞き取り記録はしなかった。

ウ 管内市町被害状況等収集

11 日 15 時 17 分、本部事務局より市町村及び消防本部あて宮城県総合防災情報システム（MIDORI）にて被害情報等報告されたい旨の防災 FAX を受信。

19 時 15 分、本部事務局より通信遮断等により県内市町村からの被害状況報告がなかなか入って来ないので、地方支部の情報収集内容を報告するよう連絡が入る。以後、定期的に防災 FAX にて管内市町被害概況を本部事務局へ報告した。

情報収集等連絡調整員については、勤務時間内の発災ではあるが、できる限り円滑な連絡調整を可能とするため、「被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」で指定した訓練経験の

ある職員を管内各市町の災害対策本部へ派遣することとした。

a 大崎市

防災行政無線・有線電話ともにつながらず。

11日17時15分、指定派遣職員が派遣配備。市災害対策本部の状況等収集。

19時50分、通信手段なく指定派遣職員が地方支部事務局まで徒歩登庁し現況報告。市役所庁舎は使用されておらず真っ暗な状態で、市役所庁舎北側のプレハブ会議室にて市災害対策本部を設置運営していることを確認。市内小中学校等の避難所に市民が続々避難中とのこと。通信手段は衛星携帯電話が可能な模様とのことで、以後、当面は指定派遣職員を介して衛星携帯電話にて連絡調整することとした。

市内幹線道路の状況を把握したいとのことで、地方支部土木班（北部土木事務所）から報告されていた県道及び国道の通行止め箇所等を情報提供。

20時00分、インターネットにより市内に関する情報を収集していたところ、姉妹都市の北海道石狩郡当別町が大崎市秘書広報課を通じて大崎市震災情報を代替サイトアップしていることを確認。以後、このサイトから避難状況等の情報を補助収集。限られた通信網と避難所運営等に奔走していることから、詳細な被害等情報収集は困難な状況にあった。

東北新幹線が三本木地区のトンネル内で緊急停止し、乗客500人以上が三本木子育て支援総合施設ひまわり園にて避難受入れしていることなどを確認。市内全域停電。鳴子・岩出山地区を除き水道の水圧低下中。避難所21か所2,700人避難を確認。

23時10分、市災害対策本部から食料支援要請されているため、詳細内容を確認するよう本部事務局から連絡があり、翌日昼分から市災害対策本部に飲食料8,600食分ずつの配給と、翌日朝から三本木子育て支援総合施設ひまわり園に飲食料900食分ずつ配給の支援要請であることを確認し、本部事務局へ回答。しかしながら、希望日時までに支援物資が到着することはなかった。

12日7時00分、当別町ホームページにて、死亡者4人、重傷者6人、避難者7,763人にのぼることを確認。

8時00分、市災害対策本部から本部事務局へ市民病院用のA重油10,000ℓを支援要請していることを確認。市民病院は一部水漏れがあるが大きな被害ない旨確認。

10時00分、指定派遣職員の交代要員を派遣配備。

12時00分、市内幼稚園及び小中学校は当分の間休校としたことを確認。

14時00分、避難所44か所9,171人避難。行方不明者1人。古川地区一部断水、古川総合体育館に給水タンク車配置。松山・三本木・鹿島台・田尻地区断水、各総合支所に給水車配置。

都市ガス供給中。3月13日午前8時から午後4時まで旧県合同庁舎跡地に災害廃棄物搬入可とすることを確認。

b 加美郡色麻町

11日15時50分、防災行政無線により被害等情報収集。

道路にクラックあり町道2か所通行止め。人的被害等は確認中。

16時00分、指定派遣職員が派遣配備。町災害対策本部の状況等収集。

軽傷者4人、住家一部損壊16棟、避難所2か所62人避難、町内全域停電、町内一部断水、町内全域電話不通、その他公共施設半壊等を確認。

その後、防災行政無線及び防災 FAX により避難者が 83 人になったことなどを随時情報収集。

12 日 8 時 00 分、町災害対策本部から本部事務局へ飲食料 83 食分と上水道用発電機 3 台を支援要請していることを確認。

c 加美郡加美町

11 日 16 時 20 分、一般電話により被害等情報収集。

役場庁舎被災により町災害対策本部を中新田小学校体育館に設置し、まだ被害情報が入っておらず、町内被害状況を確認中であることを確認。以後、しばらく連絡がつかなくなった。

12 日 8 時 00 分、町災害対策本部から本部事務局へ公立加美病院用の A 重油 10,000ℓ を支援要請し陸上自衛隊大和駐屯地にて対応したとの情報を得たが、色麻町災害対策本部からの要請であったことが後に判明。

8 時 30 分、指定派遣職員が派遣配備。町災害対策本部の状況等収集。

通信手段は防災 FAX のみで、無線通話もできない状況。

14 時 22 分、防災 FAX により軽傷者 12 人、避難所 11 か所 267 人避難、町内全域停電、町内全域電話不通、建物半壊 27 棟、その他道路陥没 7 か所等を確認。

d 遠田郡涌谷町

11 日 15 時 15 分、防災行政無線により被害等情報収集。

停電範囲不明、住家半壊 2 棟、上谷地橋通行止め、道路通行止め 3 か所、土砂崩れ 1 か所を確認。

テレビ報道により 9 人の負傷者が発生しているとの情報入手。

19 時 00 分、指定派遣職員が派遣配備。町災害対策本部の状況等収集。

19 時 10 分、家屋の下敷きにより死亡者 1 人、負傷者 23 人、家屋被害 27 棟、避難所 8 か所 54 人避難、町内全域停電、町内全域断水、新涌谷大橋は車両通行不可、ブロック塀被害 23 か所を確認。宮城県総合防災情報システム（MIDORI）は使用不能であることを確認。

21 時 00 分、新涌谷大橋の通行止め解除を確認。

21 時 10 分、避難所 14 か所 282 人避難に増加中。

21 時 20 分、上水道の漏水 1 か所を確認。

22 時 47 分、避難所 15 か所 315 人避難に増加中。

12 日 0 時 10 分、避難者 334 人に増加。

0 時 40 分、県庁への通信不能により、町災害対策本部が決定した給水車 10 台の要請を地方支部から環境生活部食と暮らしの安全推進課あて連絡して欲しいとの通信要請。

1 時 30 分、給水車派遣先リストを防災 FAX にて受信。

1 時 45 分、本部事務局を經由し、環境生活部食と暮らしの安全推進課あて給水車派遣先リストを送信完了。併せて、ガソリンスタンドが機能していないため、ガソリンを調達できるよう関係団体へ支援要請依頼を本部事務局へ申入れ。

5 時 58 分、避難者 336 人に増加。

6 時 30 分、指定派遣職員の交代要員を派遣配備。

8 時 00 分、町災害対策本部から本部事務局へトイレ 11 台、軽油 1 日 300ℓ、ガソリン 1 日 400 ℓ、灯油 1 日 300ℓ を支援要請していることを確認。

8時20分、避難所17か所366人避難に増加中。

12時16分、避難所18か所413人避難に増加中。負傷者26人に増加、家屋被害169棟に増加、ブロック被害39か所に増加。

14時31分、家屋被害213棟に増加、ブロック被害49か所に増加、町内全域電話不通を確認。単1乾電池、ティッシュペーパー、歯ブラシ、シャンプー等の避難生活用具の支援要請していることを確認。

e 遠田郡美里町

11日16時05分、防災行政無線により被害等情報収集。

役場庁舎被災のため危険と判断し、庁舎外にテントを設置して町災害対策本部を設置運営。町内被害状況は確認中であることを確認。

12日0時20分、重傷者3人、軽傷者10人、住家全壊8棟、避難所18か所2,222人避難、非住家全壊1棟・半壊3棟・一部損壊3棟、その他建物全壊11棟・半壊1棟・一部損壊10棟、ブロック塀倒壊43件を確認。避難所にて乾パンを配給している。水とマスクが不足。

6時00分、指定派遣職員が派遣配備。町災害対策本部の状況等収集。

12時00分、軽傷者29人に増加、行方不明者2人、住家全壊25棟・半壊16棟・一部損壊65棟に増加、その他建物被害120棟に増加、ブロック塀倒壊77件に増加、ホームタンク倒壊2件を確認。

f 大崎地域広域行政事務組合消防本部まとめ

宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により第5報まで被害入力していることを確認。

エ 管内地方公所被害状況等収集

管内市町被害状況等確認と並行して情報収集。防災行政無線が設置されていない単独公所のうち、北部児童相談所、古川農業試験場、畜産試験場とは電力復旧するまで連絡が取れない状況にあった。

大崎合同庁舎を使用している大崎市農業委員会事務局職員については、11日18時5分までに全職員が大崎市災害対策本部へ移転した。

オ 所属不在職員等安否確認

年度末のため公務出張者等が多数いた。この中、平成22年度から電子メールによる安否確認システムを試行運用していたことから、このシステムにより安否確認を実施したが、対象職員全員から受信することはできなかった。その他の通信等手段により補完することとなったが、地震発生から24時間以内に全職員の安否を確認することができなかった。

11日21時00分現在、職員で公務出張及び休暇取得中のうち安否未確認者11人（確認率約92%）。

12日14時30分現在、職員で公務出張及び休暇取得中のうち安否未確認者4人（確認率約97%）。

この安否確認を基に災害対応従事割当等をし、所定の関係ダム施設への応援派遣等を実施。

地震発生とともに非常配備体制となり災害対応従事となったことから、通信一般回線がダウンしている状況下で所属職員が家族の安否を確認することも相当の時間を要した。

カ 所管工事現場等被害状況及び各種検査資機材被害状況等の確認

地震発生後間もなく、不在職員等安否確認と並行して施工中工事現場の作業員安否確認及び被害状況確認を実施。一般電話が通話不能となる前に状況確認を完了することができた。

保管所有の農畜産関係の各種検査資機材について、被害状況を確認し、使用・搬出の可否仕分作

業を実施したが大きな被害は確認されなかった。随時、防災行政無線により、所管業務の被災現況について県庁の主管課及び主務課へ報告。

12日夜明けから本格的に農業用ため池や治山施設などの所管施設等被災調査及び緊急点検を実施。

(2) 北部県税事務所〔所在地／大崎市古川旭四丁目1-1（大崎合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生直後、所属職員及び職員の家族の安否確認を行った。

16時00分、災害対策本部北部地方支部会議。地方支部会議を踏まえ職員配備体制を取った。

【3月12日】

派遣職員として加美町及び美里町に2人の職員を派遣した。

(3) 北部保健福祉事務所〔所在地／大崎市古川旭四丁目1-1（大崎合同庁舎内）〕

【3月11日】

15時以降、職員の安否確認を行った。出張中・休暇取得中の職員とは連絡取れず。

16時00分、災害対策本部北部地方支部会議の開催。

16時50分、食料及び飲料水の確認。

17時55分、管内の人工呼吸器装着ALS患者の無事を確認。

19時05分、庁舎内避難者に食料提供。

19時30分、庁舎内職員の健康状況確認を行い、健康状態に異常がある職員は確認されず。以降、夜間庁舎内の配備職員の健康確認のため保健師の巡回を実施。

20時30分、所内の宿直体制について確認。

20時45分、災害対策本部北部地方支部情報連絡員招集あり。

21時20分、庁舎内避難者（乳児含む）に仮眠場所及び乳児ミルク用のお湯等を提供。

21時45分、管内市町避難所設置状況と避難人数を保健福祉部保健福祉総務課へ報告。

23時15分、管内に居住する職員及び家族に不安を抱える職員は一時帰宅可とした（一時帰宅16人、所内待機41人）。

【3月12日】

4時30分、災害対策本部東部地方支部及び遺体安置所への職員の派遣について調整。

6時00分、所内班長会議（東部地方支部への応援・遺体安置所補助要員、管内市町支援について）

7時45分、管内市町支援に出発（5市町×2人）。

10時30分、管内一般廃棄物処理施設（2市4町）の被害状況調査。

11時35分、管内の2病院を訪問し、人工透析患者受入れの可否等について調査し、水、非常電源用重油及び薬剤が不足していることが確認された。

12時10分、透析患者受入れに係る病院への確認内容について所内報告するとともに、保健福祉部保健福祉総務課及び同部医療整備課へ報告。

14時00分、管内火葬場5か所の被害状況調査。

(4) 美里農業改良普及センター〔所在地／美里町北浦字笹館5〕

3月11日、職員15人（うち臨時職員1人）中、8人が在席していたが、けが人はなかった。出張中4人と休暇取得中3人は電話で無事を確認した。庁舎の灯油タンクと窓ガラスが損傷したほか、書棚や備品及び土壌分析用薬品等の被害状況を確認し、片付け作業をした。後日、庁舎屋根のコンクリートにひびが入り雨漏りの発生を確認。職員5人が宿直し、3人が家族の安否確認のため一時帰宅した。

3月12日、職員5人が出勤し、2人が大崎合同庁舎に向かい、災害対策本部北部地方支部から遺体安置所への職員派遣の指示を受ける。派遣や配備体制及び管内の被害状況把握など今後の対応を打ち合わせ、職員3人を配備し、12人を自宅待機とした。

(5) 大崎地方ダム総合事務所〔所在地／加美町城生字前田20〕

管理する5ダムに係る観測地点の震度は、6強（大崎市古川）、5強（大崎市鳴子、色麻町、加美町中新田）、5弱（加美町宮崎、加美町小野田）となったので、直ちに全職員による非常配備とし、在席中の職員14人のうち、6人を所内に配備し、8人は直ちに各担当ダムへ出勤した。

各ダムからの第1報を受けて、土木部業務継続計画（BCP）に基づく第1報を、16時51分、次のとおり土木部防災砂防課へ報告した。

- ・ 各庁舎は業務に支障なく、各ダム本体にも大きな被災はなく通常どおり運用中。
- ・ 停電により全施設とも自家発電機で対応中。
- ・ 一般電話も不通のため防災行政無線や車両無線で対応中。
- ・ 県庁出張1人の安否未確認。

17時50分、第2報、配備継続中・職員1人安否未確認。

18時57分、第3報、配備継続中。出張中の職員が18時54分に帰庁し配備に加わり、全員の無事を確認。

19時20分、災害対策本部北部地方支部事務局（北部地方振興事務所）に対し、事務所の状況を報告。

20時10分、第4報、職員全員で配備継続。

管理する各ダムの状況については、次の対応を執った。

ア 漆沢ダム（加美町）

11日14時47分、漆沢ダム管理事務所職員4人で配備開始。その後、大崎地方ダム総合事務所から2人が応援に加わり二次点検までの緊急点検・報告を次のとおり対応した。

- ・ 地震時臨時点検（第1報） 11日15時05分報告
- ・ 地震時臨時点検（一次点検） 11日16時10分報告
- ・ 地震時臨時点検（二次点検） 12日16時39分報告

イ 化女沼ダム（大崎市）

11日15時40分、職員2人で配備開始、二次点検までの緊急点検・報告を次のとおり対応した。

- ・ 地震時臨時点検（第1報） 11日15時50分報告
- ・ 地震時臨時点検（一次点検） 11日17時30分報告
- ・ 地震時臨時点検（二次点検） 12日15時10分報告

- ・ 屋上設置の空調室外機の損傷を確認
 - ・ 導水路及び放水路護岸の被災を確認
- ウ 上大沢ダム（大崎市）
- 11日15時53分、職員2人で配備開始。管理補助業者2人を加え、二次点検までの緊急点検・報告を次のとおり対応した。
- ・ 地震時臨時点検（第1報） 11日16時00分報告
 - ・ 地震時臨時点検（一次点検） 11日17時43分報告
 - ・ 放流管の漏水によるバルブ室浸水を確認
 - ・ 18時40分、仮設ポンプにて排水開始
 - ・ 地震時臨時点検（二次点検） 12日12時43分報告
- エ 岩堂沢ダム（大崎市）
- 11日15時22分、管理補助業者2人で配備開始。職員1人及び北部地方振興事務所機動配備1人を加え、二次点検までの緊急点検・報告を次のとおり対応した。
- ・ 地震時臨時点検（第1報） 11日16時40分報告
 - ・ 地震時臨時点検（一次点検） 11日16時58分報告
 - ・ 地震時臨時点検（二次点検） 12日11時00分報告
- オ ニツ石ダム（加美町）
- 11日15時40分、職員1人で配備開始。北部地方振興事務所機動配備1人・管理補助業者2人を加え二次点検までの緊急点検・報告を次のとおり対応した。
- ・ 地震時臨時点検（第1報） 11日15時47分報告
 - ・ 地震時臨時点検（一次点検） 11日17時46分報告
 - ・ 地震時臨時点検（二次点検） 12日14時15分報告

(6) 北部教育事務所〔所在地／大崎市古川旭四丁目1-1（大崎合同庁舎内）〕

【3月11日】

15時10分、トイレ・休憩室に来庁者等が残っていないかを確認後、屋外へ避難。

※所員25人のうち、在席者19人、出張中5人、休暇取得者1人であった。

15時50分、所内現状復旧作業開始、所員安否確認開始。

16時00分、非常用電源を使用し、テレビ、ラジオ、インターネットによる情報収集開始。

災害対策本部北部地方支部連絡員会議が開催。

16時40分、所長から次のとおり指示。

- ・ 人命、危険回避を優先に行動
- ・ 児童・生徒、教職員の安否確認、学校施設等の被害状況把握を最優先に取り組む

17時00分、管内教育委員会に対し「可能な限りの情報収集」を要請。

※各市町は停電のため、防災行政無線及び電子メールが不通のところがあった。

17時10分、教育庁総務課に対して第一報の状況報告。以後、教育庁関係各課に随時報告。

17時30分、所長以下11人での配備体制を決定。

19時30分、出張者等の安否確認完了。

【3月12日】

8時30分、被害状況掲示のためのホワイトボード設置。

10時30分、高校等のための電話（防災行政無線）コーナーを設置。

北部地方支部の検証

◆非常用発電装置の燃料補給調達が難航したため、実効性のある協定締結等の対策が必要である

＜資源（物資）＞

発災後、庁舎の被害が軽微であり、非常用発電装置も稼働したが、非常用発電装置の燃料調達が難航した。停電により業者が地下貯蔵タンクから燃料をくみ上げることができなかったが、土木事務所からの手配により2回の給油（うち1回は復電直後）が行われた。

今回は、非常用発電装置への給油と節電の協力依頼、早期の復電により、庁舎が停電となる事態は回避することができたが、対策として十分ではなかった。停電時には人力ポンプで対応するなど事業者側の災害対応体制を確認した上で、災害時の燃料供給に関して実効性のある協定を締結するべきである。また直下型地震等の場合には、甚大な庁舎被害や停電・断水の可能性もあるため、その事態も想定した防災マニュアルの見直しが必要である。

◆合同庁舎が避難所となる場合の対応について検討が必要である＜計画とマニュアル＞

合同庁舎に大量の避難者が来ることはなかったが、非常用発電装置により電気が使えたため、近くの避難者が12日から携帯電話の充電をするために集まり、1階の県民ロビーには数十名程度の避難者が滞在していた。

合同庁舎は指定避難所ではないが、災害時に集まってきた避難者を建物外に移動させることは現実的に困難である。県庁が避難所となった経験を踏まえ、大規模災害時に避難者が大量に避難してきた場合に備えて必要な情報・物資等の備蓄・提供について、合同庁舎でも検討すべきである。

◆地方支部会議に遠隔地の事務所から参加できなかったため、地域性を考慮した実現性のある計画が必要である＜計画とマニュアル＞

発災後、災害対策本部地方支部会議が開催されたが、遠方の単独公所構成員は、現場対応があること、移動のための時間・交通手段の確保が困難なことから、参集しない形で開催された。

参集しなかった公所についても防災行政無線等で情報を提供し、情報共有を図ったことは非常時に適切な対応であった。しかし想定していた人員での会議が開催出来ないということは、元々の計画に無理があったということである。今回の教訓を踏まえ、災害対策本部地方支部会議の参加者や災害対応の組織、体制について見直しを進めるべきである。

◆翌日までに情報連絡要員を市町村に派遣し、市町村の状況を把握することができた＜情報＞

勤務時間内の災害の場合、情報収集等を行うため情報連絡要員を派遣する計画にはなっていなかったが、できる限り円滑な連絡調整を行うため、訓練経験のある職員の派遣が行われた。

市町村によって派遣時間には違いがあるものの、翌日までには所管する市町村に情報連絡要員の派遣が

実施できたことは、市町村の要望の把握や支援物資の仲介等に有効だったと評価できる。また、移動手段が制約される中、居住地に近い職員を派遣した判断も適切であった。

しかし、当初は情報連絡要員と地方振興事務所との通信手段が確保されていなかった事例もあり、情報連絡要員の任務、携行する資機材を含めて、今回の経験を反映したマニュアル作成が求められる。

◆本部との情報連携を円滑に進めるため、連絡体制や情報フローの整理が必要である〈情報〉

市町村から把握した要望等の情報については地方支部から本部に報告していたが、3月18日までは、県の災害対策本部会議の内容や資料は地方支部には送付されなかった。そのため地方支部では、県内の被害の全体像や知事の発言について新聞やテレビでしか把握することが出来なかった。また、県からの食料輸送等の状況が不正確で、混乱を招いたこともあった。

今回、地方支部同士での応援職員の派遣などの支援がみられたが、他の地方支部の状況が分からなければ、地方支部が独自で判断を下すことは困難である。地方支部から県庁に情報を伝えるだけでなく、県庁から地方支部への情報発信についても定める必要がある。具体的には、県庁の各部局と地方支部とでやり取りする情報の種類、内容、窓口、伝達方法について整理を行い、円滑な情報連携を進めるための体制構築が必要である。

4 栗原地域部

(1) 北部地方振興事務所栗原地域事務所〔所在地／栗原市築館藤木5-1（栗原合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生とともに、宮城県災害対策本部要綱に基づく災害対策本部栗原地域部を設置。地震発生直後、庁舎内外を巡回し、来庁者や職員にけが人等がないか確認したところ全員無事であった。併せて、庁舎の破損の状況を確認したところ、数か所に亀裂が見られたものの、大きな被害は見られなかった。水道は断水したが高架水槽に貯まっている分だけは使用できた。停電により自家用発電装置が自動的に稼働したため、緊急時における非常電源は確保することができた。ガス設備には破損等は見られなかったが点検が必要なため使用できなかった。

自家用発電装置により非常電源は確保できたもののテレビのブースターに異常が生じたため、テレビ放送が視聴できなかった。ラジオも受信状態が悪く、報道等による情報収集ができなかった。

地震発生時、出張や休暇取得で97人の職員のうち、半数近くが不在となっており、それぞれの所属部において安否確認を行った。安否の確認に当たっては、以前より携帯電話等を利用し電子メールにより事務所に報告することとしており、多くの職員の安否は速やかに確認できた。しかし、電子メール操作の誤りで連絡が届かない例もあり、以後、電話を使用し連絡を取ろうとしたが繋がらず、確認作業に予想以上の時間を要した。最終的に連絡が取れなかった数人の職員の安否確認ができたのは翌日以降となった。

倒れた書棚や机上から落下した書類等を応急的に整理し、執務が行える状況に整えた。

16時00分、各公所長を構成員とする第1回災害対策本部栗原地域部会議を開催し、職員の安否確認及び所管する事業に関しての被害状況等の情報収集に努めるよう指示した。

所内各部では、施工中の工事箇所について状況を確認するとともに、各関係機関・団体、事業所等

の被害状況等についての確認を行った。

17時30分、「被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、被害情報等の収集のため、職員2人を栗原市に派遣した。宮城県総合防災情報システム（MIDORI）が使用不能であったため、防災行政無線や防災FAXを利用し、栗原市の被災状況や避難所設置状況、同市災害対策本部の運営等に関する情報等について本部事務局へ報告を行った。

以後の非常配備に従事する職員を指定するとともに、近隣商店からの食料の調達、暖房用灯油の在庫確認を行った。

19時00分、第2回災害対策本部栗原地域部会議を開催し、各公所が所管する事業に関する被害状況等の確認を行うとともに、引き続き情報収集を指示した。

【3月12日】

8時40分、第3回災害対策本部栗原地域部会議を開催し、栗原市における避難状況、各公所が把握する被害状況等について確認した。

9時30分過ぎ、栗原市消防本部から市内病院の発電用A重油、灯油の緊急要請があり、本部事務局に報告した。

(2) 北部県税事務所栗原地域事務所〔所在地／栗原市築館藤木5-1（栗原合同庁舎内）〕

- ・ 地震発生後、休暇取得中の職員2人及び在席職員7人の家族の安否確認を試みたが、通信網に障害があったため、直ぐには確認出来なかった。また、同様の理由により出張中の職員1人の安否確認も出来なかった。
- ・ その後、倒れたキャビネットや散乱した書類の後片付けなどの応急処置を行った。
- ・ 出張中の職員が15時30分ごろに帰庁し、無事を確認したが、休暇取得中の職員の安否が確認できたのは、翌12日0時30分ごろであった。
- ・ 16時、災害対策本部栗原地域部会議に出席し、管内の状況、今後の対応等を確認した。
- ・ 11日中に設備等の被害状況及び職員の安否状況（確認できた職員）について、防災行政無線により総務部税務課へ報告した。
- ・ 11日から24時間体制（夜間は2人）による配備についた。

(3) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所〔所在地／栗原市築館藤木5-1（栗原合同庁舎内）〕

- ・ 職員の安全確認（出張中及び休暇取得中を含む）及び各職員家族の安否確認を行い、全員無事であることを確認した。
- ・ 幼児・学童のいる職員は順次帰宅させ自宅待機とした。
- ・ 大規模災害応急対策マニュアルの確認、被害調査・支援に携行する書類を整理し、以後の活動に備えた。
- ・ 災害対策本部栗原地域部会議に出席し、管内の状況、今後の対応等を確認した。
- ・ 栗原市役所に被害確認のため副所長を派遣し、情報収集を行った。
- ・ 高齢者福祉施設、障害福祉サービス事業所の安否を確認。施設被害はあったものの、人的被害はなかった。
- ・ 難病患者（人工呼吸器装着者）、一人暮らしの当所担当精神障害者の状況を電話にて調査、安全で

あることを確認した。

- ・ 19 時 00 分、避難所設置状況等把握のため保健師 2 人を栗原市役所へ派遣、帰庁後、翌日の対応体制を協議決定した。
- ・ 栗原市が実施する高齢者施設等の被害状況確認の支援（栗原市の職員とともに施設等を訪問）を行った。
- ・ 地震発生後しばらくして通信途絶したため、職員が栗原市医療局に出向き、市立病院、診療所の被害状況を調査した。

(4) 栗原地方ダム総合事務所〔所在地／栗原市花山字本沢向原 11〕

地震発生直後に停電となり花山ダム、小田ダム、荒砥沢ダムの自家用発電機が稼働した。

全職員 13 人中 8 人が在席しており、各ダムの地震発生による一次点検は、2 人を所内に配置し、6 人で 14 時 50 分から開始し、18 時 40 分に終了した。花山ダムは第二発電所が停止したので 15 時に分岐放流バルブを開け、河川維持流量を確保した。出張など不在だった 5 人の職員の安否確認ができたのは 12 日 0 時であった。

3 ダムの二次点検は、12 日の早朝から開始して 13 時 23 分に終了した。地震の規模に対して各ダムの被害が少なかったことを確認した。各管理事務所は NTT 回線使用不可能となり、防災行政無線で対応した。また、停電により自家用発電機が稼働中で残燃料の節約を図るため、節電・省エネ対策を検討し実施した。

(5) 北部教育事務所栗原地域事務所〔所在地／栗原市築館藤木 5－1（栗原合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生直後、対応状況は次のとおりであった。

- ・ 職員のけがの有無、所内施設設備の被害状況確認。
- ・ 職員（出張者 3 人、休暇取得者 1 人）の安否確認。
- ・ 電話及び FAX 等通信網に障害あり。防災行政無線は受信のみ可能であった。
- ・ 電気は直ちに庁舎内自家発電に切り替わり事務機器は使用可能であった。

16 時 00 分、第 1 回災害対策本部栗原地域部会議が開催され、節電、節水の徹底していくことを確認した。職員配備計画を作成し、3 班編成による 24 時間体制を執った。

17 時ごろ、栗原市教育委員会への通信手段が途絶えたため、職員が栗原市金成庁舎に自家用車で出向き、児童生徒、教職員の安否確認及び学校施設等の被害状況を栗原市教育委員会に確認。また、中学校の卒業式実施等について確認した。

18 時ごろ、防災行政無線により出張中の職員から無事の連絡を受理。休暇取得者からも連絡を受理。職員の自宅より食料、宿泊用品（毛布等）を持ち込む。

21 時 30 分ごろ、仙台市内へ出張中の職員 2 人が帰庁。ほか 1 人は仙台市内に宿泊。

23 時ごろ、配備職員 4 人を残しすべて帰宅した。

【3月12日】

- ・ 9 時以降、防災行政無線で通知された県教育委員会からの指示事項や情報を栗原市教育委員会に職員が出向き伝達した。

- ・ 栗原市教育委員会の臨時休校等の措置について、当所から県教育委員会に報告した。
- ・ 通信手段のない県立高等学校に対し、情報提供のため職員が自家用車で対応した。
- ・ 職員が自宅よりテレビ受信アンテナを持参し、テレビによる情報収集始める。

栗原地域部の検証

◆自家発電機が稼動したものの、利用できなくなった情報機器もあった<資源（物資）>

北部地方振興事務所栗原地域事務所では、地震後に停電をしたものの、事前に整備していた非常用発電機が稼動し、庁内に給電された。しかし、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）や、ブースター（増幅器）を必要としていたテレビは稼動しなかった。また、庁内の光 IP 電話については、発信も受信もできない状況であった。

今後は、非常用発電機の設置する際に、その稼動時に、防災活動で重要な電気機器に給電され正常稼動するのかを確認する必要がある。

◆平成 20 年岩手・宮城内陸地震後に備蓄していた機材を、自治体などへ迅速に提供できた

<資源（物資）><計画とマニュアル>

北部地方振興事務所栗原地域事務所では、栗原市に、迅速に職員を派遣し情報収集に当たったほか、平成 20 年岩手・宮城内陸地震後に非常用発電機を備蓄していたことから、栗原市の要請に基づき、これらの機材を迅速に提供することができた。また、災害前に、栗原市消防本部も参加した防災訓練を実施し、備蓄状況等について情報共有をしていたことから、本災害時には、栗原市消防本部に対しても速やかに備蓄水を提供することができた。このように、過去の災害経験に基づき、事前から物資の備蓄及び関係機関との共同訓練を行っていたことが、本災害時における関係機関との迅速な連携につながっていた。

5 登米地域部

(1) 東部地方振興事務所登米地域事務所〔所在地／登米市迫町佐沼字西佐沼 150－5（登米合同庁舎内）〕

【3月11日】

- ・ 職員の安否確認。
- ・ 合同庁舎内、職員寮の状況（ガス漏れ、火災、エレベーター等）及びけが人等の確認（けが人なし）。
- ・ 地震直後の停電により合同庁舎自家発電稼働。
- ・ 断水情報があったことより、ポリ容器に飲料水を確保。
- ・ 16時20分、第1回災害対策本部登米地域部を開催。地域部より構成機関に対し被害状況の把握、各所属職員の安否確認を要請。
- ・ 18時00分、所内職員の安否確認を取りまとめ。その結果、5人の安否が不明であった。
- ・ 所内の今後の配備体制について検討し、原則全職員配備とし、夜間は交代制とした。
- ・ 21時35分、本部事務局から登米市の被災状況が把握できないとの連絡があったため、登米市の被災状況を電話聞き取りし、本部事務局へFAXにて連絡した。

- ・ 22 時 20 分，経済商工観光部経済商工観光総務課へ職員の安否確認状況を報告。

【3月12日】

- ・ 1 時 50 分ごろ，合同庁舎内電話及び防災 FAX の不通を確認（非常電源バッテリー切れ）。外部との連絡手段は電子メール等（のちに衛星携帯電話も利用可能になったが，地震直後は電波状況が悪く機能しなかった）で対応した。
- ・ 8 時 30 分，所内打合せを行い，各部に対し，登米市の被災状況，電話不通の説明，節水要請，各部執務スペースの確保，書庫等の整理を指示した。
- ・ 9 時 00 分，第2回災害対策本部登米地域部を開催。事務局から登米市の被災状況，電話不通の説明，節水要請を行うとともに，各所属所管分野の被害状況報告，管内農地・農業用施設の被災状況の現地確認，管内被災情報の収集について確認を行った。
- ・ 11 時 56 分，経済商工観光部経済商工観光総務課から南三陸町と連絡が取れないため，南三陸町への職員派遣要請を受理。
- ・ 13 時 00 分，第3回災害対策本部登米地域部を開催し，南三陸町への各構成機関における派遣可能人数の把握を行うとともに，各所属所管分野の状況報告がなされた。
- ・ 14 時 30 分，南三陸町の状況確認に職員3人を派遣した。

(2) 東部県税事務所登米地域事務所〔所在地／登米市迫町佐沼字西佐沼 150－5（登米合同庁舎内）〕

- ・ 地震発生後，来庁者や職員を建物外の駐車場に誘導し安全を確保した。
- ・ 来庁者については，家族等の安否確認のため速やかに帰宅させた。
- ・ 出張中及び休暇取得中の職員の安否及び被害状況を確認し，総務部税務課へ報告した。
- ・ 所属職員の家族安否確認及び被害状況の確認を電話等で行わせた。
- ・ 登米合同庁舎は自家発電が稼働し，テレビ等での情報入手は可能であった。
- ・ 執務室は書類等が散乱したが，備品等に被害はなく，当日，後片付けを終えた。
- ・ 24 時間配備体制とし，11 日は2人を夜間配備とし，それ以外の職員は帰宅させた。
- ・ 配備職員のため，コンビニで食料と飲料水を確保するとともに，近隣店舗から灯油を確保した。

(3) 東部保健福祉事務所登米地域事務所〔所在地／登米市迫町佐沼字西佐沼 150－5（登米合同庁舎内）〕

ア 職員等の安全確保及び安否確認

地震発生直後，揺れが収まるのを待って在席していたすべての職員が庁舎駐車場に避難し，身の安全を確保した。

当日，出張等で不在であった職員のうち仙台市内に出張していた1人を除き安否を確認することができ，その旨を保健福祉部保健福祉総務課へ報告した。

なお，安否を確認出来なかった職員については，翌12日に安否を確認した。

イ 応急救護活動

避難後に，近隣の負傷した住民が合同庁舎に救助を求めてきたため，職員3人が登米市立佐沼病院（現：登米市立登米市民病院）に搬送した。また，合同庁舎の清掃作業員が負傷したとの連絡を受け，応急措置を施した。

ウ 登米市へのコーディネーター等の派遣

登米市内の被害状況の把握とともに、登米市に対する保健活動支援等のコーディネートを行うため、11日17時30分ごろ、保健師1人、事務職員1人（13日からは電話不通のため連絡員として事務職員1人を追加）を派遣した。11日は避難所の開設状況等を確認するとともに、被害状況等の情報収集を行った。

翌12日は、避難所の状況確認及び食事提供状況調査に管理栄養士等5人を派遣した。また、南三陸町から多数の被災者が登米市内に避難するとの情報をもとに、登米市から避難所の運営について協力要請があり、翌13日から保健師及び事務職員を派遣することとした。

エ 管内の被害状況調査及び筋萎縮性側索硬化症患者の安否確認の実施

11日は、筋萎縮性側索硬化症患者や在宅結核患者の安否確認を行うとともに、宮城県赤十字血液センター迫出張所等関係機関の被害状況について確認した。

翌12日には、管内の病院や福祉施設等の被害状況を可能な範囲で確認した。

オ 登米市立佐沼病院での調剤業務への支援要請

翌12日、登米市立佐沼病院から地震の影響により多くの患者が来院し、調剤業務を行う薬剤師が不足となったため薬剤師の応援要請があり、登米市薬剤師会に対し協力要請し、調剤業務の支援を行った。

(4) 東部教育事務所登米地域事務所〔所在地／登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5（登米合同庁舎内）〕

【3月11日】

ア 職員の安否確認

- ・ 地震発生後駐車場へ避難。在席職員のけがや体調不良の有無を確認。
- ・ 地震発生時仙台市内へ3人が出張中であったが、18時ごろ、3人の無事を確認。22時ごろ、3人とも帰庁。
- ・ 所属職員の家族の安否や自宅の被害状況を確認するも通信状況が悪く、携帯電話の電子メールが時々通じる程度だったため、確認が困難であった。
- ・ 教職員宿舍入居者の同居家族の安否確認。16時ごろ無事を確認。

イ 情報手段の確保

- ・ 合同庁舎の自家発電により、宮城県電子県庁共通基盤システム及び防災行政無線が使用可能。
- ・ 一般電話及び水道は使用不可。
- ・ 登米市教育委員会と連絡が取れず（市への防災行政無線不通）。

ウ 職員の配備体制

配備計画を作成し、24時間配備体制とした。11日夜間は5人配備とした。

エ 被害状況の確認

- ・ 執務室内の文書等は散乱したが、設備・備品に大きな被害なし。
- ・ 16時ごろ、教職員宿舍2棟の被害状況を確認。外観上異常なし。
- ・ 18時30分ごろ、登米市教育委員会から市内小中学校の児童・生徒の人身被害なしの報告あり。
- ・ 主務課等へ被害状況報告。

【3月12日】

ア 通信手段の確保

- ・ 合同庁舎の防災行政無線使用不可（バッテリー切）、一般電話・水道使用不可。
 - ・ 宮城県電子県庁共通基盤システム使用可。
- イ 職員の配備体制
- 5人体制を継続。

登米地域部の検証

◆自家発電機は稼動したものの、電話には給電がされなかった＜資源（物資）＞

東部地方振興事務所登米地域事務所では、地震後に停電したものの、事前に整備していた非常用発電機が稼動し、庁内に給電がなされた。しかし、電話へのバックアップ電源は、非常用発電機とは別系統であったため、12日夜には利用できなくなった（電話のバックアップ電源を、非常用電源と連結する措置を7月に実施済み）。また、衛星携帯電話が配備されていたものの、事前に訓練で利用したことがなかったことから、受信状況の良い場所を発見するまでに時間を要した。

今後は、非常用発電機を設置する際には、その稼動時に、防災活動で重要な電気機器に給電され正常稼動するか確認する必要がある。また、衛星携帯電話などの非常用通信機器については、非常用電源の確保や燃料の補給、さらに、操作手引書の作成や、操作訓練の実施などが求められる。

◆防災直後に、管内自治体との連絡が取れなかった＜県庁外部との調整（市町）＞

防災直後、登米地域部及び本庁ともに、登米市と電話連絡が取れず、同市からは宮城県総合防災情報システム（MIDORI）へ被害状況の入力もなかった。原因は、登米市が災害対策本部を市庁舎から消防本部に移したためであった。庁舎の利用が困難となった場合などの連絡方法について、事前に関連機関で協議しておく必要がある。

6 東部地方支部

- (1) 東部地方振興事務所・東部県税事務所〔所在地／石巻市中里一丁目4-32（石巻合同庁舎内）〕

地震発生直後、庁舎建物の倒壊等の恐れがあるため、庁舎から敷地南側職員駐車場へ職員ほか来庁者など全員の避難をハンドマイク等で指示した。

避難後、駐車場に災害対策本部東部地方支部を設置し、合同庁舎内の事務所ごとに職員の安否確認を行った。また、石巻市、東松島市への職員派遣を指示した。女川町へは、途中道路冠水のため派遣を断念した。

しばらくすると、多くの近隣住民が自動車等で合同庁舎に避難してきた。これに伴い、公用車駐車場及び職員駐車場内に東部保健福祉事務所職員を中心にテントを設置、毛布、暖房器具を配備し、避難者の受入れを開始した。その後、石巻市防災行政無線で「大津波警報」が伝えられ、津波が側溝を伝わって避難場所である駐車場内に押し寄せてきたため、職員及び避難者に対し、庁舎内への避難を指示するとともに使用できる物資を倉庫等から庁舎内へ搬入した。庁舎への避難後、避難者に対し、会議室等を開放し、一夜を合同庁舎で過ごすことになった。その後も津波浸水が収まらず、避難者及び職員すべてが避難できたのは3月14日であった。

発災後 24 時間の主な災害対応は次のとおりである。

ア 避難者対応

- ・ 住民避難者とともに職員も庁舎内に避難した後、庁舎内売店の商品、倉庫の物資、食堂の食材を確保し、避難者等への食糧配給計画に備えた。食糧は庁舎 2 階食堂で一括管理することにした。
- ・ 避難者は、18 時調査時点で 263 人、20 時調査時点で 274 人と以後増えていった。それに職員約 200 人が加わり、12 日夕方には職員を含めた庁舎避難者数は 500 人以上に達した。庁舎内での避難者対応は、東部保健福祉事務所職員を中心に庁舎内各事務所職員が応援する体制で支援活動を行った。
- ・ 避難者には、庁舎内会議室を開放し、一般避難者、高齢者等要援護者、ペット同伴者ごとに部屋を分けて対応した。各部屋には、暖房器具、床マット、段ボール、毛布等を庁舎全体から集め配付し、避難者が横になれる程度の場所のスペースを確保した。また、避難者の健康調査を行い、体調が良くない方には必要な介護等を行った。特に、人工透析者、妊婦等には、保健所長や保健師等が看護に努め、随時見守り等の支援を行った。
- ・ 避難者等への食料提供は、11 日 18 時にあめ等を配付、12 日 9 時にせんべい等の菓子類の配付、また、70 歳以上の高齢者には水の補給も行ったほか、12 日の夕方には食堂冷蔵庫内にあった材料を活用し、豚汁（紙カップ 1/2）を提供した。また、職員にも缶コーヒー・チョコレート等を配付した。
- ・ 避難者のうち人工透析患者については、保健所長から本庁担当課に状況報告して、ヘリコプターによる救助要請を行い、12 日 16 時 45 分、自衛隊のヘリコプターで 4 人が病院へ搬送された。このほか、20 数人の妊婦・体調不良者等の医療措置が必要な避難者が残ったが、翌日、自衛隊のヘリコプター、救済消防隊ボート及び民間ボランティア所有船外機により救出され、病院へ搬送された。

イ 管内市町への連絡員派遣（災害状況の把握等）

石巻市へ派遣した情報連絡員から 11 日 20 時 30 分ごろ、また、東松島市へ派遣した情報連絡員からは 12 日 3 時 45 分、7 時 20 分ごろ、9 時 40 分ごろに衛星携帯電話で連絡あり、各市の被災状況等について報告があった。衛星携帯電話 1 台と通信事情が悪く、また、バッテリーが少ないこともあり、情報収集体制は十分ではなかった。

なお、女川町への職員派遣は、道路が津波により冠水していたため派遣できず、数日後に派遣することになった。

ウ 地方支部会議における協議内容

地方支部会議は、庁舎内機関のみで開催した。11 日夕方から 12 日夕方まで 11 回開催（11 日 17 時、19 時、21 時、12 日 0 時、6 時、7 時、9 時、10 時 30 分、13 時、14 時 30 分、16 時 30 分）し、避難者への支援対応（特に人工透析患者及び妊婦等の対応）、災害対策本部との連絡状況、管内被災状況等の情報収集、各種情報交換及び今後の対応調整等について協議を行った。

エ 水・食料及び避難用具等の確保

- ・ 庁舎内売店及び食堂の貯蔵品等を活用し、避難者へ供給した。
- ・ 食料品及び飲料水など必要な物資については、災害対策本部事務局へ連絡の都度、支援要請したが、災害対策本部事務局も混乱していたため、12 日夕方まで物資の供給はなかった。物資が供

給されるまで自力で対応せざるを得なかった。

オ その他

- ・ 津波による庁舎浸水状況は 11 日 20 時時点で 160cm から 170cm であったが、12 日朝の時点では前日夜よりも 10cm 程度下がった。津波による庁舎被害状況は、保健所棟 1 階執務室（東部保健福祉事務所地域保健福祉部）、駐車場の公用車・自家用車、電気設備及び非常電源装置が水没した。
- ・ 職員が灯油ポリタンクと工事用足場板で自作でのいかだを作り、いかだで近隣アパートの被災者救助活動を行った。いかだは、その後の庁舎受水槽からの飲料水確保にも活用することができた。

(2) 東部保健福祉事務所〔所在地／石巻市中里一丁目 4-32（石巻合同庁舎内）〕

ア 浸水前の屋外での対応

地震発生後、合同庁舎駐車場に集合し、職員の確認を行った。その後、日本赤十字社の倉庫からテントを搬出し、駐車場の車庫前に設置した。近隣の住民が続々と集まったことから、倉庫にあった毛布類を提供するとともに、テント内にマット、ストーブを備え、保健師等を中心に要援護者の介助に当たった。

石巻市の防災行政無線から大津波警報が放送されたことから、要援護者の介添えをしつつ、合同庁舎内に避難した。合同庁舎では 5 階大会議室に一般住民、同じく 5 階 501 会議室に重傷病者、4 階 402 会議室に比較的軽い傷病者、同じく 4 階 401 会議室にペット同伴の住民を収容し、避難者数は、翌日には約 300 人に及んだ。

通信とライフラインが断絶する中、合同庁舎は約 1.6m 浸水し孤立したまま応急避難所となり、当所職員が避難所の運営と救護所活動に従事することとなった。

イ 医療救護

打撲、外傷、やけどを負った被災者に応急手当を施した。また、糖尿病等の患者、人工透析・在宅酸素療法が必要な患者がおり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、認知症等の健康管理が必要な要援護者もいたことから、医師 2 人（保健所長及び公務で来庁していた医師）、保健師 9 人（当所 6 人、他所属 3 人）を中心とした医療救護体制を敷き、各会議室に医療スタッフを 24 時間体制で配備し、健康管理を行った。時間の経過とともに、自力で避難してきた住民のほか、自衛隊に救助された住民がボートで搬送されたが、海水に浸かっており、低体温症状に対する措置を施した。

患者の症状に合わせ、医師による点滴、薬剤師による調剤等の医療を行ったが、災害用救急医療セットが役立つこととなった。

ウ 生活衛生

医療スタッフ以外の職員も余震に備え、各会議室に交代制で常駐し、要援護者の介助やストーブの燃料補給、懐中電灯によるトイレ誘導等を行った。また、衛生対策として、トイレ等に手指消毒剤、廊下の一角に犬用のトイレコーナーを設置した。トイレに流す水は 1 階から海水を汲み上げを使用した。

日本赤十字社の倉庫にあった救援物資（毛布類、救急セット、日用品セット、調理器具、食器類）の多くが流失した。毛布類は救護所となった 501 会議室で優先して使用したことから、大会議室で

はマット代わりにダンボール・新聞紙を利用したが、数が不足していた。当日は雪で厳しい寒さであったが、灯油ストーブが各事務所にあったことで、十分とはいえないが暖を取ることができた。

エ 食料・水

食料は売店から飴、菓子類を調達し、避難者に配給したが、1人1個・1かけら程度であった。水も同様に不足しており、服薬や医療面でも支障を来していたが、地震発生後3日目に受水槽から水を汲み取ることで確保できた。そもそも合同庁舎は、避難所に指定されておらず、食料・水の備蓄がなかった。情報も乏しかったことから避難者の不満・不安は徐々に増していくこととなった。

(3) 石巻港湾事務所〔所在地／石巻市中島町17-2〕

- ・ 地震発生直後、在席していた職員8人は建物の外に避難。
- ・ 港内をパトロール中の職員2人が港内の警備委託事業者職員に避難するよう指示し、急ぎ事務所に戻る。
- ・ 大津波警報が発表されたため、職員は身の危険を感じ避難を開始した。交差点の信号機は停電で動かず、道路は避難する自動車で大渋滞であったが、職員個々の臨機応変な判断で7人は日和山に、そのほかの3人は内陸方面へそれぞれ避難した。
- ・ 日和山へ避難した7人は、周辺が津波により浸水し、山を下りることが出来ず、3日間足止めされ食料の調達もままならない状態であった。
- ・ 内陸方面に避難した3人は、管内で冠水を免れた東部下水道事務所（石巻市）に集合し、同事務所から土木部港湾課に避難状況等を報告した。
- ・ 当日事務所を不在としていた職員は、県庁等に集合し、職員の安否確認等の情報収集に努めたが、数回の電話連絡後通信手段が途絶え、情報が交錯し正確な情報把握は困難を極めた。
- ・ 翌12日の午後に仮事務所を東部下水道事務所内に設置した。
- ・ 石巻港付近の冠水は、3日間解消されなかった。港内区域内の踏査は、冠水箇所を迂回しながら3月13日午後から行った。
- ・ 職員全員の無事が確認されたのは、3月14日夕方であった。

(4) 東部教育事務所〔所在地／石巻市中里一丁目4-32（石巻合同庁舎内）〕

- ・ 地震発生後、災害対策本部東部地方支部（以下「支部」）の屋外避難指示により、合同庁舎北側の来客用駐車場に避難し、駐車中の車のラジオから情報を得た。
- ・ 支部の指示により合同庁舎南東側の公用車車庫前駐車場に防災テントを設営するとともに、防災倉庫から毛布・ブルーシート・タオル等を公用車車庫に搬入した。
- ・ 石巻市防災無線で高台への避難の呼びかけがあった。支部からの指示により職員及び避難住民は、北側スロープから庁舎2階に上がった。2階は人で溢れ、身動きがとれない状況となった。
- ・ 5階大会議室に避難場所を設営するため、職員はストーブや椅子の設置等を行った。教育庁総務課に防災行政無線で職員の状況及び合同庁舎の状況を伝え、教育庁関係課への連絡を依頼した。
- ・ 津波により合同庁舎1階が冠水する。教育庁施設整備課及び義務教育課に防災行政無線により状況報告（津波、小中学校の情報などが取れないこと等）を行った。
- ・ 5階501会議室でけが人や病人の介助、トイレ利用者の照明係、給水が止まったため冠水した水

を汲み、トイレの水を流す係を交替により夜通し対応した。

東部地方支部の検証

◆合同庁舎の被災を想定しておらず、初動対応に支障が生じた<資源（物資）>

石巻合同庁舎は、津波による浸水想定区域外であったが、今回、想定を超える津波の被害にあったため、1 階の非常用電源、備蓄物資が水没、3 日間庁舎が孤立したため、初動対応に支障が生じた。今後は、衛星携帯電話の増設や携帯トイレ・食料等の備蓄、通信設備の高層階への移設等の事前対策を充実させるとともに、地震の揺れによる庁舎被害や停電・断水を想定した対応についても検討する必要がある。

◆合同庁舎が津波避難ビルとなり、多くの周辺住民が避難することができた<資源（物資）>

石巻合同庁舎が津波避難ビルとなることは事前には想定されていなかったが、事前に耐震改修をしていたため地震の揺れによる倒壊を免れ、周辺地域の住民約 300 人の貴重な避難場所として機能した。電気が使えないうえ食料等も不十分であったため避難環境としては良好とはいえないものの、もし合同庁舎が全壊し、避難することができなければ、住民の被害が拡大していた可能性がある。これを教訓に、万が一の災害に備え、合同庁舎等の公共施設の耐震性・安全性の確保を迅速に進めることが求められる。また、今回の被災をきっかけに、合同庁舎等の県有施設を津波浸水地域外に移転させる可能性があるが、その場合には、代替となる津波避難ビルの確保など地域の安全確保にも配慮すべきである。

◆石巻市、東松島市に情報連絡要員を派遣したが、情報連絡設備が不足した<資源（物資）>

東部地方振興事務所では、地震後すぐに、情報連絡要員を東松島市には公用車で、石巻市には徒歩で派遣し、両市の状況把握に努めたことは評価できる。ただし、地方振興事務所には衛星携帯電話が 1 台しかなかったため、合同庁舎の周りが津波によって浸水した状況下では、情報連絡要員と地方振興事務所との連絡手段として、情報連絡要員は各市の衛星携帯を借りるしかなかった。情報連絡要員の把握すべき情報内容、連絡手段、保有する設備等について明確な基準づくりが求められる。

◆石巻合同庁舎の代替拠点が確保できず、業務が非効率であった<資源（物資）>

石巻合同庁舎から、まず東部下水道事務所に地方振興事務所ほか庁舎内地方機関が移ったが、スペースや設備が不足し、業務環境としては劣悪であった。その後、地方支部構成機関は市内 8 か所（地方振興事務所としては 4 か所）の仮事務所に分散したため、会議や情報共有に支障が生じた。また、県庁では電子メールや庁内 LAN で情報を共有・伝達したつもりでも、通信環境が整っていない地方支部の執務環境ではそれらの情報にアクセスすることができなかった。県庁が現地の執務環境を把握できず、情報共有がスムーズに進まなかった点は反省点であろう。

これは石巻合同庁舎が想定以上の津波で被災したため、仕方のないところではあるが、津波以外の理由でも合同庁舎が使えなくなる可能性はある。あらかじめ代替拠点を決めていた気仙沼地方振興事務所の事例等を参考に、地方支部の各事務所が被災した場合の代替拠点や、その場合に必要となる県庁からの支援（人員、設備等）についても検討することが望ましい。

◆石巻合同庁舎に避難してきた地域住民に対する支援を、健康に配慮しつつ実施した

＜物資（職員）＞＜計画とマニュアル＞

石巻合同庁舎に避難してきた地域住民に対する支援を、東部保健福祉事務所が中心となり行った。東部保健福祉事務所の職員が避難している人の健康状態を確認し、体調が悪い人や人工透析患者などの医療支援が必要な人を別室に集め、東部保健福祉事務所の医師・保健師等が対応したことはとても有効であった。

石巻合同庁舎を避難所として活用するという事前想定がなかったことから、食料・生活物資などが不足した状況で対応せざるを得なかったが、薬務課によって平成 11 年度に石巻保健所に配備された救急医療セットが活用された。災害時には地域住民が行政機関に避難してくることが想定されることから、今後は、合同庁舎内に食料・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、庁舎に避難してくる住民への支援策を検討しておくことが求められる。

7 気仙沼地方支部

(1) 気仙沼地方振興事務所（総務部，地方振興部，農林振興部）

[所在地／気仙沼市朝日町 1－1（気仙沼合同庁舎内）]

【3月11日】

- ・ 合同庁舎（津波避難ビル指定）への避難者（218人）を庁舎4階に誘導・収容
- ・ 避難者の健康状態，常備薬の有無等，救急対応の必要を確認
- ・ 避難者名簿の作成
- ・ 本部事務局等へ衛星携帯電話等により状況報告及び救援要請
- ・ 被災状況の時系列ごとの整理
- ・ 庁舎内衛生環境の維持
- ・ 避難者への食料提供（少量）
- ・ 庁舎内防災物品（携帯トイレ，備蓄水等），職員用防寒服等の放出供用
- ・ 避難者状況確認のため庁舎内を夜間見回り
- ・ 合同庁舎外へ出張中の職員等は，気仙沼保健福祉事務所へ参集して地方支部体制の整備を図り，通信機器の不通に対処して，気仙沼市災害対策本部（防災センター）に職員2人を1時間ごとに交代で派遣して情報収集に努めた。

【3月12日】

- ・ 夜明け後，周辺の被災状況を調査し，徒歩脱出が危険な状況であることを確認
- ・ 合同庁舎外周辺避難者の存否確認
- ・ 帰宅を急ぐ避難者に対し，徒歩脱出の危険を説明の上，庁舎内にとどまるよう説得
- ・ レスキュー隊員の先導により，徒歩脱出可能な避難者を帰宅誘導
- ・ 避難している高齢者等の優先救助を要請
- ・ 移動困難者及び衰弱者の救出搬送のため，自衛隊へリ発着所までの移送介助

(2) 気仙沼地方振興事務所（水産漁港部）[所在地／気仙沼市港町 499]

- ・ 大津波警報が発表されたことから，事務所内にいた職員 17 人に対し，津波の際に災害対策本部

気仙沼地方支部となる気仙沼保健福祉事務所へ移動を指示。

- ・ 移動後の職員安否状況を確認（1人不明の状況であったが、翌日になって無事を確認）。
- ・ 携帯電話により出張中の職員及び休暇中の職員の安否確認を行った。
- ・ 停電、電話不通のため衛星防災無線（VSAT）設置。
- ・ 気仙沼地方振興事務所長が気仙沼保健福祉事務所に到着後、気仙沼保健福祉事務所内に災害対策本部気仙沼地方支部を設置。
- ・ 無線設置完了後、県災害対策本部等へ連絡。
- ・ 地方支部の下で衛星防災無線による情報収集及び無線電源となるポータブル発電機の稼働（給油等）に従事。
- ・ 地方支部会議を開催し、情報交換、共有等を実施。

(3) 気仙沼地方振興事務所南三陸支所・本吉農業改良普及センター

[所在地／南三陸町志津川字御前下 51-2（南三陸合同庁舎内）]

【3月11日】

ア 職員及び来庁者の安全確認

地震発生直後、合庁内にいた職員 10 人、（気仙沼地方振興事務所南三陸支所 4 人、本吉農業改良普及センター 2 人、同臨時職員 2 人、同パート職員 1 人、南三陸教育事務所 1 人）、庁舎清掃作業員 1 人、来客者 1 人にけががないことを確認した。

イ 大津波警報の発表と屋上への避難誘導

14 時 50 分を経過したころ、南三陸町の防災行政無線により、大津波警報が発表されたことを知る。

15 時ごろ、来庁者を誘導し職員を含めた全員が庁舎屋上に避難した。また、新たに入谷地区住民 1 人が避難してきた。一方、臨時職員のうち 1 人は、車で志津川中学校に避難した（中学校への避難を確認したのは津波到来後）。

職員が屋上から駐車場を見ていたところ、駐車中の車内に人影を発見。直ちに駐車場に降り、屋上に避難するよう誘導した。はじめは屋上への避難をためらっていたが、職員の説得に応じ 2 人が屋上に避難した（15 時 25 分ごろと思われる）。

この時点で、屋上への避難者は来庁者 4 人（避難者 3 人、来客 1 人）、職員 9 人（本吉農業改良普及センター 4 人（臨時職員等含）、気仙沼地方振興事務所南三陸支所 4 人、南三陸教育事務所 1 人）、庁舎清掃作業員 1 人の計 14 人であった。

ウ 津波の到来

屋上から海側を見ると、海岸線と思われる付近が黄色に煙ったように見えた。その後、海側の建物の中から、また、合同庁舎脇の八幡川を津波が遡上するのを確認した（15 時 27 分ごろ）。

八幡川からあふれた津波は、合同庁舎駐車場に流れ込み、瞬間に駐車中の車を押し流した。水位は急激に上昇し、建物を根こそぎさらい、車を流しながら、合同庁舎西側の数 km 先まで到達したように見えた。最大水位は、15 時 40 分ごろ、3 階建ての合同庁舎の 3 階天井付近まで上がった。この時点で、さらに水位が上昇することも考えられたことから、屋上から 3 m ほど高い機械室の上へはしごを上り避難した。このうち、避難者 2 人は高齢であり、何人かの介助を必要としたが、何

とか避難した。天候は雪、非常に寒く、波が引いた後、機械室の下に降りた。

津波は 16 時ごろには一旦引いたが、その後夜中まで何度も引いては寄せた。

エ 職員・家族の安否確認

屋上から出張中の職員に携帯電話で連絡を取ろうとしたがつながらなかった。

ただし、本吉農業改良普及センター所長とはとぎれとぎれではあったが 3 度ほど連絡がつき状況を説明した。また、それぞれ、家族等と連絡を取ったが、地震発生直後はつながったものの、その後はなかなか連絡が取れなくなった。

オ 来庁者の 1 人の帰宅

来庁者のうち 1 人が、職員の制止を振り切り、津波が引いた状況を見て徒歩で帰宅した（17 時ごろと思われる）。後日、無事を確認。

カ 所長の登庁

20 時 30 分ごろ、本吉農業改良普及センター所長が、菓子や飲み物を持参し登庁した。

すでに自衛隊が到着していること、志津川小森付近まで津波が到達していることなどを知った。

その後の対応を協議し、夜間は移動せず、翌朝志津川中学校に移動することとした。屋外は寒く機械室の中に避難していたが、それでも寒いため、非常階段や室内に流れ込んだ木材等のガレキを屋上で燃やして暖をとった。

【3月12日】

ア 志津川中学校への移動

翌 12 日、夜が明けてきた 6 時ごろ、全員が徒歩で志津川中学校に移動し、職員室内で休息を取った。

イ 南三陸町入谷地区への移動

合同庁舎が壊滅状態であること、職員の交通手段がないこと、他の職員の安否確認ができていないことなどから、一旦全員が帰宅し体制を整え、翌 13 日に登米合同庁舎に登庁することとした。

自宅に戻るため、所長が車を置いている南三陸町入谷地区へ移動することとし、8 時ごろ、これまで行動をともにしてきた高齢の避難者 2 人以外の全員が徒歩で入谷地区に移動した。残った避難者 2 人は中学校内に設置された避難所にとどまった。

入谷地区からは、歌津・気仙沼方面の職員は所長が、登米・大崎方面の職員は入谷地区住民の御厚意で、それぞれ車で移動した。登米・大崎方面は一旦登米合同庁舎で下車し、そこから家族の迎え等で帰宅した。

ウ 職員の安否確認

帰宅後、職員の安否確認のため携帯電話で連絡を取ろうとしたが、つながらない状況であった。

(4) 気仙沼県税事務所〔所在地／気仙沼市朝日町 1 - 1（気仙沼合同庁舎内）〕

ア 地震・津波発生時の状況

地震発生時に、職員 11 人及び税務嘱託員 1 人が気仙沼合同庁舎 2 階執務室に在席していた。また、11 日は県議選立候補者説明会があり立候補者の後援者、マスコミ関係者等が来庁していたが、地震後即時に説明会を中止し、立候補者後援者等は速やかに帰宅する。

その後、津波の第一波が押し寄せたことから 4 階以上に避難するよう声がけし、執務室入口を施

錠した後（余裕が無く書類等の持ち出しは出来ず。）、職員と残っていたマスコミ関係者が4階に避難した。避難途中で出会った近隣の工場等から避難してきた住民に対しても、4階以上に避難するよう声がけしながら避難を誘導した。

イ 一次（4階及び屋上）避難後の対応

携帯電話で、休暇を取っていた職員及び職員家族への安否確認を行ったが、ほとんどつながらず確認出来なかった。

職員は避難住民とともに4階会議室で夜を過ごした。

翌日、執務室を確認したところ天井付近まで浸水し全壊状態であり、机・書類等は散乱状態でその場での書類等の持ち出しは出来なかった。

ウ 合庁からの避難

12日15時ごろ、翌日13日に災害対策本部地方支部（気仙沼保健福祉事務所）に登庁することを確認し、職員の多くは徒歩で自宅・同僚宅に向かう。また、一部の職員は、避難民が徒歩で避難所（気仙沼小学校）に向かうのに同行する。職員数名は残り、合庁4階で再び夜を過ごした。避難住民も一部残る。

13日7時ごろに残留職員、避難者が徒歩で避難所に向かったが、途中で潮が高くなってきたため待避し、海上自衛隊のヘリコプターで救出され、避難所である気仙沼小学校に到着した。

(5) 気仙沼保健福祉事務所〔所在地／気仙沼市東新城三丁目3-3〕

地震発生直後、職員の安否確認と並行して庁舎の損壊状況確認を行った。損壊は小規模であったが、電気・通信網が断絶し情報の受発信ができなくなった中、津波が隣接する大川を遡上してきたため、重要書類や緊急時持ち出し品等を2階に移動させ、身の安全を確保しながら警戒に当たった。

結果的に津波の被災は免れたが、電気・ガス・水道のライフラインが止まった中で夜を迎え、津波被害を避けて当所に一時避難してきた周辺住民をより安全な指定避難所への移送支援や、いち早く当所へ避難してきた気仙沼地方振興事務所水産漁港部職員（16人）とともに衛星防災無線（VSAT）設置等の対応を行った。

ラジオからの情報しか無く、危険と隣り合わせで身動きできない中で災害対応活動方針の検討を行い、夜明けとともに活動準備を始めた。また、車が走行できる範囲で管内の医療機関や介護施設・水道施設等の状況確認を行ったが、範囲が限定されるとともに、通信網の障害により具体的な情報の受発信ができなかった。

一方、避難してきた他公所の職員とともに、庁舎2階に県災害対策本部気仙沼地方支部の設営準備を行った。また、12日朝からは付近の河川水を汲み置き、所内1階トイレを使用可能とした。

(6) 南三陸教育事務所〔所在地／南三陸町志津川字御前下51-2（南三陸合同庁舎内）〕

【3月11日】

地震発生後、すぐに南三陸町防災無線で大津波警報が出された。

南三陸教育事務所では、13時30分から管内小・中学校の事務担当者の会議を行っていたが、直ちに会議を中断の上、出席者を合同庁舎の外へ誘導し、車での避難者は、海岸の反対方向（入谷方面）へ避難するよう指示・誘導した。

その後、職員等は近くの高台にある南三陸町立志津川中学校へ避難した。

15時27分ごろ津波が来襲し、南三陸町は壊滅的な被害を受けた。南三陸合同庁舎も屋上付近まで水没、教育事務所等の備品、書類及びデータのほとんどが流失した。職員1人が、他の公所職員と庁舎管理のため合庁に残ったが、津波により孤立、屋上で一夜を過ごした。

志津川中学校へ避難した職員は、当所職員等の避難状況を確認後、同中学校職員による避難者の受け入れ対応を支援しながら一夜を過ごした。また、当所職員1人が南三陸町への災害支援派遣職員として、避難誘導の後に南三陸町役場の災害対策本部へ向かったが、同本部が津波により被災し、町職員とともに安否確認ができない状況にあった。

【3月12日】

避難職員等は志津川中学校避難所で同校職員と避難所運営支援業務に従事するとともに、近隣の学校等の被災状況等の情報収集と職員の安否確認を行ったが、通信回線と幹線道路の遮断で、広範囲の調査はできなかった。災害派遣で、町役場に向かった職員は不明のままである。

気仙沼地方支部の検証

◆非常用発電機及び通信設備が、津波浸水などによって利用できなくなった

＜資源（設備）＞

気仙沼合同庁舎は、津波浸水想定区域内に立地していた。しかし、商用電源設備、非常用発電機、防災行政無線及び宮城県総合防災情報システム（MIDORI）のサーバー機器は、地下から2階までの低層階に設置されており、津波によって全て水没した。そのため、本庁や自治体と連絡をとれる手段が、衛星携帯電話のみとなった。

気仙沼合同庁舎は、震災前より、津波の想定浸水区域内に位置していたことから、これらの設備を上層階に移すという計画はあったものの、実施されていなかった。災害対応で、最低限必要となる重要な通信や電源設備類は、上層階に設置するなどの津波浸水対応を実施する必要がある。また、保健福祉事務所に備えていた自家発電装置は、津波による浸水はしなかったものの、原因は不明であるが動かなかった。今後は定期的に動作確認するなど災害時に利用できるよう準備をしておく必要がある。

◆気仙沼合同庁舎は、市による津波時一時避難ビルとして位置付けられていたが、長期に市民を収容する避難所としては機能が不足した

＜計画とマニュアル＞

気仙沼合同庁舎は、気仙沼市によって津波避難ビルとして位置付けられており、本災害では218人の市民の避難に役立った。また、職員用の備蓄物資として飲料水や食糧を、津波を想定して4階に備蓄していたため、浸水を免れ配布することができた。しかし、収容避難所ではなく、一時的な避難施設の位置付けであったため、住民用の食料の備蓄はなく、収容した多数の被災者に長期に食料を供給できる量はなかった。

今後、津波避難ビルの整備促進を図る上では、県や国、民間の施設などを指定する際に、食料や物資の備蓄をどのような役割分担や費用負担で行うか、補助制度を含めて、全県的に検討する必要がある。

◆備蓄していた可搬型 VSAT を、事前の準備により迅速に運用できたが、地方支部業務を行うためには非常用通信機器数が不足した

＜資源（設備）＞

合同庁舎が浸水することを想定し、保健福祉事務所の近くの県職員宿舎に、可搬型 VSAT 無線機と非常用電源を保管していた。さらに、これら設備を設置するためのマニュアルを作成し、事前に訓練も行っていたことから、災害時に迅速に VSAT を設置でき、本庁などとの衛星通信回線を確保することができた。

しかし、地方支部業務を行うためには、備蓄していた VSAT 衛星携帯電話と可搬型 VSAT 無線機では回線数が不足した。今後は、より業務を円滑に遂行するためには、非常用通信機器の備蓄数の増強が必要である。

◆気仙沼保健福祉事務所の建物は災害対策本部気仙沼地方支部として使用されたため、気仙沼保健福祉事務所の職員は、初動期において、事務所業務に加え、対策本部の一職員としての業務も行った

＜県庁内部での調整＞＜情報＞

気仙沼地方支部では、災害発生時に支部庁舎が被災して使用できない場合、気仙沼保健福祉事務所の建物で災害対策本部業務を行う計画になっていた。そのため、気仙沼保健福祉事務所の建物内に災害対策本部気仙沼地方支部が置かれた。震災直後は、被害が甚大で、通信・道路網が断絶し、沿岸部を中心に管内全域が壊滅的な状態にあったことから、初動活動は困難を極めた。県北沿岸部という地理的条件にある気仙沼地域では、応援人員や支援物資などがすぐには期待できなかったため、気仙沼保健福祉事務所の職員のうち、保健活動支援に従事する保健師、理学療法士、管理栄養士や薬剤師、獣医師等の技術職員を中心に現地巡回する等、被害状況を把握するという重要な役割を果たした。

しかし、管内の全体的な被害状況の把握は困難であったため、保健福祉施設・水道施設等の被害状況調査、入所者や職員の安否確認、避難所や在宅の高齢者・障害者等の被災者への支援策の検討等に時間を要した。今後は、広域で甚大な被害が発生する災害であっても、より迅速に対応できるよう、通信連絡手段の確保等や災害直後に保健福祉事務所として活動する内容を確認し、内陸部の他の保健福祉事務所との協力体制の構築について再検討することが重要である。

◆地方支部が被災した時の対応を事前に検討しておくべきである

＜計画とマニュアル＞

本来ならば地方支部は、市町村を支援する立場であるが、地方支部が被災した場合には、通常時のように市町村の支援ができない。本庁から避難所調査や支援の依頼があり、業務量が増加する一方、職員数が不足することになる。また、市立病院からの患者の受入調整、物資調整、被害報告など、被災市町から県への連絡については、当初は地方支部経由で調整していたが、後には市町から県庁に直接報告されるようになった。

本庁と地方支部、被災市町の情報の流れや、本庁や他の地方支部からの応援人員の派遣を含めて、地方支部が被災した時の対応について事前に十分に検討しておくべきである。

◆震災直後の地方支部の体制として、3月13日より、情報管理部と本部体制維持部の2部体制を立ち上げ、状況の変化に応じてさらに細かく班を分けて対応した

＜資源（職員）＞

気仙沼地方支部が合同庁舎から気仙沼保健福祉事務所へ移動できた3月13日から、情報管理部と本部体制維持部という2部体制を立ち上げたことは、限られた人員で、その時点で必要な業務を進めるために有効であった。

情報管理部は、通信手段が限られる中での情報収集を行った。本部体制維持部は、本部の維持管理を目的とし、物資調達や炊き出しなどを行った。職員自身も被災者であり、家や車、物資調達が難しい中で、保健福祉事務所での炊き出し、ガソリンなどの物資の調達、公用車の運行の管理、避難者や近隣の人の苦情や助けへの対応、事務所内の清掃、物資調達の会計などを行った。発災後いち早く体制を立ち上げ、復旧・復興に向けて対応したことは、迅速な行動と評価できる。

